

やまがた 子育て応援プラン

(令和2年度～6年度)

「山形で子育てしたい!!」
—「子育てするなら山形県」県民みんなが応援団—

【山形県次世代育成支援行動計画】
【山形県子ども・子育て支援事業支援計画】

令和2年3月

山形県





「山形県で子育てしたい!!」と実感できる 「子育てするなら山形県」の実現に向けて

子どもは、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望です。

誰もが安心して子どもを生み、育てることができること、そして次代を担う子どもたちが、夢や希望を抱き、健やかに心豊かに成長することは、私たちの願いです。

県では、人口減少・少子化対策を県政の最重要課題の一つと位置づけ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現に向けて、市町村や企業、民間団体と一体となり、全県を挙げて取組みを進めてまいりました。

しかしながら、山形県は、全国よりも10年程度先んじた状態で少子高齢化が進行し、これまでに経験したことのない本格的な人口減少社会に直面しています。

人口減少の進行は、経済成長の低下や社会保障における現役世代の負担増、子どもの成長への影響、地域コミュニティ機能の低下など、経済・社会面に大きな影響を及ぼします。

このようなことから、少子化の流れに歯止めをかけるため、令和という新しい時代にふさわしい新「やまがた子育て応援プラン」を策定いたしました。

山形県には、四季折々に美しい姿を見せる豊かな自然、先人が磨き上げてきた精神文化と知恵や技、美味しい食べ物、祭り、伝統行事など多くの地域資源が受け継がれております。

新「やまがた子育て応援プラン」では、こうした山形県の特徴を生かし、本県の次代を担う子どもたちや若者が郷土への愛着と誇りを持ち、豊かな自然や文化と関わりながら、郷土で活躍できる環境づくりや、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援、家庭と仕事の両立支援に取り組むこととしております。また、こうした環境が整う山形県で子育てする心地良さを県内だけでなく、県外に向けても広く情報発信してまいります。

このプランを確実に推進し、「山形県で子育てしたい!!」と実感できる「子育てするなら山形県」を実現するためには、県民の皆様をはじめ、地域や企業の皆様の参画による“県民総ぐるみ”の取組みが不可欠でありますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、このプランを策定するにあたり、子育てするなら山形県推進協議会委員各位はじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

山形県知事 吉村 美栄子

目次

I 計画策定にあたって

1 趣旨・背景	3
2 計画の性格	4
3 計画期間	4

II 計画の推進

1 計画の推進体制	5
2 各主体の役割	6
3 計画の評価等	7

III 前計画の進捗状況

1 施策効果の検証指標と進捗状況	8
2 計画に掲げる数値目標の進捗状況	10

IV 少子化と子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状	12
2 少子化の要因	15
3 家庭の状況	24
4 子どもを取り巻く環境	26
5 就労の状況	27

V 計画の基本的な考え方

1 目指す社会	32
2 基本的視点	32
3 施策の構成	33
4 ライフステージに応じた施策の展開	44

VI 具体的な施策

基本の柱1 若者がやまがた暮らしをするために	45
基本の柱2 これから出会い、家族になるために	59
基本の柱3 安心して子どもを産み育てるために	64
基本の柱4 困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために	74
基本の柱5 社会全体で子育てを支え、子育ても仕事も楽しむために	83

VII 成果指標と数値目標

1 成果指標	100
2 数値目標	100

Ⅷ 保育サービス等の提供

～ 子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」～

1 就学前児童の保育等の状況	102
2 区域の設定	104
3 保育サービス等の提供に係る取組方針	104
4 教育・保育施設及び地域型保育事業	105
5 地域子ども・子育て支援事業について	107

■ 参考資料

山形県子育て基本条例	113
子育てするなら山形県推進協議会条例	116
子育てするなら山形県推進協議会委員名簿	117
「子育てするなら山形県」推進本部設置要綱	119

I 計画策定にあたって

1 趣旨・背景

山形県では、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、同年に、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～26年度））を策定しました。さらに平成27年度には、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、「やまがた子育て応援プラン（平成27年度～令和元年度）」を策定し、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するよう、また、一人ひとりの出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶い、みんなで支え合う「子育てするなら山形県」の実現に向けて、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、本県においても、全国と同様に、未婚化・晩婚化の進行や、進学・就職に伴う若年層、特に女性の県外流出が続いてきたことなどから、出生数は平成30年に6,973人と、初めて7,000人を切り、少子化の流れに歯止めがかからない現状にあります。

結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。しかし、少子化社会は、結婚や出産の希望が叶えにくい社会ともなりますし、また、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担増加、地域経済の活力の低下などの懸念に加え、子どもの交流機会の減少による子どもの健やかな成長への影響など、地域社会の根幹を揺るがす大きな危機となります。

本県における少子化・人口減少は、出会いの少なさや結婚観・家庭観の変化等に起因する未婚化・晩婚化の進行、経済的負担の増大や核家族化の進展による子どもを持つこと・子育てに対する不安感・負担感の増大、さらには非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化、大都市圏と地方圏の就業機会・生活環境等の格差など、様々な要因が重なった構造的な問題です。少子化対策はその効果が表れるまでに長い時間を要することから、集中的な取組みに加え、長期的展望に立って、粘り強く少子化対策を進めていくことが必要です。

このため、「やまがた子育て応援プラン」が計画期間である5年間を経過するのに伴い、山形で暮らす若者が、出会い、結婚し、妊娠、出産、子育てするまでの切れ目のない支援に加え、その支援の輪を山形に来てみたいと思っている人や家族にまで広げ、山形県民だけでなく、県外の人からも、「山形県で子育てしたい！」と思ってもらえる「子育てするなら山形県」の実現を目指す、新たな「やまがた子育て応援プラン」を策定するものです。

2 計画の性格

「やまがた子育て応援プラン」は次の3つの法令等に基づき策定する計画です。

- 次世代育成支援対策推進法(※) (平成15年法律第120号)に基づく山形県の行動計画です。
- 子ども・子育て支援法(※) (平成24年法律第65号)に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画です。
- 山形県子育て基本条例 (平成22年3月県条例第4号)に基づき、第4次山形県総合発展計画(※)を上位計画として、「子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画です。
- さらに、「山形県子ども・若者ビジョン」(※)、「第6次山形県教育振興計画」(※)など関係計画と連携した計画とします。

※ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるもの。

※ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講ずるもの。

※ 第4次山形県総合発展計画

県づくりの指針となる本県の総合計画。令和2年3月策定。

※ 山形県子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画及び山形県青少年健全育成条例に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画。

※ 第6次山形県教育振興計画 (後期計画)

本県教育の目指すべき姿と、中期的に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性と具体的な取り組みをまとめたもの。教育基本法に基づく「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付け。

3 計画期間

- 令和2年度から6年度までの5ヵ年計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

II

計画の推進

1 計画の推進体制

計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携協力しながら、取組みを進めていくことが大切です。

① 県における推進体制

- 条例の基本理念に沿って、全庁的な推進体制である「子育てするなら山形県」推進本部(※)を中心に、関係部局相互の連携を図りながら、総合的に施策を展開します。

【基本理念】

- ・子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- ・父母その他の保護者が、子育ての第一義的責任を有するものであること。
- ・県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- ・結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

② 県民各層の参加と協働

- 県民総ぐるみで子育て支援に積極的に取り組むため、「山形みんなで子育て応援団」や、各地域で展開する「地域みんなで子育て応援団」(※)において県民運動を推進するなど、県民各層の参加と協働により施策を積極的に展開していきます。

※「子育てするなら山形県」推進本部：次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するための、知事を本部長とする全庁的組織。

※「山形みんなで子育て応援団」：県民総ぐるみで子育てを支援していくため、関係団体、企業及び行政機関等が本県の少子化対策の必要性について理解を共有し、各々の役割分担に従い、連携しつつ、率先して具体的な活動を実践する県民運動の推進母体。

※「地域みんなで子育て応援団」：子育て家庭が応援団の活動を身近に感じ、よりきめ細かな支援を受けることができるよう、県内4地域において県民運動を行う組織。

2 各主体の役割

- 計画の推進にあたって、各主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たし、お互いに連携協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが大切です。

〔県の役割〕

- 少子化対策、子育て支援策は、県政の最重要課題であり、計画に基づき、子育てや子どもの健やかで心豊かな育ちを支援するため、総合的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民、家庭、企業、保育所等、地域社会などの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供に努めます。

〔市町村の役割〕

- 県民に最も身近な存在である市町村は、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画等に基づき、関係機関・団体等と連携のもと、結婚支援、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育などの施策をきめ細かく展開することが求められます。

〔県民の役割〕

- 県民一人ひとりが子育てや子どもの育ちに関心を持ち、それぞれの立場でできることから支援していくことが求められます。
- それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、子どもたちが地域の特色ある資源を活用した自然体験、文化体験、社会体験など、本県の特色を生かした体験をすることができるよう支援していくことも大切です。

〔家庭（保護者）の役割〕

- 家庭（保護者）は子どもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、子どもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。父母その他の保護者は、男女が共に家事や育児を担い家族の絆を大切にしながら、愛情と責任を持って子どもの模範となり、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかで心豊かな人間となるよう育むことが求められます。

〔企業（事業者）の役割〕

- 企業は、仕事と家庭の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。育児休業制度の普及・定着をはじめ、働き方の見直し、女性の活躍など、男女共に子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

〔保育所・幼稚園・学校の役割〕

- 保育所、幼稚園、認定こども園及び学校は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。家庭や地域との連携を図りながら、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、生

命をつなぐ教育の推進や、結婚や子育てを含めたライフデザイン形成支援に取り組んでいくことが求められます。

〔地域社会の役割〕

- 地域社会は、子育て家庭や子どもの健やかで心豊かな育ちを支えていくための大切な場です。いわゆる「ご近所」づきあい、町内会など地域コミュニティをはじめ、子育てサークル、NPO、団体などが相互に連携しながら、子どもの遊び場の提供や安全対策など、子どもの健全育成のための取組みが求められます。

3 計画の評価等

① 計画の評価体制

- 施策の評価は、「子育てするなら山形県」推進本部において行います。
- 施策の評価に際しては、外部委員等からなる子育てするなら山形県推進協議会(※)において、外部評価を行います。

② 評価手法

- 計画に盛り込まれた施策については、成果指標と、施策ごとの数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価します(成果指標、数値目標は、P100～に記載)。

③ 評価を踏まえた対応

- 評価結果は、翌年度以降の施策の改善につなげていきます。
- 評価結果については、毎年度その内容を公表します。

※ 子育てするなら山形県推進協議会：県民が「子育てするなら山形県」と誇れる地域社会の実現に向けて、県民と行政、企業が一丸となり、それぞれの立場で、子どもと子育て家庭への支援の取組みを推進するための組織で、外部委員等からなる。

Ⅲ

前計画の進捗状況

平成 27 年に策定された「やまがた子育て応援プラン」の評価については、施策ごとの数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで進捗状況を評価するとともに、「目指す社会」の実現に向けた計画期間内における施策の評価について、指標を設定し検証しています。

1 施策効果の検証指標と現状

【目指す社会 1】

結婚や子育てへの一人ひとりの希望が叶い、安心して子どもを産み育てることができる社会

指標	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
①合計特殊出生率	◆ 1.50 (H25) (東北大学再計算値) ※ 1.47 (H25) 【厚生労働省「人口動態統計」】		◆ 1.48 (H30) 1.45 (H29) 1.47 (H28) 1.48 (H27)	1.70
②婚姻率 (20歳～44歳)	◆ 16.07 (H25)		◆ 15.13 (H30) 15.79 (H29) 15.25 (H28) 15.70 (H27)	上昇

出典 ①厚生労働省「人口動態統計」、②県子育て支援課調べ

【目指す社会 2】

県民や地域、企業等の参加により世代を越えてみんなで子育てを支え合う社会

指標	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
③育児休業取得率	◆ H25年調査 男性：0.7% 女性：87.3%		◆ H30年調査 男性：5.0% 女性：96.5% H29年調査 男性：3.9% 女性：93.5% H28年調査 男性：3.4% 女性：93.7% H27年調査 男性：2.1% 女性：89.7%	男性：13% 女性：90%
④ファミリー・サポート・センターにおけるサービス提供会員数	◆ 1,776人 (H25)		◆ 1,604人 (H30) 1,596人 (H29) 1,659人 (H28) 1,662人 (H27)	2,300人

出典 ③県：「山形県労働条件等実態調査」(県雇用対策課) 全国：「雇用均等基本調査」(厚生労働省)

④県子育て支援課調べ

【目指す社会 3】

子どもが郷土に愛着や誇りを持ち、自然や文化と関わりながら、将来の夢を描いて生き生きと暮らすことができる社会

指標	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
⑤「夢や目標を持つ」子どもの割合	◆ H25年調査 小学生 89.2% 中学生 74.6%	小学生 ↓ 中学生 ↑	◆ H30年調査 小学生 86.2% 中学生 75.5% H29年調査 小学生 87.2% 中学生 72.7% H28年調査 小学生 85.8% 中学生 72.8% H27年調査 小学生 87.6% 中学生 72.9%	上昇
⑥若者の県外転出 転出超過者数 (18歳～30歳)	◆ 3,603人 (H25)	↑	◆ 2,889人 (H30) 3,162人 (H29) 3,404人 (H28) 3,413人 (H27)	縮小

出典 ⑤「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑥「山形県の人口と世帯数」(県統計企画課)

【課題】

- ・県内外の若い世代に対し、結婚や子育て、県内での暮らし、就職を前向きに考えてもらう情報発信
- ・若者同士が交流し、共に活動する機会の創出
- ・若者の県内定着・回帰の促進
- ・社会全体で結婚や子育てを応援する体制の強化
- ・男性の育児・家事参画の推進
- ・貧困の世代間連鎖を断ち切るための支援
- ・ひとり親家庭に対する支援
- ・女性の就労継続のためのサポート体制

2 計画に掲げる数値目標の進捗状況

指 標 等	策定時の現状	目標年度	目標値	実績
基本の柱1 結婚支援の充実・強化				
(1) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援				
出会いイベントにおける交際成立数	642件(H25)	R元	700件	819件(H30)
「やまがた出会いサポートセンター」登録会員数	441人(H25)	R元	2,000人	1,357人(H30)
「やまがた出会いサポートセンター」及び「やまがた縁結びたい」におけるお見合い件数の増	263件(H25)	R元	660件	1,248件(H30)
(2) 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援				
次代の親としての意識の醸成に係る授業を実施した県立高等学校の割合	H27教材作成	R元	100%	84.0%(H30)
基本の柱2 子育て支援の充実・強化				
(1) 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実				
母子保健コーディネーターを配置する市町村数	0(H26)	R元	18市町村	28市町村(H30)
不妊専門相談件数	65件(H25)	R元	75件	59件(H30)
1歳6ヶ月児健診受診率(未就学児の状況把握分を含む)	100%(H25)	R元	100%	100%(H30)
3歳児健診受診率(未就学児の状況把握分を含む)	100%(H25)	R元	100%	100%(H30)
新生児死亡率	1.7(H21～25平均)	R元	1.2	1.4(H26～30平均)
周産期死亡率	4.3(H21～25平均)	R元	4.3	4.3(H26～30平均)
妊産婦死亡率	4.6(H21～25平均)	R元	3.9	2.5(H26～30平均)
15歳未満人口10万人あたりの小児科医	97.2人(H24)	R元	全国平均以上 ※参考H30 112.4人	111.0人(H30)
利用者支援事業実施箇所数	0箇所(H25)	R元	40箇所	39箇所(H30)
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施市町村数	11市町村(H25)	R元	17市町村	19市町村(H30)
(2) 地域における子育て支援の充実				
やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数	3,425店舗(H25)	R元	4,000店舗	3,424店舗(H30)
シルバー人材センターにおける育児支援利用件数	58件(H25)	R元	120件	53件(H30)
(3) 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり				
法指定通学路整備率	73.4%(H25)	R元	75%	77.9%(H30)
使用禁止遊具数	16基(H26)	R元	0基	0基(H30)
(5) ひとり親家庭への支援				
家庭生活支援員(ヘルパー)の登録人数	242人(H25)	R元	270人	249人(H30)
(6) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備				
要保護児童対策地域協議会の年間開催件数(市町村平均)	3.8回(H25)	R元	8回以上	6.3回(H30)
里親委託率	13.5%(H25)	R元	17.5%	20.0%(H30)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施箇所数	3ホーム	R元	3ホーム	3ホーム(H30)
地域小規模児童養護施設(グループホーム)の設置箇所数	—	R元	2箇所	1箇所(H30)
児童養護施設の小規模グループケアの実施箇所数	6箇所(H25)	R元	15箇所	7箇所(H30)
不登校児童の出現率(小学校)	0.28%(H25)	R元	減少	0.4%(H30)
不登校生徒の出現率(中学校)	2.28%(H25)	R元	減少	2.69%(H30)
(7) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開				
家庭教育講座等を実施した市町村	33市町村(H25)	R元	全市町村	33市町村(H30)
幼稚園・保育所等と合同研修を実施した小学校の割合	75.6%(H25)	R元	85%	83.1%(H30)
地域の行事に参加している児童の割合(小学校)	86.3%(H26)	R元	90%	80.9%(H30)
地域の行事に参加している生徒の割合(中学校)	59.0%(H26)	R元	70%	59.1%(H30)
高校生のうちボランティア活動に参加した生徒の割合	77.8%(H26)	R元	100%	82.7%(H30)
環境学習・環境保全活動への参加者数	140千人(H25)	R元	143千人	174千人(H30)
「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	281団体(H25)	R元	300団体	307団体(H30)
毎日朝食を摂っている児童の割合(小6)	90.8%(H26)	R元	増加	86.5%(H30)
毎日朝食を摂っている生徒の割合(中3)	87.5%(H26)	R元	増加	84.3%(H30)

指標等	策定時の現状	目標年度	目標値	実績
基本の柱3 仕事と家庭の両立支援の推進				
(1) 両立を支援する保育サービス等の充実				
保育所入所待機児童数	0人(H26.4.1)	R元	0人	45人(H30)
低年齢児保育確保数	10,056人(H25)	R元	11,863人→12,609人 (※H29に変更)	11,887人(H30)
延長保育実施箇所数	177箇所(H25)	R元	270箇所	206箇所(H30)
病後児保育実施箇所数	40箇所(H25)	R元	57箇所	66箇所(H30)
(うち病児対応型・病後児対応型)	15箇所(H25)	R元	30箇所	28箇所(H30)
(うち体調不良児対応型)	25箇所(H25)	R元	27箇所	38箇所(H30)
ファミリーサポートセンター設置数	21箇所(H25)	R元	26箇所	24箇所(H30)
保育所等による一時預かり実施箇所数	121箇所(H25)	R元	233箇所	202箇所(H30)
放課後児童クラブの設置数	270箇所(H25)	R元	310箇所→350箇所 (※H29に変更)	318箇所(H30)
放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかを実施する小学校区の割合	86.5%(H25)	R元	100%	97.9%(H30)
放課後児童支援員認定資格研修受講者数	1,137名(H25) ※計画策定時対象者数	R元	1,300名	1,057名(H30)
(2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化				
育休取得率(男性、女性)	男性:0.7%(H25)	R元	13%	5.0%(H30)
	女性:87.3%(H25)	R元	90%	96.5%(H30)
両立支援措置普及率(注)	61.1%(H25)	R元	現状より向上	72.1%(H30)
年間総労働時間	1,865時間(H25)	R元	現状より改善	1821.6時間(H30)
年間年休取得日数	9.7日(H25)	R元	現状より改善	9.3日(H30)
農村地域における家族経営協定数	897戸(H25)	R元	1,000戸	1,023戸(H30)
「山形いきいき子育て応援宣言企業」実践・優秀企業数	31社(H25)	R元	300社(R2)	297社(H30)
一般事業主行動計画策定のための訪問企業数	930件(H25)	R元	1,530件	1,661社(H30)
離転職者職業訓練参加者の就職率	67.7%(H25)	R元	68.0%	67.6%(H30暫定値)
(3) 男性の育児・家事参画の促進				
育休休業取得率(男性)【再掲】	男性:0.7%(H25)	R元	13%	5.0%(H30)
(4) 女性の活躍の促進				
県審議会等委員に占める女性委員の割合	43.2%(H25)	R元	50%程度を維持	51.7%(H30)
マザーズジョブサポート山形の利用者就職数	— (H26.9開所)	R2	350件(累計)	858件(H30)
(5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進				
県審議会等委員に占める女性委員の割合【再掲】	43.2%(H25)	R元	50%程度を維持	51.7%(H30)
基本の柱4 若者が活躍できる環境づくりの推進				
(1) 若者の意欲の醸成				
若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合	59.1%(H25)	R元	100%	100%(H30)
地域活動に取り組む青年グループ数	30市町村62団体 (H25)	R元	35市町村70団体	27市町村75団体 (H30)
高校生のうちボランティア活動に参加した生徒の割合【再掲】	77.8%(H26)	R元	100%	82.7%(H30)
(2) 若者の生活基盤(雇用)の確保				
就職を希望している高校生の就職率	99.3%(H26.3)	R元	100%	99.5%(県) 99.7%(労働局) (H30)
高校生の県内就職率	77.2%(H26.3)	R元	80%以上	77.9%(H30)
産業技術短期大学卒業就職者の県内就職率	83.5%(H25)	R元	83.5%	84.5%(H30)
新規就農者数	251人(H25)	R元	300人	344人(H30)
若者就職支援センター利用者数	13,373人(H25)	R元	15,000人	12,880人(H30)
若者就職支援センター登録者の就職率	33.0%	R元	36%	60.2%(H30)
(3) 若者の地域への愛着や誇りの涵養				
「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数【再掲】	281団体(H25)	R元	300団体	307団体(H30)
「やまがたおこしあいネット」への参加団体数	213団体(H25)	R元	350団体	332団体(H30)
(4) UJIターンによる若者の県内移住促進				
Uターン情報センター利用者数	1,673人(H25)	R元	2,000人	1,865人(H30)

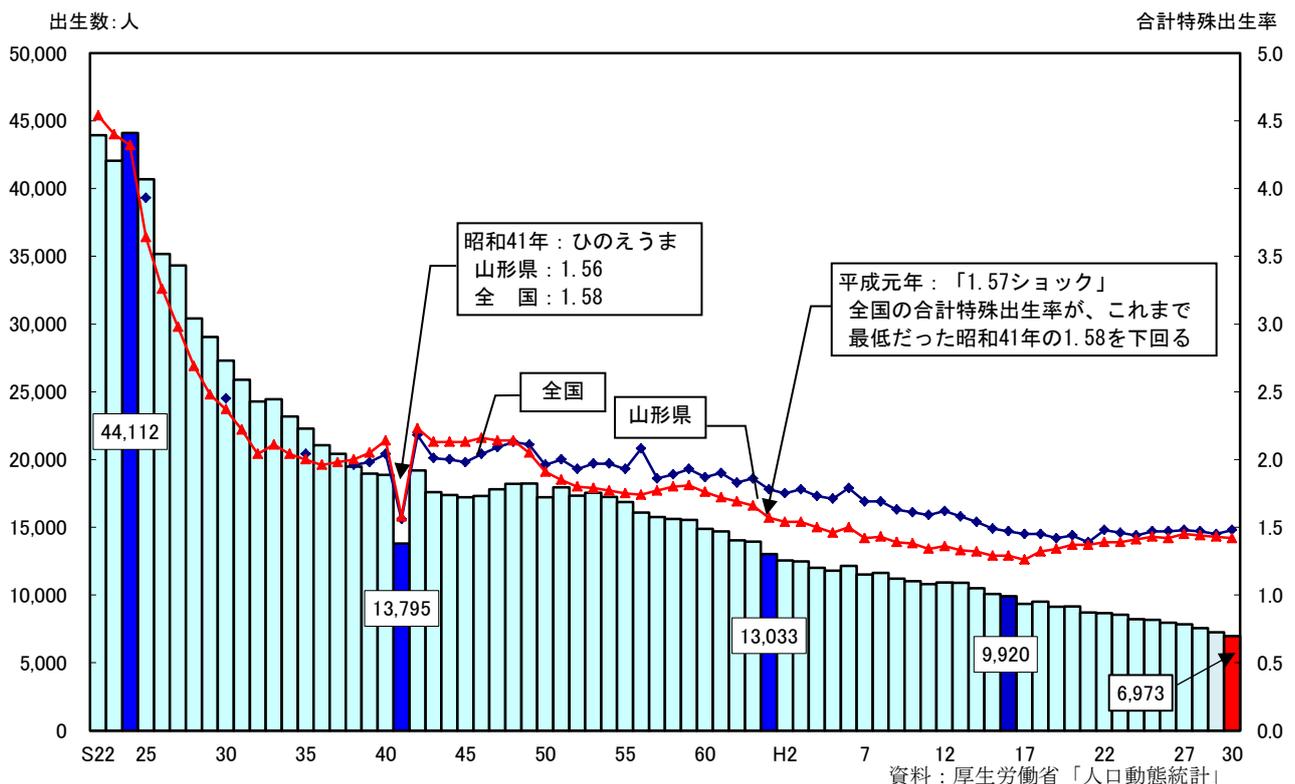
IV 少子化と子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 少子化の進行

- 本県の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）には約4万4千人、第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）には約1万8千人でしたが、以降、減少傾向が続き、平成16年には1万人を割り込み、平成30年には6,973人と過去最低を記録しました。
- 合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期直後の昭和25年には3.9を超えていましたが、それ以降急激に低下しました。さらに、第2次ベビーブーム期以降も減少傾向が続き、平成21年には過去最低の1.39まで落ち込みましたが、その後は下げ止まり、平成30年には1.48と前年に比べ0.03ポイント上昇するなど、近年横ばい傾向にあります。

■ 図1 出生数及び合計特殊出生率の推移



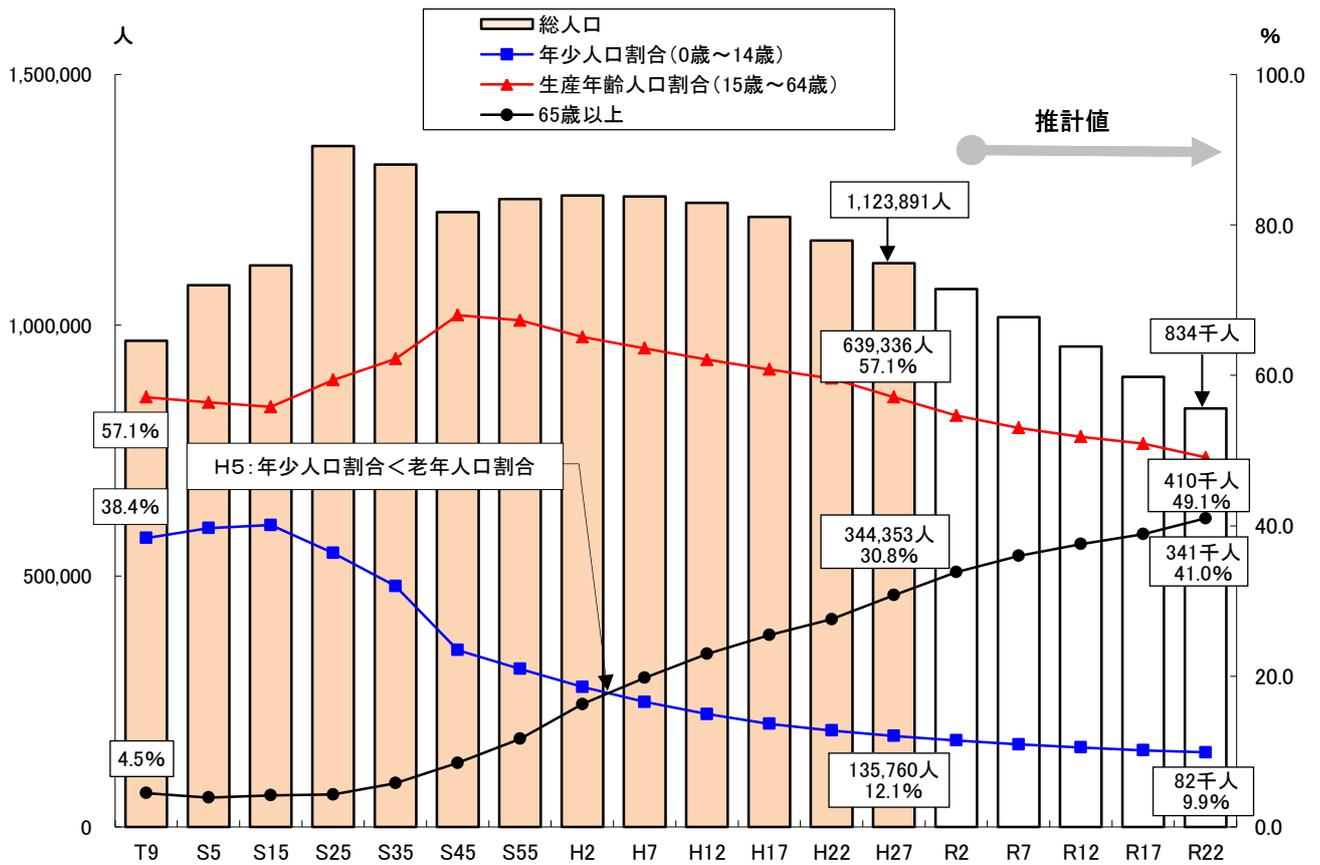
合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

ベビーブーム：赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22～24年、第2次ベビーブームは昭和46～49年である。第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている。

(2) 人口の減少と人口構造の変化

- 本県の人口は、昭和 20 年代をピークに 120 万人台で推移してきましたが、平成 5 年には老年人口の割合が年少人口を上回るとともに人口の減少傾向が顕著になり、平成 27 年には約 112 万 4 千人まで減少しています。
- 今後の将来推計によれば、このまま抜本的な対策を行わず出生率が改善されないと、人口減少が続き、令和 22 年（2040 年）には 83 万 4 千人まで減少すると予測されています。

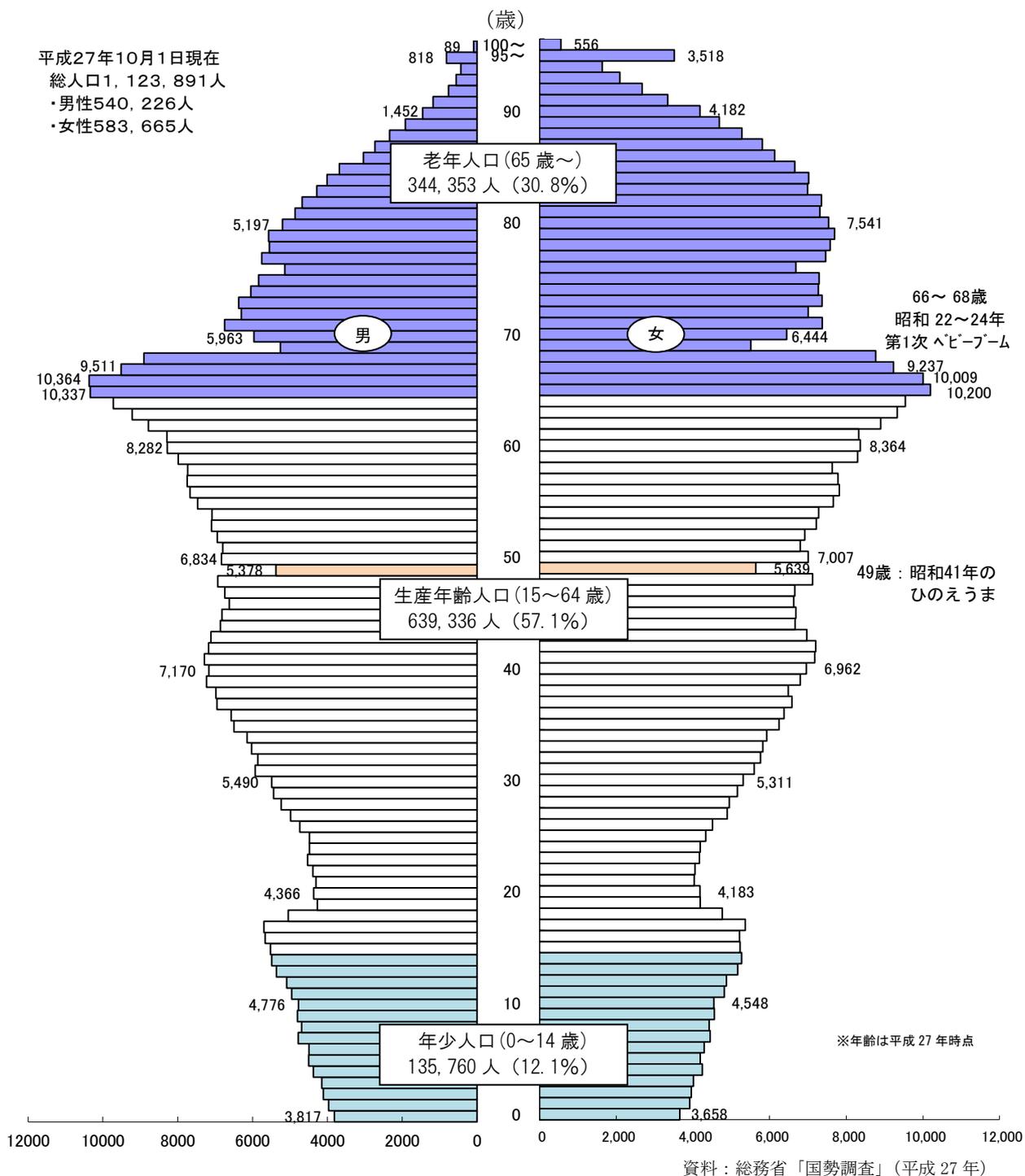
■図 2 本県の人口の見通し



出典：平成 27 年までは国勢調査、令和 2 年以降は将来推計人口
 (推計値は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)』より)

- 本県の人口構成は老年人口の増加、第1次ベビーブーム期の人口の増加と出生率の低下などの要因により、底辺の裾野が狭まる“つぼ型”となっています。
- また、20歳代前半の人口が減少する傾向にあります。

■図3 本県の人口構成

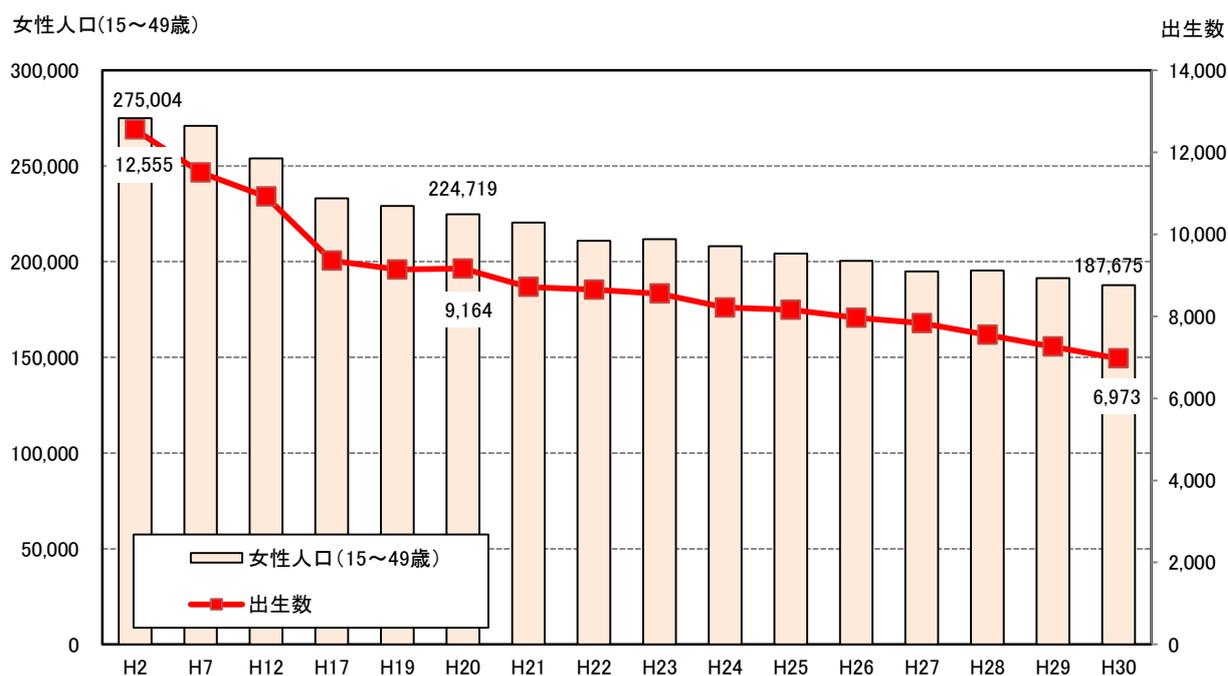


2 少子化の要因

(1) 若い世代（若年女性）の減少

- 本県の出生数は、15～49歳の女性人口の減少（224,719人(H20) ⇒ 187,675人(H30)〔▲37,044人、▲16.5%〕）にともない減少傾向にあり、平成30年の出生数は6,973人と10年前の平成20年の9,164人と比べ2,191人、23.9%の減少となっています。

■ 図4 女性人口（15～49歳）及び出生数の推移



	H2	H12	H17	H20	H22	H27	H28	H29	H30
女性人口 (15～49歳)	275,004	253,971	233,134	224,719	210,859	194,856	195,451	191,384	187,675
出生数	12,555	10,919	9,357	9,164	8,651	7,831	7,547	7,259	6,973

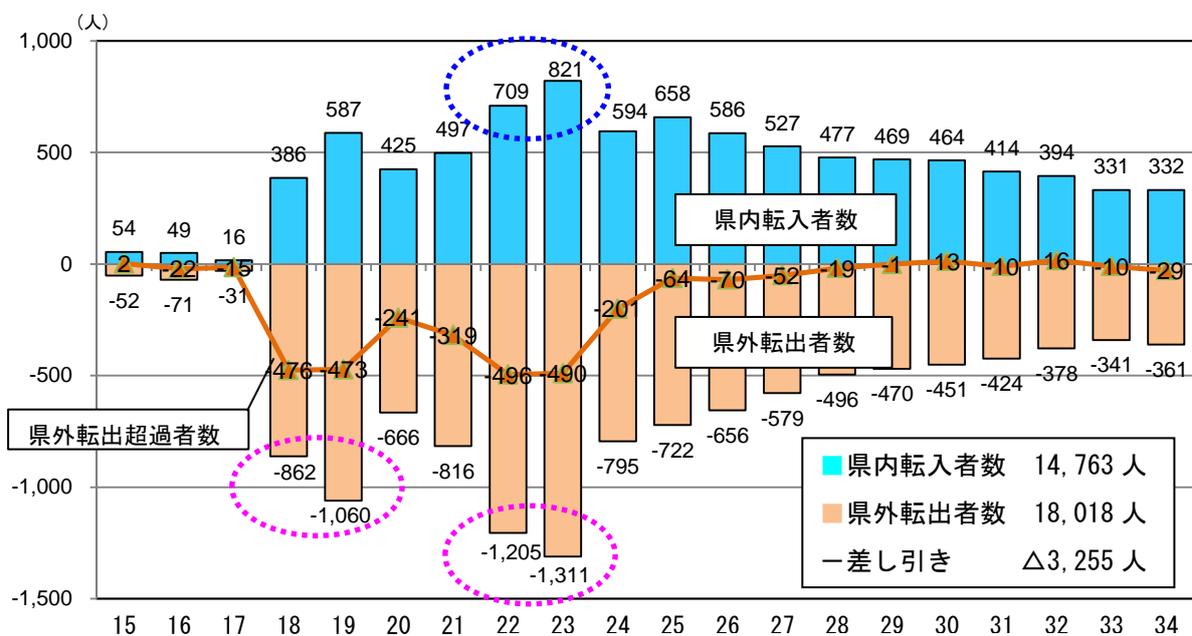
資料：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「山形県社会的移動人口調査」

- 平成30年山形県社会的移動人口調査によると、平成29年10月～平成30年9月の県外からの転入者数は14,763人、県外への転出者数は18,018人で3,255人の減少となっています。

本県への転入者数及び本県からの転出者数を年齢別にみると、県内への転入者数は22～23歳の時が最も多くなっています。一方、県外への転出者数は高校を卒業する時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳時が多く、18～23歳の県外大学への進学と高校、大学等を卒業後の県外への就職が大きな要因と推定されます。

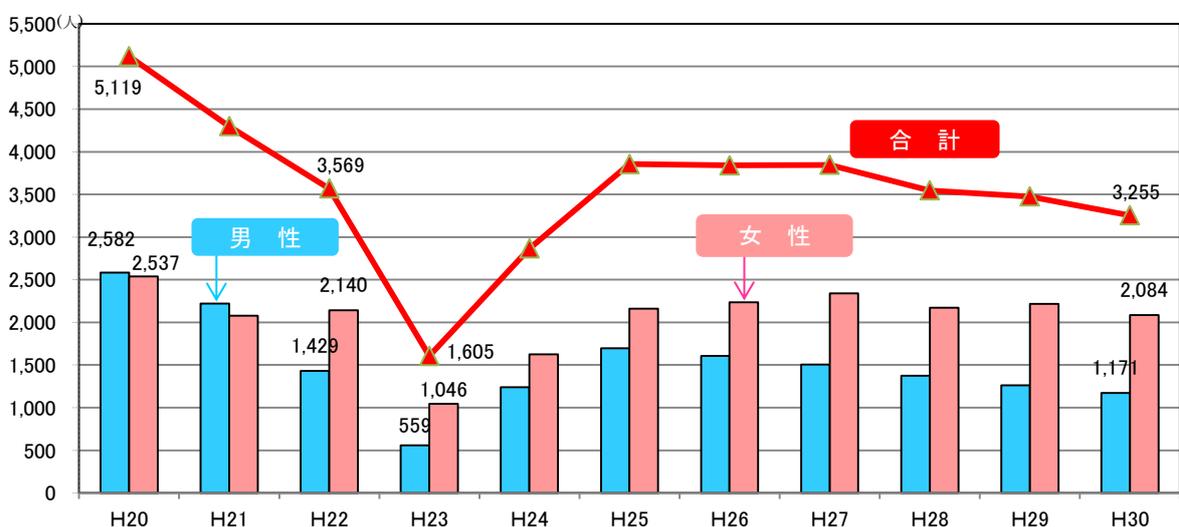
- 県外転出超過数は、平成20年に5,000人を越えていましたが、平成30年は3,255人と減少傾向にあります。男女別では、平成22年に女性が男性の転出超過数を上回り、近年は2,000人で横ばいとなっていますが、男性は平成25年以降、減少傾向にあります。

■ 図5 年齢別転入・転出者の状況（平成29年10月～平成30年9月）



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

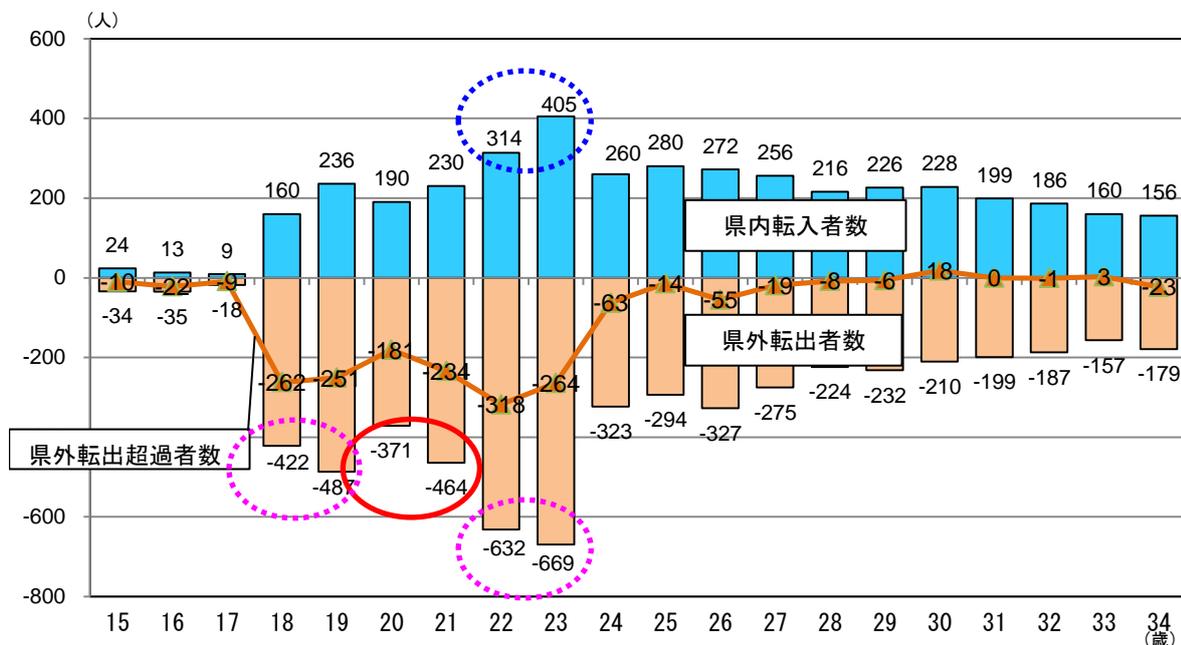
■ 図6 男女別県外転出超過数の推移



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

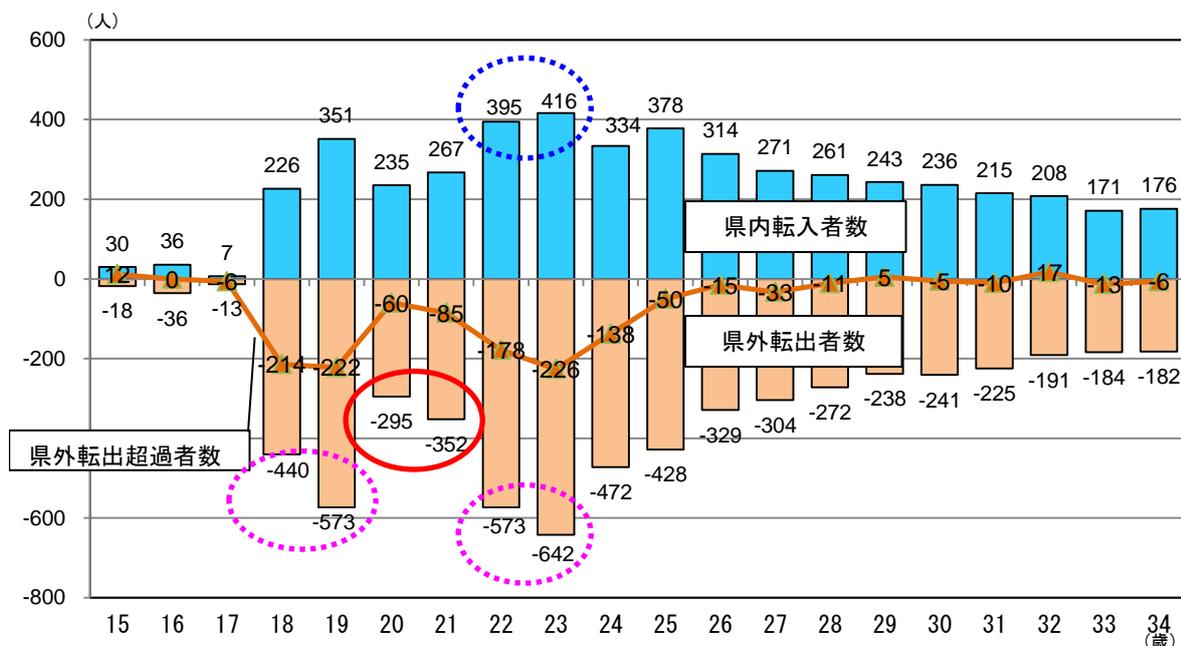
- 女性と男性の年齢別の転入転出の状況をみると、男女ともに県外への転出者数は高校を卒業する時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳時が多くなっていますが、女性の場合は、短大・専門学校を卒業する20～21歳時の県外転出も男性に比べ多くなっています。

■ 図7 女性の年齢別転入・転出者の状況（平成29年10月～平成30年9月）



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

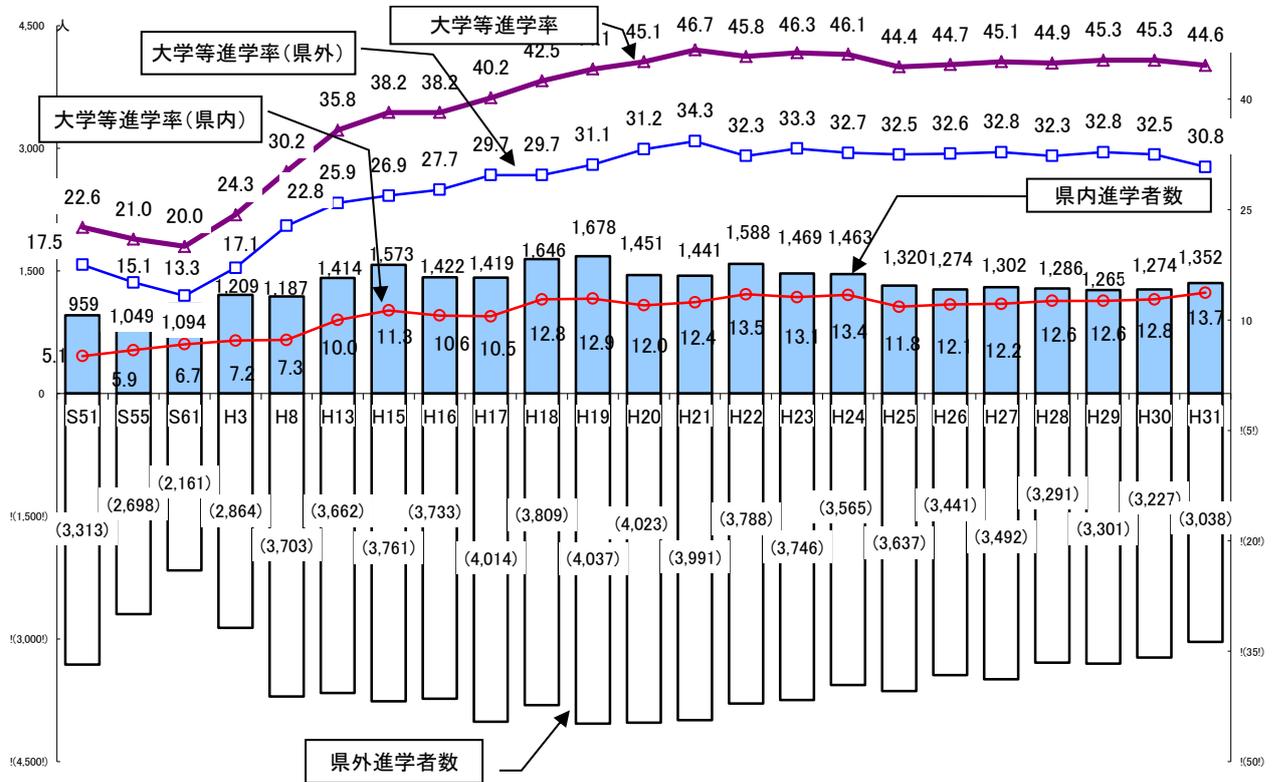
■ 図8 男性の年齢別転入・転出者の状況（平成29年10月～平成30年9月）



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

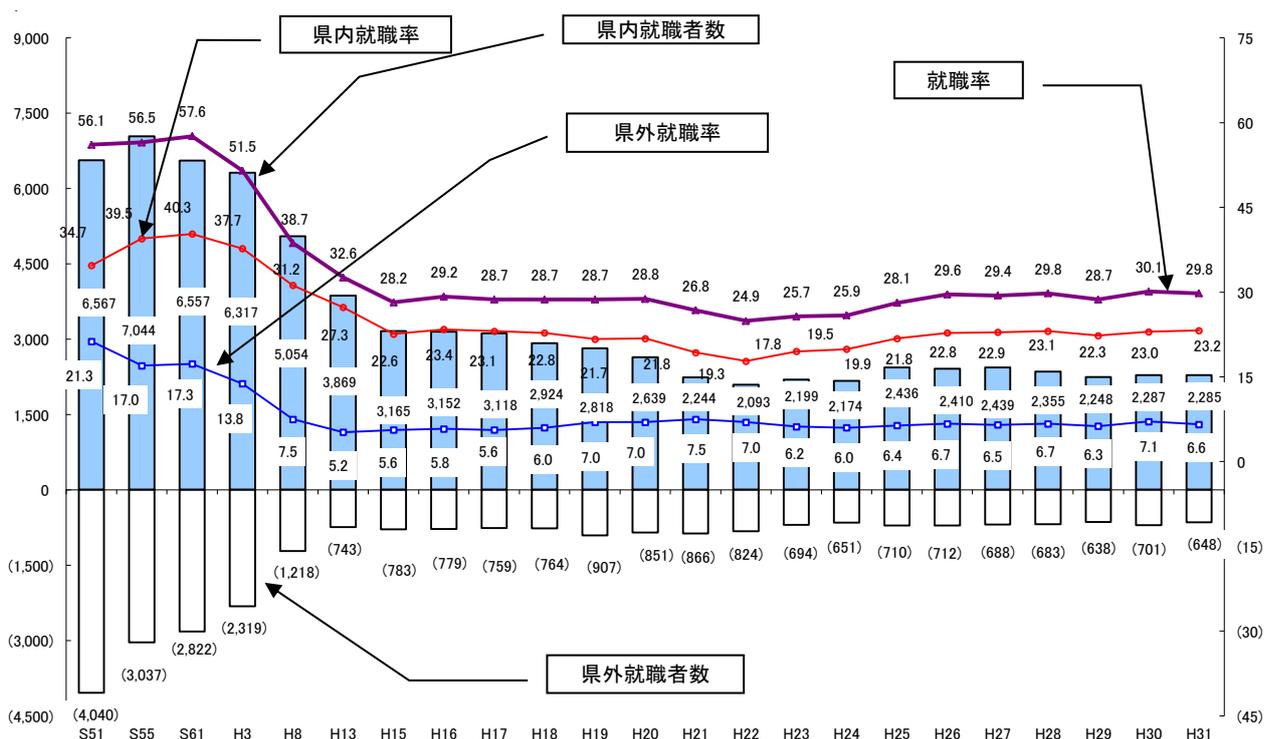
- 高校卒業者の進学率は、近年、横ばい傾向にあり、平成31年3月で44.6%が大学等へ進学しています。また、進学先については、県内進学者に比べて県外進学者が多い傾向が続いています。
- 高校卒業後の就職の状況についてみると、就職者のうち2割超が県外へ就職しています。

■ 図9 山形県の高校卒業者の大学等への進学の状況



資料：山形県「学校基本調査」

■ 図10 山形県の高校卒業者の就職の状況

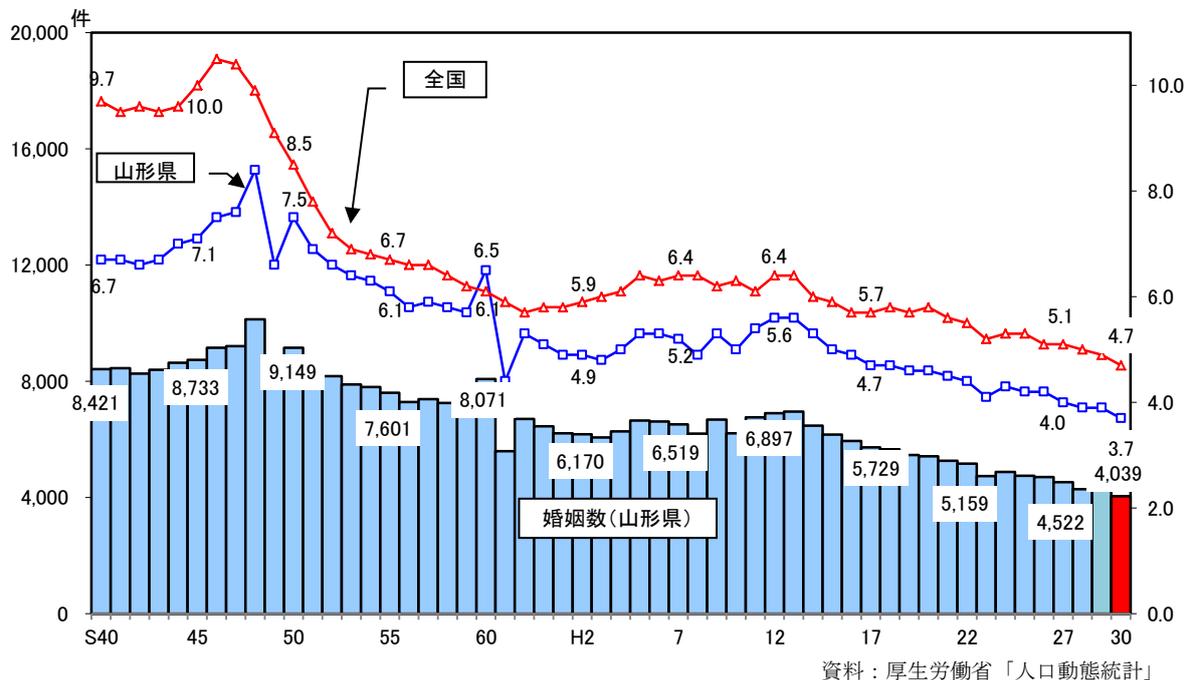


資料：山形県「学校基本調査」

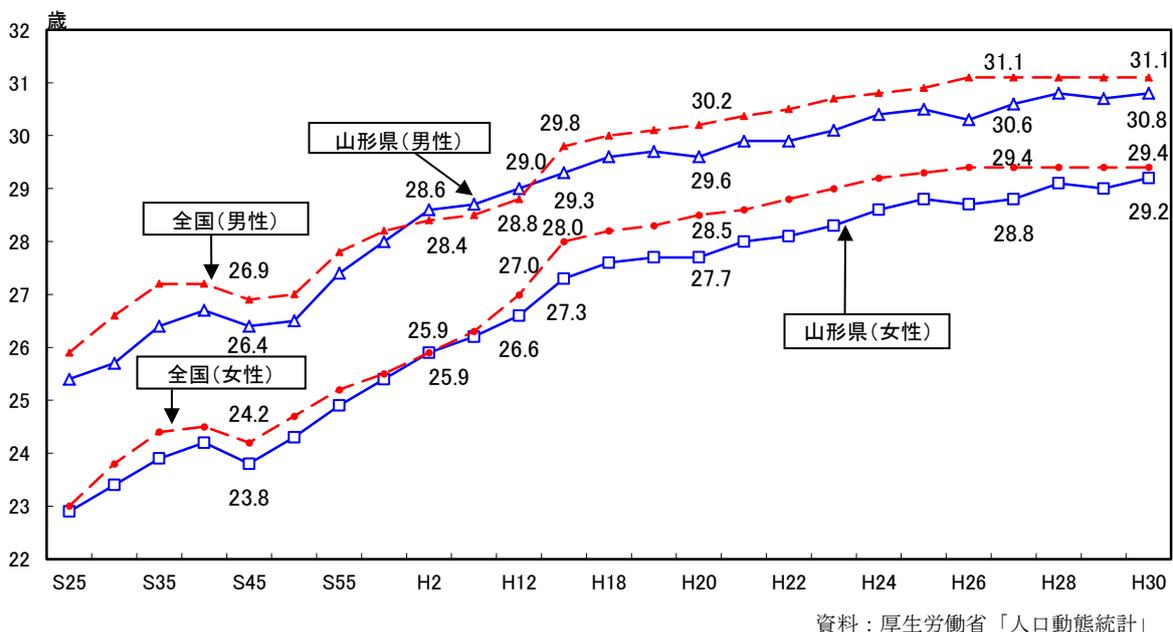
(2) 未婚化・晩婚化・晩産化の進行

- 本県の婚姻数は、昭和50年以降減少傾向でしたが、平成に入ると増加傾向となったものの、平成14年に減少に転じ、平成30年には婚姻件数4,039組、婚姻率3.7と過去最低となり、昭和40年代と比べ、半分以下の水準となっています。
- 平均初婚年齢は男性、女性ともに全国平均よりは低いものの、全国と同様に上昇を続け、30年前の平成2年と比べ、男性は2.2歳(H2:28.6歳⇒H30:30.8歳)、女性は3.3歳(H2:25.9歳⇒H30:29.2歳)上昇しており、晩婚化が進行しています。

■ 図11 婚姻件数及び婚姻率の推移

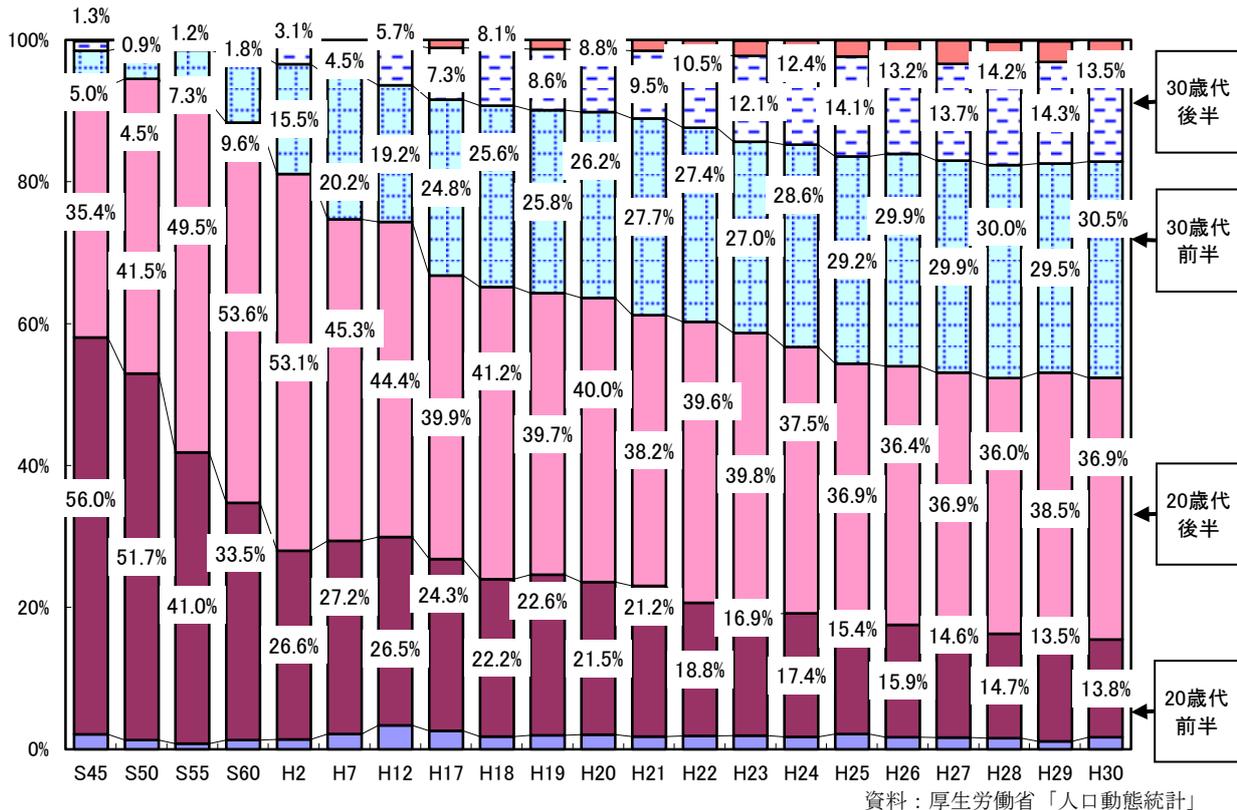


■ 図12 平均初婚年齢の推移

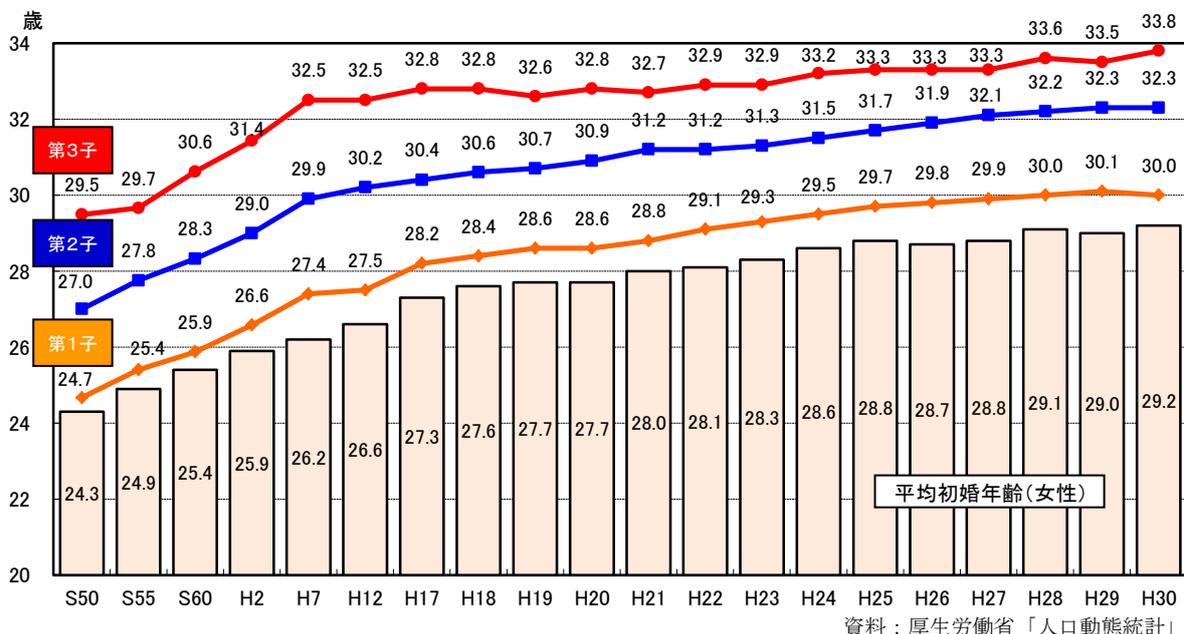


- 平均初婚年齢の上昇とともに、晩産化が進行し、第1子出産時の母親の年齢については、20歳代の割合が低下し、30歳代が増加している状況にあります。
- また、第1子出産時の母親の平均年齢も年々上昇し、平成28年には30歳と、初めて30歳を超えました。30年前の平成2年と比べると、第1子出生時の母の年齢は26.6歳（平成2年）から30.0歳（平成30年）へと3.4歳上昇、第2子は29.0歳（平成2年）から32.3歳（平成30年）へと3.3歳上昇するなど、30年間で出産時の母の年齢が子ども1人分以上上昇しています。

■ 図13 母の年齢（5歳階級）別第1子出生の推移



■ 図14 女性の平均初婚年齢と出生順位別にみた母の平均年齢の推移



■ 若者の結婚に対する意識

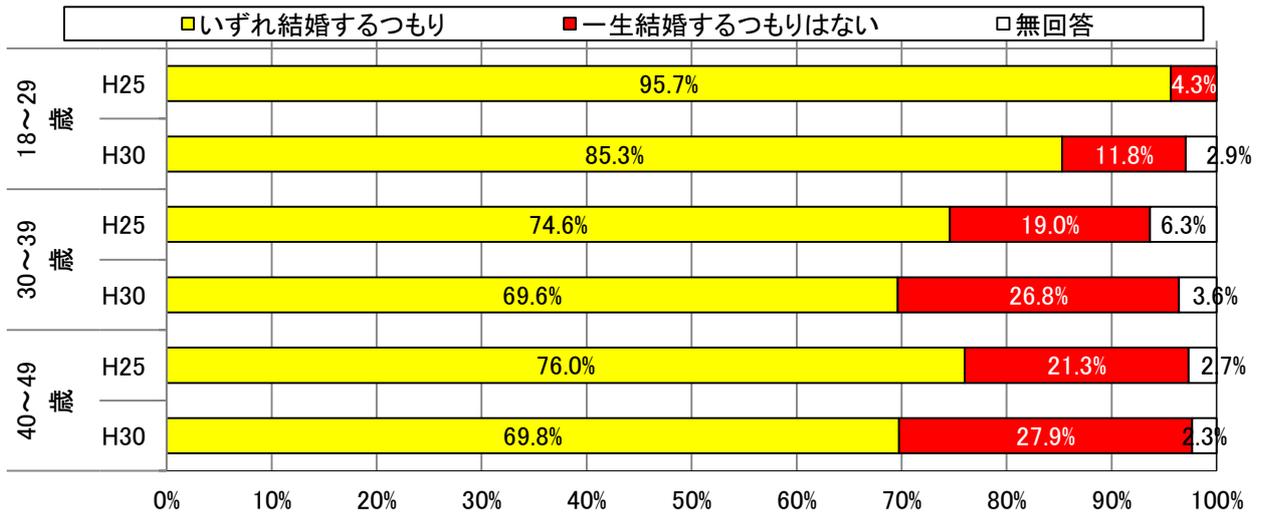
- 県政アンケート調査によれば、18～49歳の未婚者の75.3%が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、25年度調査と比べると8.4ポイント減少しています。
 - 一方で、18～49歳の未婚者の22.4%が「一生結婚するつもりはない」と回答しており、25年度調査と比べると9.1ポイント上昇しています。
- ※ 25年度調査では、「18歳から29歳」の区分が「20歳から29歳」となっています。

■表1 未婚者の結婚の意思

	いずれ結婚するつもり			一生結婚するつもりはない		
	H25	H30	差	H25	H30	差
18～49歳未婚者	83.7%	75.3%	-8.4	13.3%	22.4%	9.1
男性	83.5%	76.0%	-7.5	13.9%	21.0%	7.1
女性	84.0%	74.2%	-9.8	12.3%	24.2%	11.9

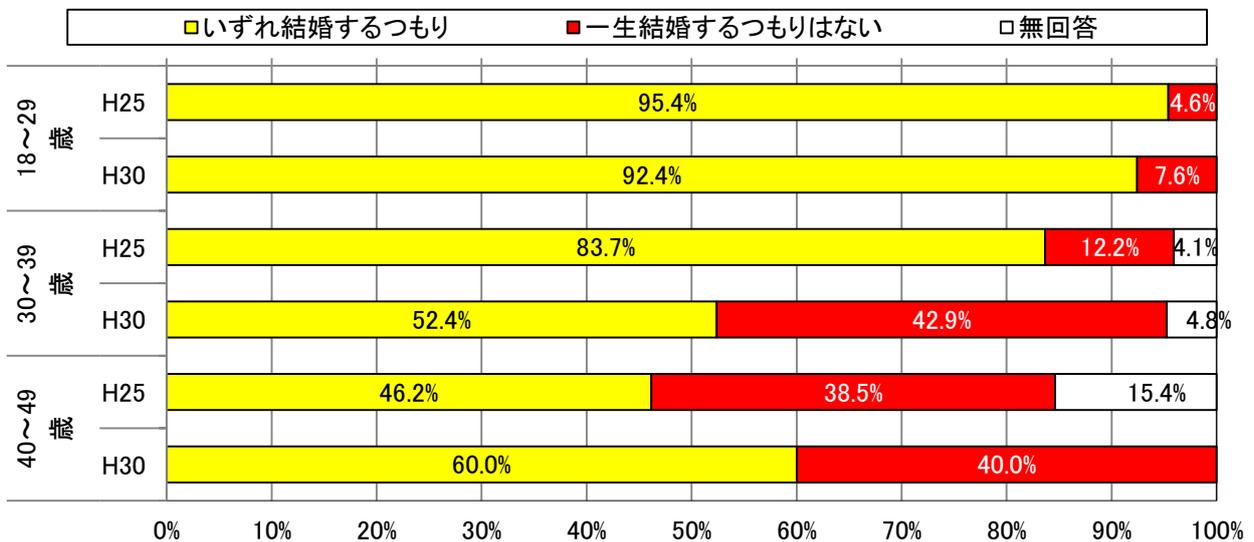
資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

■図15 【男性】未婚者の結婚の意思



資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

■図16 【女性】未婚者の結婚の意思



資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

- 30～40代の未婚者の独身にとどまっている理由の第1位は、25年度調査と比べると、若干ポイントは落としているものの、「適当な相手にめぐり合わないから」（男性53.5%、女性64.5%）となっています。
- 一方で、「趣味や娯楽を楽しみたい」が25年度調査と比べ、男女ともに10ポイント増加するなど、結婚に対する意識の多様化も見られます。

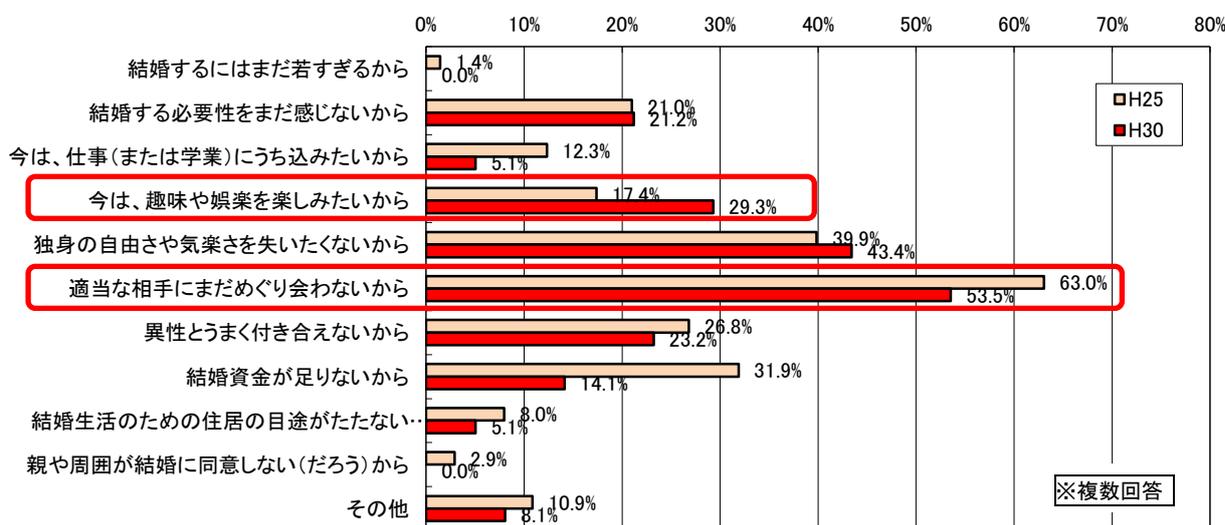
■表2 独身にとどまっている理由

30～40代未婚者	適当な相手にめぐり合わないから	異性とうまく付き合えない	結婚資金が足りない	独身の自由さや気楽さを失いたくない	必要性を感じない	趣味や娯楽を楽しみたい
男性	53.5%	23.2%	14.1%	43.4%	21.2%	29.3%
女性	64.5%	30.6%	16.1%	40.3%	12.9%	19.4%
	←結婚できない主な理由→			←結婚しない主な理由→		

※複数回答

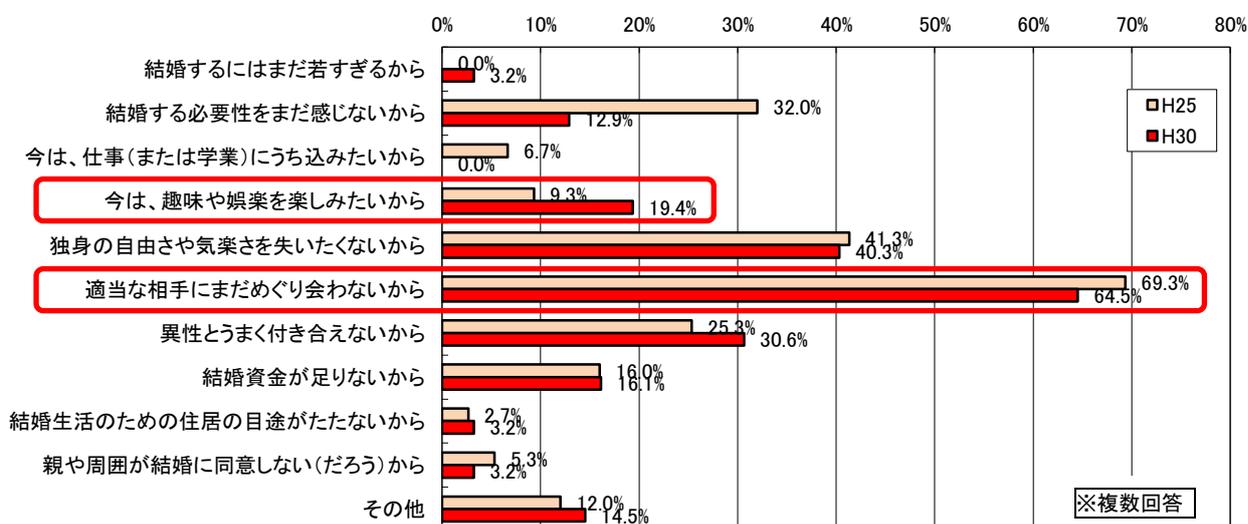
資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

■図17 30～40代未婚者が独身にとどまっている理由（男性）



資料：山形県「平成25・30年度県政アンケート調査」

■図18 30～40代未婚者が独身にとどまっている理由（女性）



資料：山形県「平成25・30年度県政アンケート調査」

(3) 子どもを持つこと・子育てに対する不安感・負担感

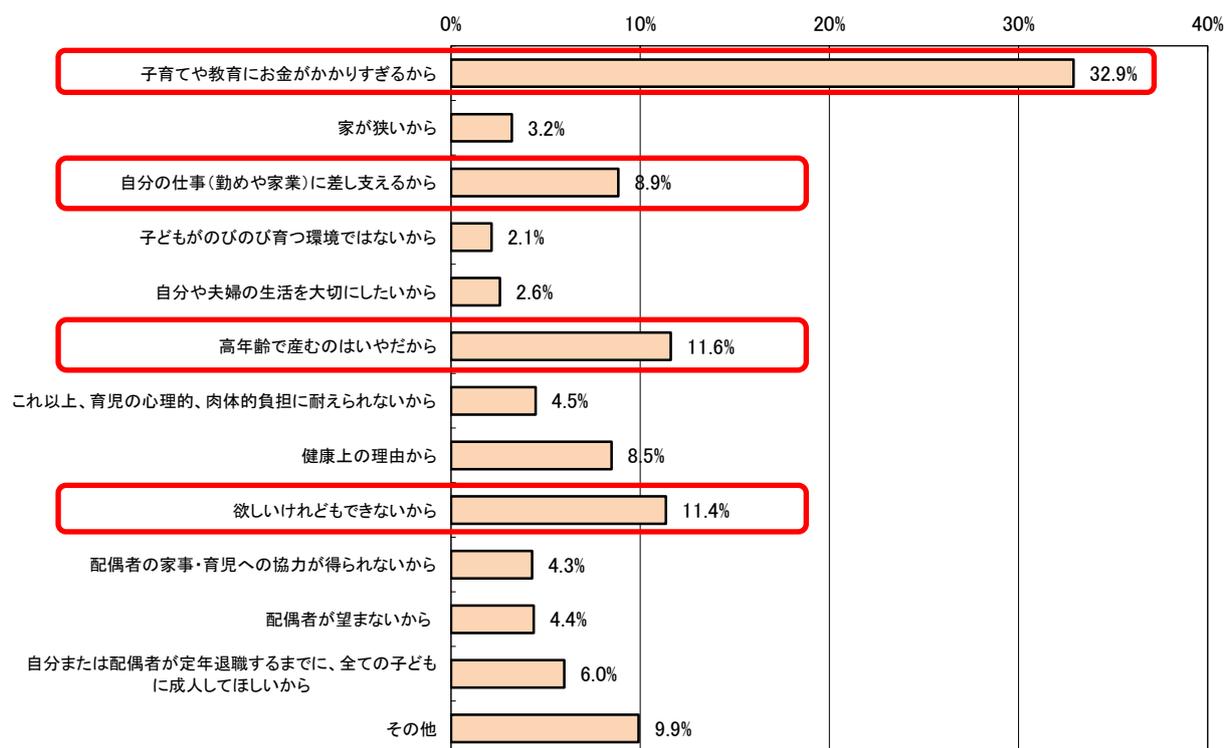
- 理想とする子どもの数の平均は2.47人と、人口置換水準の2.07を上回っていますが、持つつもりの子どもの数の平均は1.88人となっています。
- 持つつもりの子どもの数が、理想とする子どもの数を下回っている理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が32.9%と最も多く、「高年齢で産むのは嫌だから」、「欲しいけれどもできないから」が続き、晩婚化による影響がみられます。
- また、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」が8.9%と、1割近くとなっており、子育てと仕事の両立が難しい状況がうかがえます。

■表3 理想子ども数と予定子ども数

理想とする子どもの数(平均)	現在の子どもの数(平均)	今後予定している子どもの数(平均)	持つつもりの子どもの数(平均)
2.47	1.63	0.25	1.88

資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

■図19 持つつもりの子どもの数が、理想とする子どもの数より少ない理由



※複数回答

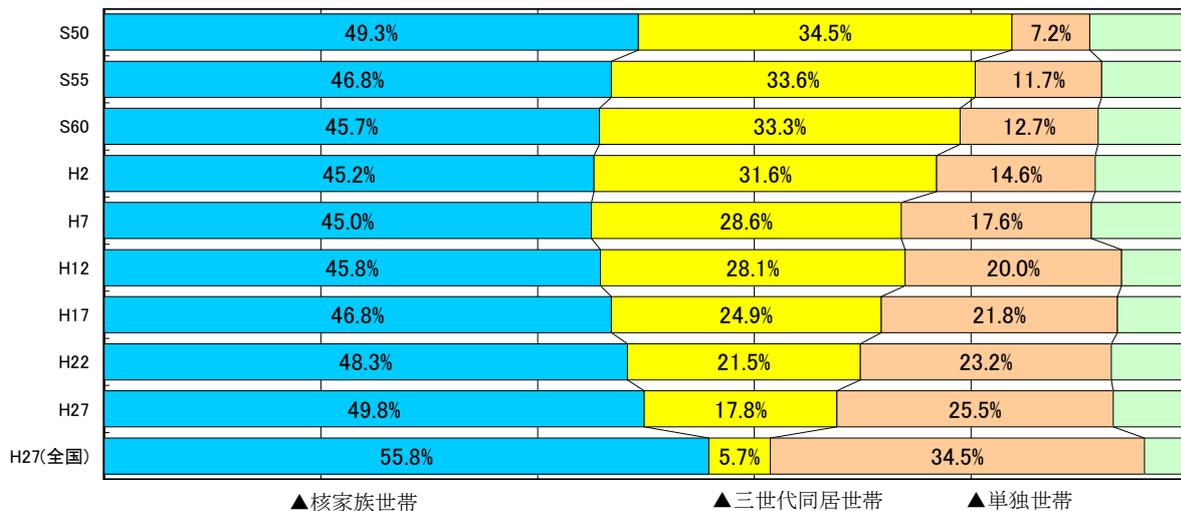
資料：山形県「平成30年度県政アンケート調査」

3 家庭の状況

(1) 家族形態の変化

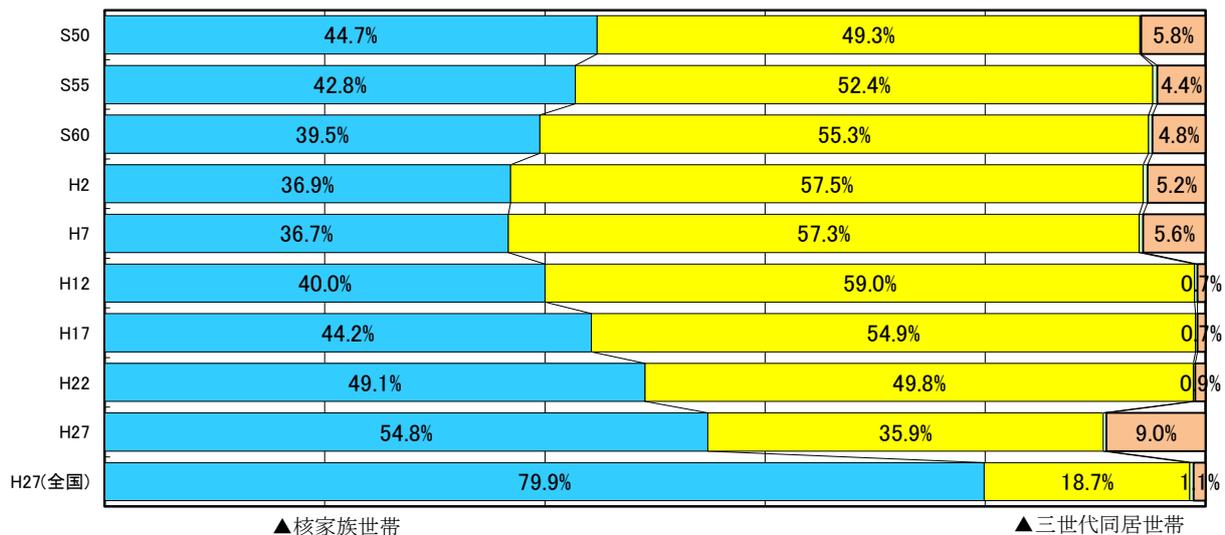
- 本県における三世代同居率は17.8%で全国第1位(平成27年)と、全国の5.7%を12.1ポイント上回っていますが、その割合は年々低下してきています。
- しかしながら、18歳未満の親族のいる世帯については、三世代同居率は低下しているとは言っても、4割近くが三世代同居であり、全国の2倍近くの状況となっています。

■ 図20 山形県の家族類型別世帯割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

■ 図21 山形県の家族類型別児童（18歳未満の親族）のいる世帯割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

平成27年については、「国勢調査」により子育て支援課が算定

■ 図22 (参考) 山形県の家族類型別児童（18歳未満の親族）のいる世帯割合

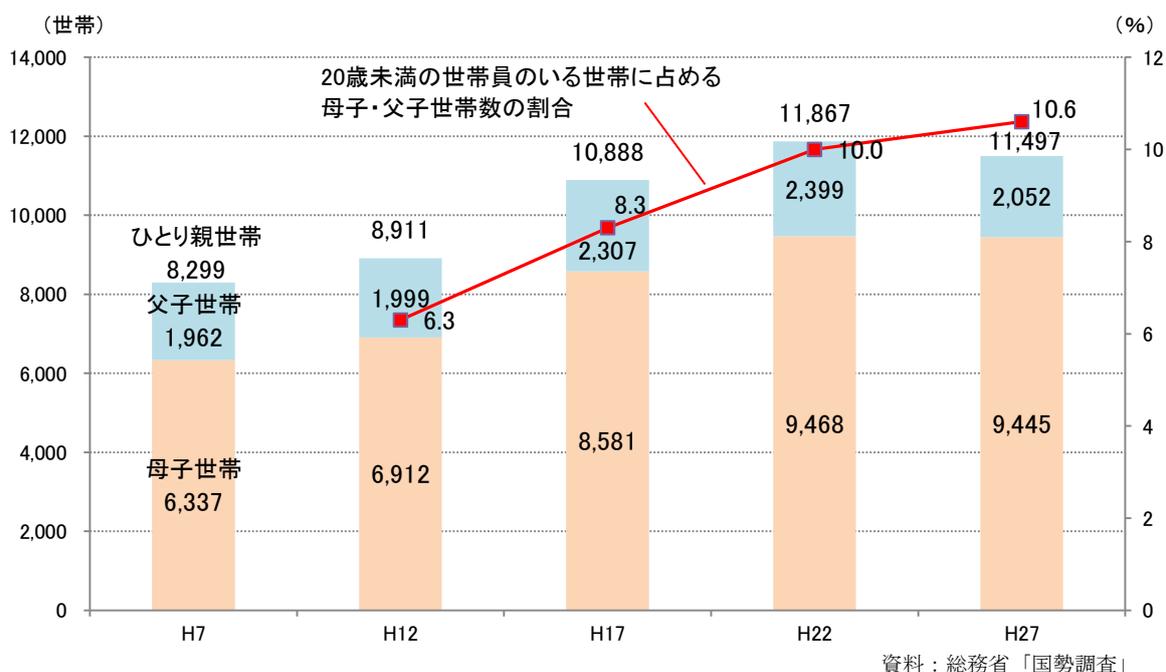


山形県「子どもの生活実態調査(平成30年)」

(2) ひとり親世帯の状況

- 本県の母子・父子世帯数は、平成22年をピークに増加から減少に転じているものの、20歳未満の世帯員のいる世帯に占める母子・父子世帯数の割合をみると、平成27年は10.6%と、過去最高となっています。
- また、母子家庭、父子家庭ともに約8割の世帯が「生活が苦しい」と回答しています。

■図23 山形県の母子・父子世帯の推移



■表4 ひとり親家庭の暮らしの状況 (令和元年)

状況	母子家庭	父子家庭
苦しい	80.0	78.7
大変苦しい	19.2	21.9
苦しい	33.1	27.2
やや苦しい	27.7	29.6
ふつう	16.3	17.2
ややゆとりがある	0.8	1.2
ゆとりがある	0.3	0.0
未回答・無効回答	2.5	3.0
総数	100.0	100.0

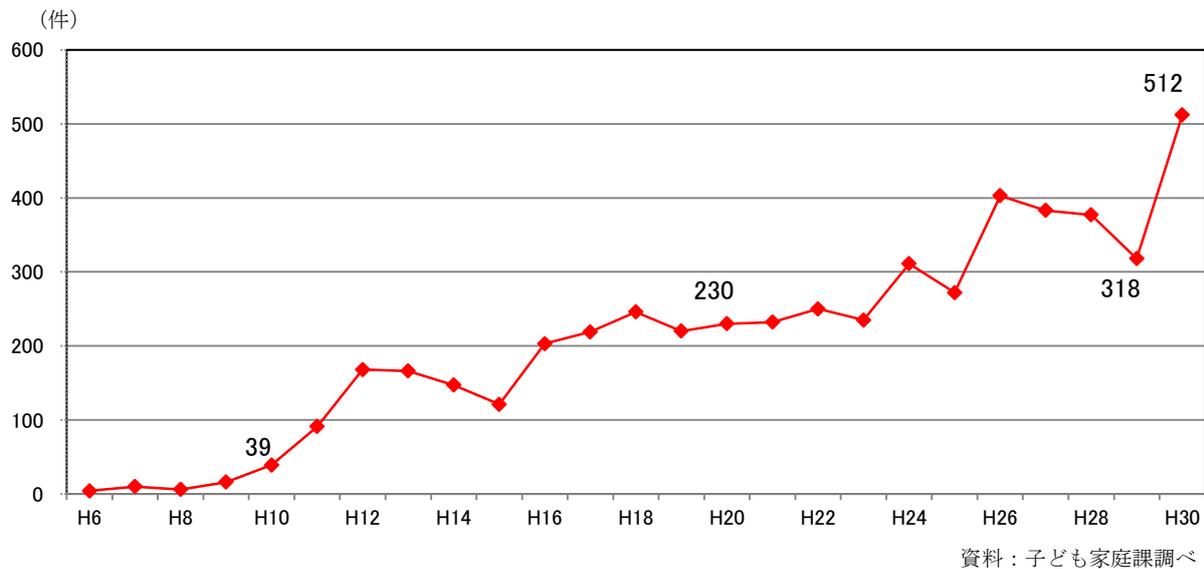
資料：県「ひとり親家庭実態調査」

4 子どもを取り巻く環境

(1) 児童虐待の増加

- 児童虐待認定件数は、平成 27 年度から 3 年連続で前年を下回っていましたが、平成 30 年度は 512 件と、前年と比べ 194 件増加し、過去最高となっています。
- 増加の要因としては、全国で発生した児童虐待死事件の報道等を通じ、県民の児童虐待に関する関心と、児童相談所や市町村への通告に対する意識が高まったことが、その背景にあると考えられます。

■図24 児童虐待認定件数（山形県）の推移



(2) 子どもの貧困率の状況

- 平成 30 年の山形県の調査では、山形県内の子どもの貧困率は 16.0%で、平成 27 年の全国の貧困率 13.9%よりも、2.1 ポイント高くなっています。これは、可処分所得の中央値の半分である貧困線を下回る世帯の割合が全国よりも高いことを意味しています。

■表5 子どもの貧困率（全国・山形県）

	全国						山形県
	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	16.0%

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、山形県「子どもの生活実態調査」（山形県）

※貧困率とは、厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査（平成 27 年の所得）」において算出された等価可処分所得（世帯の可処分所得（所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入を世帯員数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った所得）の中央値（244 万円）の半分の額（122 万円＝貧困線）に満たない世帯の割合とされています。

【等価可処分所得 122 万円（貧困線）未満の世帯所得の目安】

- ・ 2人世帯：172 万円以下（ $1,720,000 \text{ 円} \div \sqrt{2} = 1,216,224 \text{ 円}$ ）

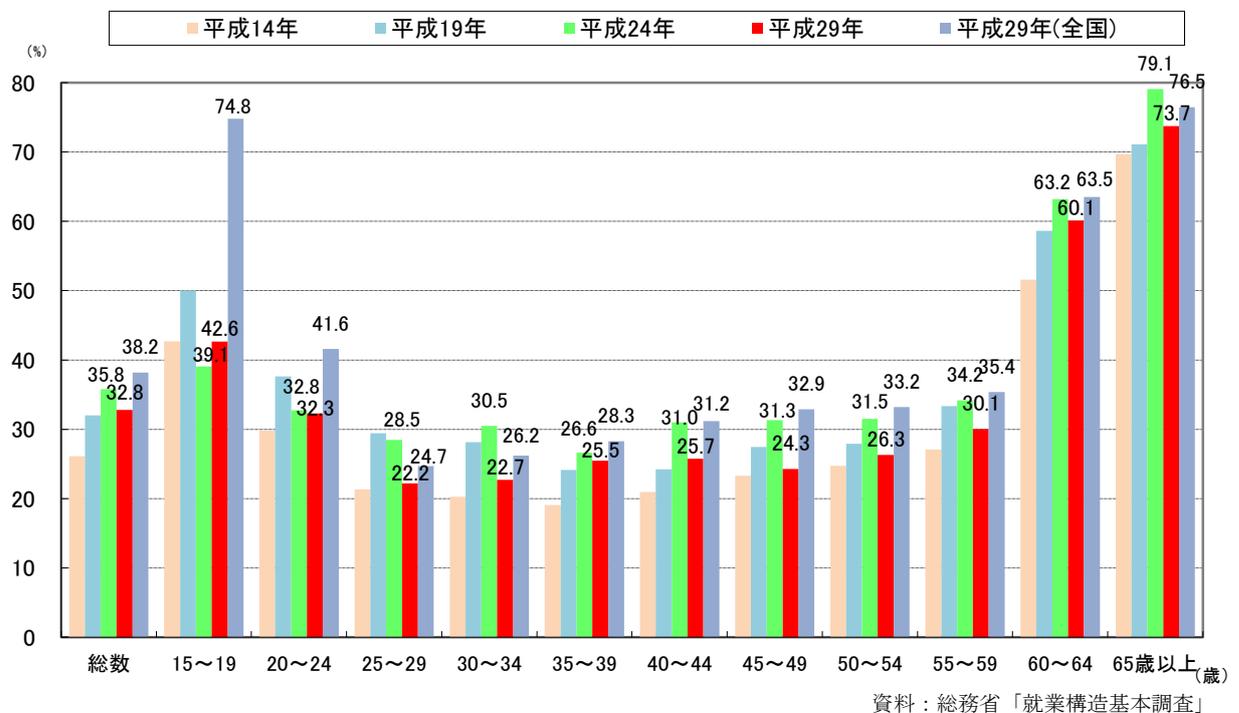
- ・ 3人世帯：211万円以下 ($2,110,000 \text{円} \div \sqrt{3} = 1,218,209 \text{円}$)
- ・ 4人世帯：243万円以下 ($2,430,000 \text{円} \div \sqrt{4} = 1,215,000 \text{円}$)

5 就労の状況

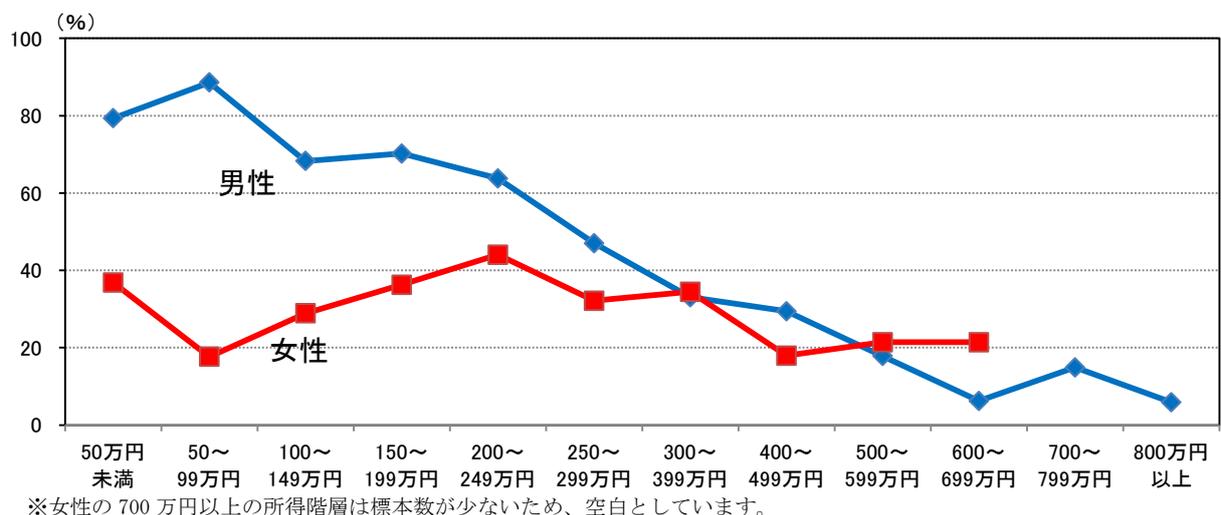
(1) 就労環境の変化

- 雇用をめぐる状況をみると、近年、企業の雇用形態は正規雇用以外の様々な就業形態が拡大し、パートタイム、有期雇用などの非正規雇用が増加傾向にありましたが、平成29年は10代を除き、減少に転じています。また、全国と比べると、山形県は正規雇用の割合が高い状況にあります。
- 年収別に婚姻の状況をみると、女性は年収249万円までは、未婚率が上昇する傾向にありますが、男性は年収が高いほど、未婚率が減少する傾向にあります。

■ 図25 年齢階級別非正規雇用比率（山形県・全国）



■ 図26 20～49歳の男女別年収（主な仕事からの年間収入・収益）別未婚率（山形県）

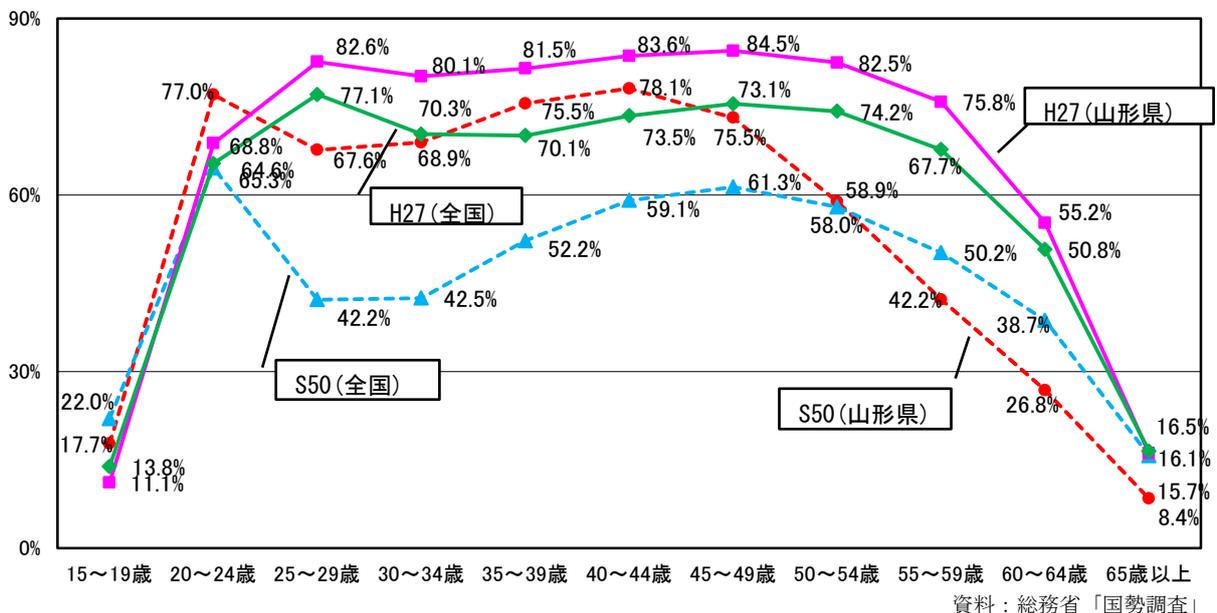


(2) 女性の就労状況

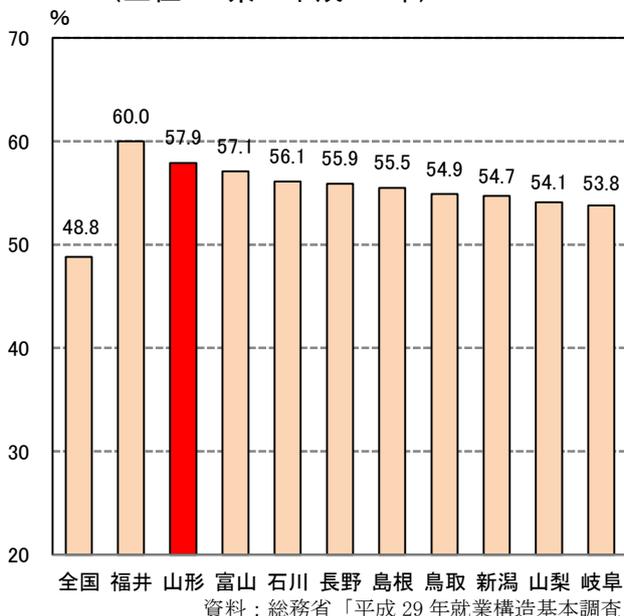
- わが国の労働力率は、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期にあたる30歳代を底とするM字カーブを描く傾向にあります。本県はその底が非常に浅くなっています。また、本県の女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国に比べて高い状況にあり、特に25～29歳、30～34歳では、全国2位となっています。
- 本県の夫婦共働き世帯割合（H29）は57.9%で全国2位（※平成27年国勢調査における共働き率は全国1位）、育児をしている女性の有業率（H29）は79.0%で全国4位、女性の正規職員の割合は53.0%で全国2位と、本県はフルタイムで働きながら子育てをする女性の割合が全国に比べ高い状況にあります。

※ 「共働き率」とは、就業者である夫婦のいる一般世帯に占める夫婦共に就業者である世帯の割合としています。

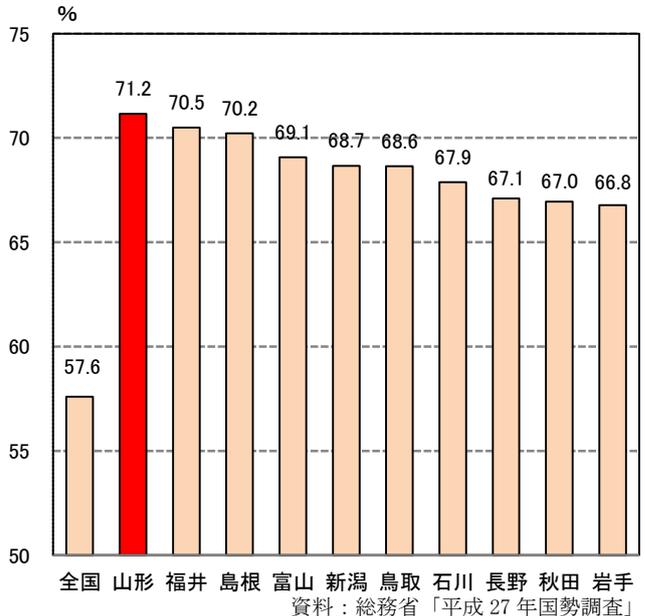
■ 図27 女性の年齢別就業率（山形県・全国）



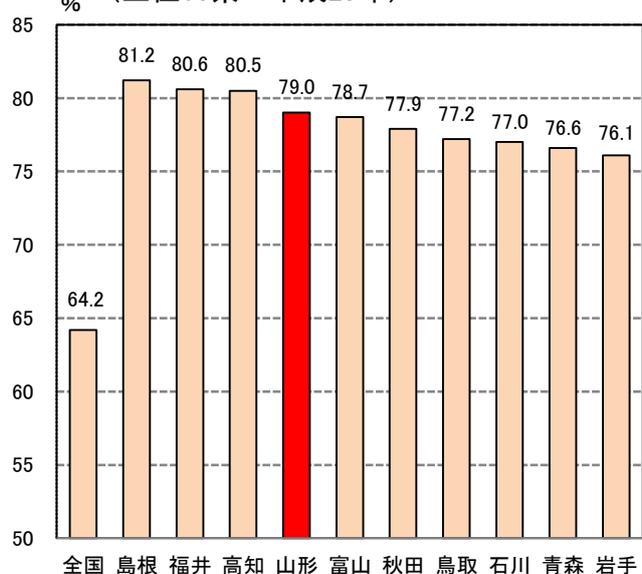
■ 図28 夫婦共働き世帯割合（上位10県・平成29年）



■ 図29 共働き率（上位10県・平成27年）

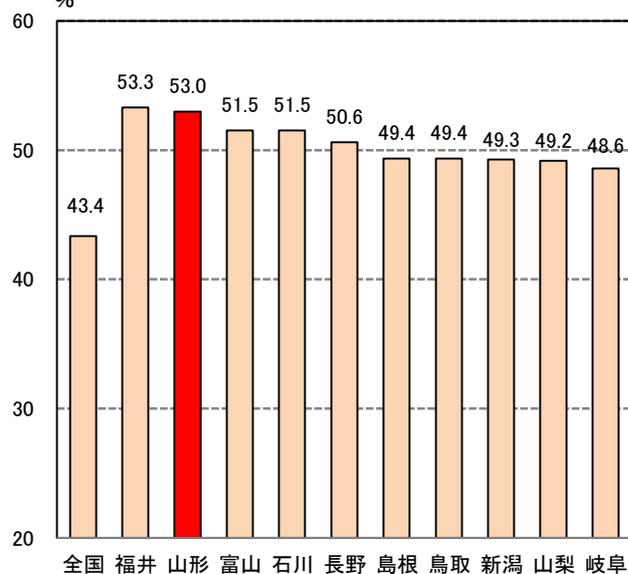


■ 図30 育児をしている女性の有業率
(上位10県・平成29年)



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

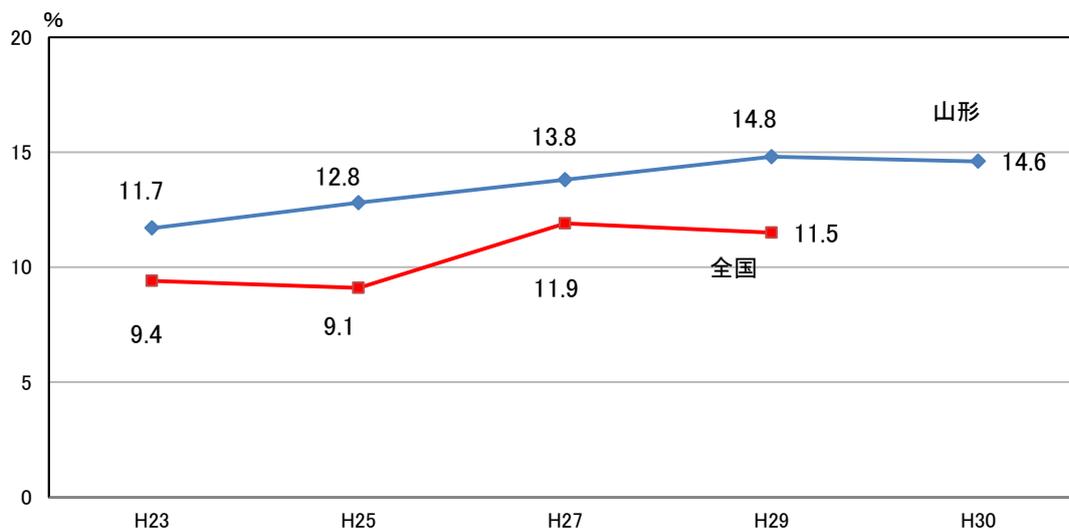
■ 図31 雇用者に占める正規の女性職員・
従業員の割合(上位10県・平成29年)



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

○ 本県の女性管理職の割合は、増加傾向にあり、また、全国の割合よりも高い状況にあります。

■ 図32 女性管理職の割合

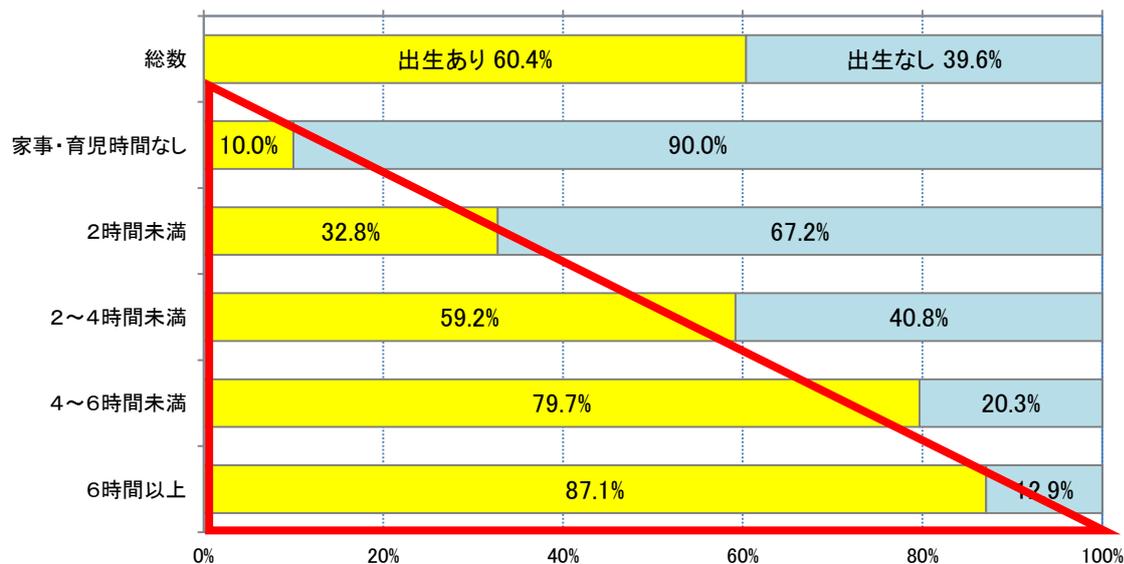


資料：厚生労働「雇用均等基本調査」(全国)、県雇用対策課「労働条件等実態調査」(山形県)

(3) 男性の育児・家事の参画状況

- 子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向にあります。
- 本県は、女性の労働力率が高いにもかかわらず、1日あたりの家事・育児にかかる時間は女性の方が多くなっており、女性に家事・育児負担が大きく偏っています。

■図33 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成27年）」

■表6 家事・育児の状況（山形県・平成26年）

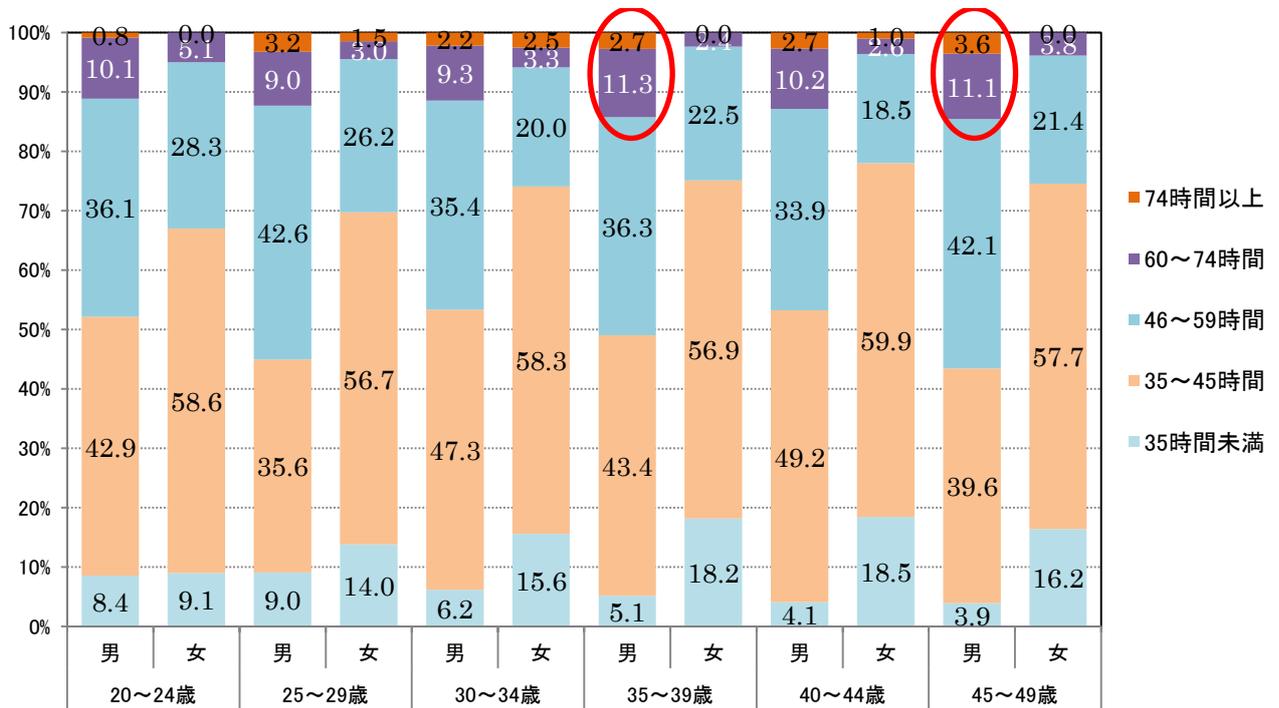
		家事		育児(該当者のみの平均)	
		全体	常用雇用者	全体	常用雇用者
平日	男性	52分	35分	20分	22分
	女性	2時間50分	2時間13分	2時間23分	1時間49分
休日	男性	1時間27分	1時間34分	1時間23分	1時間46分
	女性	3時間13分	3時間33分	4時間27分	5時間13分

資料：若者活躍・男女共同参画課
「ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」

(4) 家庭と仕事の両立の状況

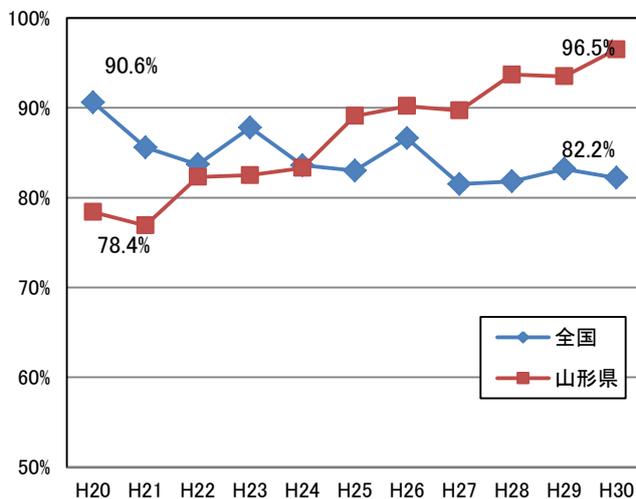
- 男性と女性の就労時間を比べると、いずれの年代においても、男性が女性の就労時間を上回っています。また、週 60 時間（8 h 労働 + 4 h 残業）× 週 5 日以上の長時間労働をしている男性雇用者の割合は、45～49 歳が最も高く 14.7%、次いで 35～39 歳の 14.0%となっています。
- 平成 30 年の女性の育児休業取得率は 96.5%と、全国平均が 80%台と横ばい傾向であるのに対し、本県では 3 ポイント上昇しています。一方、男性の取得率は年々上昇し、平成 30 年で 5.0%となりましたが、全国よりも 1.2 ポイント低い状況にあります。

■ 図 34 山形県の年齢別 1 週間あたり就業時間

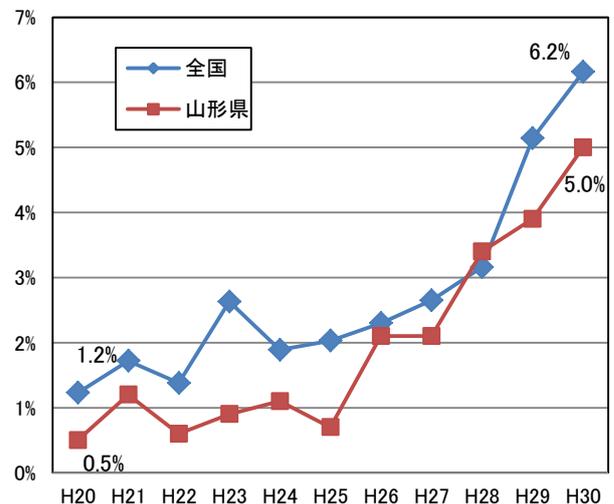


資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

■ 図 35 女性の育児休業取得率 (全国・山形県)



■ 図 36 男性の育児休業取得率 (全国・山形県)



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、県雇用対策課「山形県労働条件等実態調査」

1 目指す社会

これまでの現状分析を踏まえ、この計画が目指す社会を次の3つとします。

【目指す社会①】

**子どものころから郷土に愛着や誇りを持ち、
若者がいきいきと活躍することができる社会**

- 次代を担う子どもたちが、緑あふれる豊かな自然と、歴史や風土に培われてきた文化に恵まれた郷土を愛しながら心身ともに健やかに成長し、若者が将来の夢や希望を持って山形でいきいきと活躍できる社会を目指します。

【目指す社会②】

**結婚や出産への希望を持ち、
安心して子供を生み育てられる社会**

- 個人の自由な選択を尊重しながら、結婚や子育ての希望を持つ人たちの出会い、結婚、妊娠・出産の希望が叶い、安心して子どもを生み育てることができる社会を目指します。

【目指す社会③】

**世代を越えて、地域や企業、社会全体で子育てを支え、
子育ても仕事も楽しむことができる社会**

- 家族・企業・地域等、社会全体で子育てを応援することにより、子育てで家庭が無理なく子育てと仕事との両立ができ、子育ての楽しさを実感できる社会を目指します。

2 基本的視点

この計画を推進するための基本的視点は次の3つとします。

- **地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援**
- **「山形らしさ」を活かした社会全体による支え合いの推進**
- **「子育てするなら山形県」を県内外に強力に情報発信**

3 施策の構成

この計画は、目指す社会の実現のため、5つの基本の柱を設定し、その下には子育て支援・少子化対策の方向性（推進方策）を設定しています。

施策の体系

太字ゴシック: 重点的に取り組む施策

1 若者がやまがた暮らしをするために

- (1) **若者の地域への愛着や誇りの涵養**
- (2) 県内企業を知る機会の拡大と県内就職の促進
- (3) **若い世代の雇用の安定・所得の向上**
- (4) **若者が活躍できる魅力的な地域づくり**
- (5) **若い世代の移住・定住の促進**

2 これから出会い、家族になるために

- (1) **将来の人生設計を考えるライフデザイン形成支援**
- (2) **出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援**

3 安心して子どもを生ま育てるために

- (1) **妊娠・出産の希望実現**
- (2) **妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援**
- (3) **男性の育児・家事への参画促進**
- (4) 多子世帯向けの支援の充実
- (5) 子育て家庭等に対する経済的支援の充実

4 困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために

- (1) **貧困の世代間連鎖の防止**
- (2) **ひとり親家庭への支援**
- (3) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備
- (4) 児童養護施設等入所児童の自立支援
- (5) 社会生活に困難を有する若者とその家族への支援

5 社会全体で子育てを支え、子育ても仕事も楽しむために

- (1) **家庭と仕事の両立支援の充実**
- (2) **企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化**
- (3) **女性の就労促進・就労継続・活躍支援**
- (4) **地域で支える子育て支援の充実**
- (5) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開
- (6) 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり

基本の柱 1

若者がやまがた暮らしをするために

現状と課題

若者、特に若い女性の減少は、婚姻数・出生数の減少に大きな影響を及ぼし、本県の人口減少や少子化につながっています。本県の県外転出超過者数は全体としては減少傾向にありますが、男女別にみると、男性は減少傾向にあるものの、女性はほぼ横ばいの状況です。平成20年では、わずかに女性よりも男性の転出超過が上回っていたところですが、平成22年以降、女性の転出超過が男性を上回り、それ以降その差が拡大傾向をたどり、平成30年には男性1,171人、女性2,084人となりました^{※1}。

年齢別転入・転出者の状況では、高校卒業時と大学卒業時に二つの大きなピークがあり、これらのことから進学や就職に伴う若者の県外転出者が多く、特に大学進学者については全体の7割が県外に進学しその多くは県外に就職すると考えられます。

また、本県の地域の行事に参加している児童生徒の割合及び地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合は、全国に比べて高い状況にあり^{※2}、子どもたちと地域の関りは深いことがうかがえます。

そのため、若者の活躍を促進して地域の魅力向上を図るとともに、子どもたちから郷土への愛着を深めながら育ち、子ども自身が郷土で生きること誇りを持てる環境づくりが重要になります。

さらに、若者が力を発揮するための働く場や安定した雇用の創出を図りながら、山形で暮らすことの魅力や県内企業に関する情報を県内外に発信し、若者の県内定着・回帰を推進していくことが必要です。

※1：山形県「山形県社会的移動人口調査」

※2：全国学力・学習状況調査

対応の方向

地域への愛着が深まり、地域への誇りが高まるよう、地域の豊かな自然や文化に触れる活動、地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした教育活動や、若者が地域とつながる中で、十分に能力を発揮し、若者が地域づくりの主体として活躍できる環境を整備します。

◆事業展開① 子どもや若者の地域への理解促進

地域の豊かな自然環境や文化など、郷土を理解し大切にすることを育む体験活動や、地域の伝統文化の伝承活動等による地域への愛着と理解を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
郷土への愛着や誇りを醸成する教育の推進	若者活躍・男女共同 参画課 教育庁総務課 義務教育課 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがたの未来を担う子ども達が、知事と直接対話する交流事業「子ども知事室」を通じた山形県に対する愛着・理解の促進 ○学校における郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動等の推進 ○学校における地域課題解決等の探究的な学びを実現する取組みの推進 ○県立学校における県民の歌(「最上川」「月山の雪」)の普及
地域の自然環境を活かした体験活動の促進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども教室や公民館行事等における体験活動の実施 ○少年自然の家を拠点に地域の海、山、川を活動エリアとする体験プログラムの開発・実施
地域における食育活動の促進	6次産業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○食育ボランティアの活動促進 ○農林水産物の栽培、収穫、調理など農と食に係る一連の体験学習の機会充実 ○専門家の派遣による各種活動への支援
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進	6次産業推進課 スポーツ保健課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食における県産農林水産物の利用拡大等を実施する市町村への支援 ○地場農産物を活用した学校給食による地域の食文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成

体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通じた環境教育の推進	環境企画課 循環型社会推進課 みどり自然課 義務教育課 高校教育課 文化財・生涯学習課	○飛島を舞台とした環境教育や森林環境学習の実施等による体験型環境学習の推進 ○山形県環境教育指針及び地域・学校の実態に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進
地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能等を子どもたちに伝承する取組みの推進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みを通じた、伝承活動の実施 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した体験活動の実施
郷土で学び、働く意識の醸成	高校教育課 最上総合支庁 保健企画課 地域保健福祉課	○職業人講話や職場体験等による地域と連携したキャリア教育の推進 ○経済団体や地域企業と連携したインターンシップの実施 ○小中高校生を対象に、医師・看護師等の医療従事者を講師とした動機付け学習会の開催と、希望する中高生へのフォローアップの実施 ○小中高校生を対象とした、介護福祉士による講話や体験学習の実施

◆事業展開② 地域活動を通じた若者の地域理解促進

多様な主体が活躍する県づくりを推進するため、「やまがた社会貢献基金」を活用した公益活動への支援を行うとともに、若者同士の交流機会の拡大など、地域活動に参加できる環境を整備し、若者の地域理解を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	若者活躍・男女共同参画課	○若者が企画実行する地域課題の解決や地域の元気を創出するアイデア実現への支援 ○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を軸とした、県内の若者同士のネットワークづくりの推進
NPOやボランティア団体などの取組みへの支援	県民文化スポーツ課	○やまがた社会貢献基金の活用による若者の地域活動促進を行うNPOなどの取組みに対する助成
県民による社会貢献活動の促進	県民文化スポーツ課	○ボランティア団体・NPOによる情報発信機能の充実による若者をはじめとする幅広い世代による社会貢献活動の促進
青少年による地域貢献活動の促進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○研修・交流機会の提供によるボランティアリーダーの育成と児童生徒のボランティア活動体験機会の拡充 ○地域で活躍する青年等と中高生等による地域活動の企画・運営を通じた中核的人材の育成

対応の方向

県内企業への理解を深め、県内定着回帰を促進するため、情報発信の強化やインターンシップを推進するとともに、就業意欲や能力の向上を図りながら、就業に関する相談支援体制の整備を推進します。

◆事業展開① 県内企業を知る機会の拡大

若者に対する県内産業や企業に関する情報発信を強化するとともに、次代の担い手の育成に向けて学校や大学、企業との連携強化、職場体験やインターンシップを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
地域や企業と連携した職場体験、インターンシップの推進	雇用対策課 高校教育課 義務教育課 最上総合支庁 保健企画課 庄内総合支庁 建設総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがた地方創生インターンシップ事業の実施 ○職業人講話や職場体験等による地域と連携したキャリア教育の推進【再掲 1-(1)-①】 ○経済団体や地域企業と連携したインターンシップの実施【再掲 1-(1)-①】 ○U J I ターン希望者へのインターンシップ参加の際の旅費支援 ○中高生を対象とした地元建設業への就職促進のための取組みへの支援
ものづくりや農業などの担い手の育成に向けた学校と大学や企業との連携強化	農政企画課 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○農林大学校における高校、大学や企業等と連携した研修等の実施 ○農業、工業、水産の専門学科に学ぶ高校生を対象にした中長期インターンシップの実施 ○山形大学農学部、県立農林大学校、農業に関する学科を置く県立高等学校の3機関連携による農業の担い手育成の推進
新規就農支援研修の充実など農林大学校の教育・研修カリキュラムの充実	農政企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関係機関等との連携による、学生の希望に沿った農業実習研修等の実施

<p>若者に対する県内産業や企業、就職に関する情報発信の強化</p>	<p>雇用対策課 最上総合支庁 地域産業経済課 庄内総合支庁 地域産業経済課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援 ○山形労働局等関係機関と連携した進路ガイダンス、企業説明会の開催 ○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進 ○小中学生向けに県内企業、産業の特徴や強みを掲載したガイドブックの作成 ○ものづくりヤマガタ情報サイトによる県内企業に関する情報発信 ○高校生等に地域企業の魅力を伝える特別事業の実施、高校生の保護者を対象とした進路選択セミナーの実施、小中学校教員等を対象とした地元事業所見学会及び意見交換の実施 ○大学等に進学した生徒の保護者に対する地元就職に関する情報等の提供
<p>若者と県内企業をつなぐ接点づくり</p>	<p>雇用対策課 置賜総合支庁 地域産業経済課 庄内総合支庁 地域産業経済課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援【再掲 1-(2)-①】 ○高校卒業時に連絡先情報の提供を受けた方に対する就職ガイダンス開催案内等各種就職情報の発信 ○高校生等に対する地域企業情報発信強化の支援 ○山大工学部等を対象とした管内企業のバスツアー及び現地説明会の開催 ○高校生と地元企業との交流会の実施
<p>大学生等の県内就業促進を目的とした奨学金返還支援の実施</p>	<p>産業政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等を卒業後、県内で就業・定住する若者を対象とした奨学金の返還支援

◆事業展開② 就業意欲・能力の向上

職業を通じて社会の一員として役割を果たす意義を理解し、社会的自立の基盤となる能力や態度を身に着けるよう、学童期からの計画的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、職業訓練による技術者の育成を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
小・中・高等学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進	義務教育課 高校教育課	○小・中・高をつなぐキャリア・パスポートの活用によるキャリア教育の推進
職業訓練による技術者・技能者の養成に向けたキャリア教育の更なる推進	雇用対策課	○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進 ○県立職業能力開発施設における職業訓練・在職者訓練の実施 ○認定職業訓練施設での職業訓練経費の一部への補助
多様な職業体験や職業訓練機会の充実	雇用対策課	○県立職業能力開発施設における職業訓練・在職者訓練の実施 ○認定職業訓練施設での職業訓練経費の一部への補助
農林業への就業支援	農業経営・担い手支援課 森林ノミクス推進課	○農業関係機関等との連携による、参加者の希望に沿った農業実習研修等の実施 ○関係機関・団体との連携による、就業・定着段階まで各段階に応じた林業就業相談・研修・就業準備給付金の給付・技能者の育成等の実施
新規学卒者及び既卒者の正規雇用に向けた支援の充実	高校教育課 雇用対策課	○県高校就職指導連絡会議の開催により、関係機関と連携した就職支援、未内定者への個別支援の実施
若年非正規労働者の正社員化支援	雇用対策課	○正規雇用を希望する若年非正規雇用労働者に対する、研修からキャリアカウンセリング、職業紹介までの一体的な支援
若年保育士の正規雇用の促進	子育て支援課	○保育所が若年（39歳以下）保育士の正規雇用を増やす場合の奨励金の交付
児童福祉施設等退所者への県内定着支援	子ども家庭課	○退所後に進学した者の県内就労促進のための自動車運転免許取得費用、県内就職活動費用、住居費の支援
ひとり親家庭への資格取得支援	子ども家庭課	○就職に有利な資格取得に向け養成機関で修業する場合の、入学から就職までの施策をパッケージ化した切れ目のない支援の実施

◆事業展開③ 就業に関する相談支援体制の充実

ハローワークとの連携による就職相談機能の強化のほか、ニートやひきこもり等の若者に対する職業的、社会的自立に向けた支援の充実、新規就農者等に対するきめ細かな相談支援体制の整備などを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
ハローワークと連携した若者就職支援センターなどの就職・生活相談機能の強化	雇用対策課 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○県が有する職業相談機能と、国が有する職業案内機能の一体的な提供による就職支援 ○マザーズジョブサポート山形・庄内におけるハローワークと連携した相談事業及び出張セミナー・相談の実施
ニートやひきこもりなど困難を有する若者や家族に対する職業的・社会的自立に向けた相談支援体制の充実	障がい福祉課 地域福祉推進課 村山総合支庁 保健企画課 最上・置賜・庄内総合支庁 地域保健福祉課 若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり相談支援窓口における相談支援及び関係機関との連携やコーディネート機能の強化 ○市町村や自立相談支援機関、保健所における相談支援や訪問支援の実施、ひきこもり支援に携わる人材の養成 ○社会参加に困難を有する若者や家族の相談支援拠点の設置・運営 ○地域若者サポートステーションにおける、ニート等の若者の職業的自立を支援するための、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施 ○ひきこもり当事者に対する支援方法の理解と家族の心の安定化に向けた、精神科医師等によるひきこもり相談等の実施
Uターン就農者、非農家出身者、異分野からの新規参入者などに対するきめ細かな情報提供や相談・支援体制の整備	農業経営・担い手支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関係機関と連携した、首都圏におけるPR活動や出展相談の実施

対応の方向

将来を担う若者が意欲や能力を十分に発揮しながら、安心して働くことができる雇用環境の確保を図ります。

◆事業展開① 安定した雇用の創出・維持・確保

産業振興策と一体となった若者に対する就業支援のほか、正規雇用化など安定的な雇用の創出に向けた取組みを展開します。

事業構成	担当課	施策の概要
正規雇用化など安定的な雇用創出に向けた事業主への啓発・支援の充実	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○非正規雇用労働者の正社員転換、所得向上の取組みを行い、厚生労働省のキャリアアップ助成金を受給した事業主に対する奨励金の支給 ○多様な正社員制度の導入や非正規雇用労働者の処遇改善など、企業における働き方改革の推進のためのアドバイザー（社会保険労務士）の派遣 ○賃金規定の整備や職場環境改善に向けた支援を行うための中小企業や小規模事業者等を対象としたアドバイザー（社会保険労務士）の派遣
若年保育士の正規雇用の促進 【再掲 1-2-②】	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所が若年（39歳以下）保育士の正規雇用を増やす場合の奨励金の交付
保育職場の勤務条件改善支援	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○処遇改善・離職防止に向けた専門家派遣による経営改善の支援
創業支援や技術開発促進などによる中小・小規模企業の活性化	中小企業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○創業についての機運醸成、相談、知識修得、経費への支援、創業後のフォローアップまでの一貫した支援 ○研究開発、設計製造、販路開拓など県内企業の事業フェーズに対応した総合的な支援
農山漁村の資源を活かした6次産業化の促進	農政企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業を支えている多様な主体による6次産業化や、付加価値の高い作物の導入など、地域資源を活用した新たな取組みの芽出しに対する支援

森林資源の利用促進による雇用の場の創出	森林ノミクス推進課	○県産木材の安定供給と需要拡大の取組みの推進
再生可能エネルギー等の導入や低炭素型の代替エネルギーへの転換等の促進及び関連産業の振興	エネルギー政策推進課	○大規模事業の県内展開促進、地域分散型エネルギーの導入促進
先進的な技術分野や成長が期待できる分野における関連産業の集積	工業戦略技術振興課	○有機エレクトロニクス関連産業の集積やバイオクラスター形成の促進に向けた支援及び成長分野への参入に向けた総合的な支援
本県が優位性を持ち、強みを活かせる有機エレクトロニクスやバイオテクノロジーなどの先端技術や、今後成長が期待できる分野に重点を置いた企業誘致活動の展開	工業戦略技術振興課	○地方拠点強化税制や補助制度等を活用した企業の本社機能や研究開発機能等の誘致強化 ○本県の強みを活かせる分野を中心としたターゲット企業の選定及び継続的な個別訪問の実施

対応の方向

地域の担い手として育成するとともに、若者の主体的な取組みを実現するため、若者が力を発揮できる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 若者の活躍促進

地域における多様な担い手を育成するとともに、若者の多様な活動や主体的な取組みが実現する機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
若者同士の交流、協働の場の創出による地域活動の面的な拡大の促進	若者活躍・男女共同参画課	○若者同士の交流や協働事業の実施による活躍する若者の掘起しと、若者同士のつながりや若者活動の地域連携を支援
地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能等を子どもたちに伝承する取組みの推進【再掲1-(1)-①】	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みを通じた、伝承活動の実施 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した体験活動の実施
若者の主体的な取組み、多様な活動の促進【再掲 1-(1)-②】	若者活躍・男女共同参画課	○若者が企画実行する地域課題の解決や地域の元気を創出するアイデア実現への支援 ○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を軸とした、県内の若者同士のネットワークづくりの推進
政策、方針決定過程への若者の参画拡大	若者活躍・男女共同参画課	○県の審議会等における若者委員（39歳以下）1名以上の登用による若者の県づくりへの参画の促進
若者による地域課題解決促進	置賜総合支庁 総務課	○地域の若者及び若手行政職員で構成する「おきたま元気創造ラボ」による地域課題解決に向けたモデル事業の企画・実施・展開
本県産業を牽引するスタートアップの創出	工業戦略技術振興課	○本県産業を牽引するスタートアップ人材の育成及び産学官金が連携したスタートアップの支援による事業化の促進

◆事業展開② 若者が活躍できる環境づくり

若者が力を発揮できる環境づくりを進めるため、若者の優れた功績・成果や地道な取組みを顕彰し、若者の自主的な交流活動を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
若者による活動を地域全体で応援する気運の醸成	若者活躍・男女共同参画課 工業戦略技術振興課	○本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取組み等の「輝けやまがた若者大賞」による顕彰 ○若年研究者の科学技術に関する優れた研究に対する顕彰
若者の多様な活動の情報発信の強化	若者活躍・男女共同参画課	○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」による活動紹介・情報発信 ○インターネットやSNS、マスメディアを活用した若者活動の情報発信
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進	若者活躍・男女共同参画課	○小さい頃から「男女が互いに尊重し合い、共に支え合うことが大切である」という教育の推進 ○男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む者の知事表彰による県民意識の醸成

対応の方向

山形で暮らすことの魅力や、県内の企業情報の発信のほか、職業相談から職業紹介までの総合的な就業支援の強化を図ります。

◆事業展開① 「やまがた暮らし」魅力発信と若い世代の呼び込みの強化

山形での暮らしや県内企業の魅力、情報等を効果的に発信するとともに、UJIターン希望者と企業とのマッチング支援など、県内への円滑な就業・就農に向けた照会・あっせん機能を強化します。

事業構成	担当課	施策の概要
首都圏等におけるイベントや各種媒体を活用した「山形暮らし」の魅力発信の強化	市町村課	○移住交流ポータルサイトやSNS等による情報発信 ○首都圏における移住・人材確保のためのイベントの開催
県外在住の若い女性を対象にした「山形暮らし」の魅力発信	子育て支援課	○県外在住の若い女性に向けた、山形の自然環境、暮らしやすさ等の情報発信 ○県内男性との出会いの場の提供
子育て世代に向けた「子育てするなら山形県」の情報発信	子育て支援課	○「山形で子育てしたい」という希望が持てる、子育て支援、子育てしやすい環境であることの県内外への情報発信 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）や県広報誌、フリーペーパー等を活用した積極的な情報発信
移住者に対する食の支援	市町村課 子ども家庭課	○県外からの移住世帯に対する本県の米・味噌・醤油の提供 ○県外からの移住ひとり親世帯に対する県産米の提供
移住者に対する住宅支援	建築住宅課 市町村課 子ども家庭課	○住宅リフォーム工事に対する補助の優遇 ○住宅を新築する場合の住宅ローン利子補給の優遇 ○中古住宅を購入する場合の住宅ローン利子補給の優遇 ○移住者等の住宅確保要配慮者向けセーフティネット住宅として登録する空き家などの改修工事に対する支援 ○県外からの移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助 ○県外からの移住ひとり親世帯に対する賃貸住宅の家賃補助

<p>県内企業・雇用に関する情報発信やU J I ターン希望者と企業とのマッチング支援の充実</p>	<p>雇用対策課 子育て支援課 庄内総合支庁 地域産業経済課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援 ○山形労働局等関係機関と連携した進路ガイダンス、企業説明会の開催 ○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進 ○県外在住のUターン希望者に対する面接等のための交通費助成による就職活動の支援 ○県内保育士養成校の学生に対する県内就職の働きかけと県内でのインターンシップ等の交通費助成 ○新卒学生及びU J I ターン希望者を対象とした就職説明会の開催
<p>知識・技術などを持つ県外在住者と県内企業などとのマッチングの支援</p>	<p>雇用対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「やまがた21人材バンク」などを活用した県内企業が求める高度人材、専門知識・技能等を有する企業退職者（主に首都圏在住の既卒U J I ターン希望者）の県内誘致
<p>U J I ターン希望者の県内への円滑な就農に向けた紹介・あっせん機能の強化</p>	<p>農業経営・担い手支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関係機関と連携した、首都圏におけるPR活動や出展相談の実施

◆事業展開② 多様な体験・交流機会の拡大

地域の魅力を体感できる滞在型・体験型プログラムの創出により、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
<p>県外からの教育旅行や多彩な滞在型・体験型プログラムの創出・提供の促進</p>	<p>観光立県推進課 市町村課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○探究型教育旅行の促進及び農山漁村体験等のコンテンツ整備、情報発信及び観光誘客等による交流機会の拡大 ○市町村と連携した山形の暮らしと仕事体験事業（やまがたCAMP）の実施
<p>地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の地域活動に対する支援の充実</p>	<p>市町村課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊OB OG組織と連携した研修等の定住支援の実施

都市の若者の農林水産業への定着支援の実施	農業経営・担い手支援課	○市町村や農業団体等と連携した、地域で新規就農者等を支える仕組みへの支援
----------------------	-------------	--------------------------------------

◆事業展開③ 受入体制の整備

山形暮らしの総合的な相談窓口として、各種専門の相談機関・市町村と連携した相談体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
移住コーディネーターの配置などによる総合的な相談体制の充実	市町村課	○新たな推進組織による移住相談・移住コーディネートの実施

現状と課題

本県の平均初婚年齢は、平成30年で男性が30.8歳（平成25年比+0.3歳）、女性が29.2歳（同+0.4歳）と上昇を続けており^{※1}、晩婚化が進行しています。

昭和60年（1985年）では男性が28.0歳、女性が25.4歳でしたので、約30年間で男性は2.8歳、女性は3.8歳、平均初婚年齢が上昇している^{※2}こととなります。

また、婚姻件数は平成30年に4,039組（平成25年比△702組）、婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻数）は3.7（同△0.5）となっており^{※3}、50歳時未婚割合[※]は、男性は22.8%（前回調査（平成22年）比+4.1%）、女性は10.0%（同+3.1%）と上昇が続いている状況です^{※4}。

少子化の主な要因としては、このような未婚化・晩婚化・晩産化が挙げられており、これらの進行に歯止めをかけるため、少子化対策の大きな柱の一つとして結婚支援を位置づけ、独身者への出会いの場の提供や、社会全体で結婚を応援する取組みを強力に推進することが必要です。

さらに、若い世代が、男女が共に子育てすることの必要性や妊娠や出産、母体の健康についての正しい知識を理解したうえでより良い人生設計ができるよう、結婚観・家庭観を醸成することが必要です。

（※50歳時未婚割合：50歳まで一度も結婚をしたことのない人の割合を示す「生涯未婚率」について、政府が表現を変更し、「50歳時未婚率」に統一することとなった。）

※1、※3：厚生労働省「人口動態調査」

※2、※4：総務省「平成27年国勢調査」

対応の方向

将来を見据えた人生設計を考える機会の提供により、結婚を前向きに捉えられるよう意識の醸成を図ります。

◆事業展開① 結婚観・家庭観の醸成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さに対する理解を深めるよう、乳幼児とのふれあい体験や、結婚、妊娠・出産、子育て、就労など自らのライフデザインを考える機会を提供し、結婚観・家庭観の醸成を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
高校生や大学生等を対象としたライフデザインを考える機会の提供	子育て支援課 高校教育課	○結婚や子育てを含めた自らの将来を考えるための「ライフデザインセミナー」の開催
若者が考える「やまがた暮らし」の提案	子育て支援課	○若者自らが山形で暮らすライフプラン（人生設計）を考える機会づくりと、若い世代への発信
山形での結婚・子育て情報の提供	子育て支援課	○「山形で子育てしたい」という希望が持てる、結婚や子育て支援、子育てしやすい環境であることの県内外への情報発信 【再掲1-(5)-①】
児童生徒が乳幼児との関わりを通して、将来自分が親になることを具体的に考える機会の提供	村山総合支庁 子ども家庭支援課 置賜総合支庁 子ども家庭支援課	○若者が子育て支援を体験する機会の提供と、子育て情報ホームページによる情報発信の強化 ○子育て中の親子と若い世代とのふれあい事業による若い世代の結婚観・家庭観の醸成

対応の方向

結婚や家庭を築くことに夢や希望を持つことができる環境づくりを進め、結婚を望む人の希望が叶うよう、出会いの場の提供、結婚につながる支援の充実を図ります。

◆事業展開① 出会いの提供・結婚支援の充実・強化

結婚に希望を持ち、その希望が叶うよう、社会全体で出会い・結婚を応援する体制づくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
「やまがた出会いサポートセンター」によるオール山形での結婚支援の充実	子育て支援課	○総合相談窓口によるきめ細かな支援 ○マッチングシステムを活用した出会いの支援 ○結婚支援に関する情報発信
ボランティアの仲人による結婚支援の充実	子育て支援課	○「やまがた縁結びたい」による広域的な独身者情報の共有による仲人活動の推進 ○市町村が行う結婚支援活動との連携
県外在住の女性を対象とした出会いの場づくり	子育て支援課	○県外在住の女性への山形の情報発信及び県内男性との出会いの場の提供
企業間交流による出会いの場づくり	子育て支援課 庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○企業に勤務する独身者の交流の場の提供 ○管内企業の若者を対象とした広域的な結婚支援の実施
地域との連携による広域的な結婚支援活動の促進	村山総合支庁 子ども家庭支援課 最上総合支庁 子ども家庭支援課	○管内市町等が連携した広域婚活イベント等の支援 ○市町村及び民間で組織する婚活推進組織との連携による結婚支援事業の実施

◆事業展開② 結婚応援の気運醸成

自治体や企業、個人が連携し、若者が結婚を前向きにとらえられるよう意識啓発活動や、出会い・結婚につながる応援活動を展開するとともに、活動団体の連携強化と支援の充実による結婚応援の気運醸成を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
地域の身近な立場から結婚を応援する仕組みづくり	子育て支援課	○身近な立場で出会いや結婚に関する情報提供ができる新たなサポート体制の構築
「やまがた出会いサポートセンター」によるオール山形での結婚支援の充実【再掲2-(2)-①】	子育て支援課	○ホームページや各種催事等における結婚子育てポジティブキャンペーン動画の発信、大型ポスターの掲示
県・市町村の結婚支援に関する取組みの情報発信	子育て支援課	○県や市町村が行う結婚支援の取組みの若者に向けた積極的な情報発信
企業との連携による結婚支援活動の展開	子育て支援課	○企業間出会いサポーターによる結婚支援の取組みのPRやイベント等に参加しやすい環境づくり
結婚支援を行う人材育成による結婚しやすい環境づくり	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○婚活支援者が婚活イベントの企画運営を学ぶ機会の提供による、ノウハウ獲得の支援
出会いの場づくりなど結婚活動を応援する地域の取組みの促進	最上総合支庁 子ども家庭支援課 置賜総合支庁 子ども家庭支援課 庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村及び民間で組織する婚活推進組織との連携による婚活事業のPR、助言及び情報提供等 ○管内市町との婚活事業等の情報共有による連携の促進、仲人活動実践者の情報交換会及び研修会の実施等 ○行政、関係団体等による結婚支援ネットワークづくりのための連絡会の開催

◆事業展開③ 結婚の希望実現に向けた支援

経済的基盤の安定等により結婚の希望実現に向けた後押しを行います。

事業構成	担当課	施策の概要
新婚世帯に対する新生活支援を行う市町村を支援	子育て支援課	○新婚世帯が新生活を始める際の新居の家賃や引越費用の支援
新婚世帯の住宅確保に対する支援	建築住宅課	○新婚世帯向けセーフティネット住宅として登録する空き家などの改修工事に対する支援 ○住宅リフォーム工事に対する補助の優遇
若年非正規労働者の正社員化支援【再掲 1-(2)-②】	雇用対策課	○正規雇用を希望する若年非正規雇用労働者に対する、研修からキャリアカウンセリング、職業紹介までの一体的な支援

現状と課題

本県の1世帯当たりの世帯人員数の平均は、年々減り続け、平成30年には2.73人となりました※¹。

また、本県の三世代同居率は平成27年には17.8%と全国第1位であり、とりわけ18歳未満の子どもがいる世帯割合は平成27年には35.9%と、全国の18.7%を大きく上回っている状況です。しかし、その割合は平成2年の57.5%と比較すると大幅に減少してきています※²。

このような世帯あたりの数の減少や核家族化による家族形態の変化は、子育ての孤立感や負担感の増大を招き、その負担の多くは母親に偏る傾向があります。

一方で、夫の育児・家事時間が長くなるほど第2子以降が誕生する割合が高くなるデータもあり※³、男性の育児・家事の参画促進が重要となります。

また、不妊等も含めた妊娠・出産、子育てにかかる疑問や不安などに対応した相談支援や子育て支援に関する情報提供、医療・保健のサポート、経済的支援等の充実により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化していく必要があります。

※1：山形県「山形県の人口と世帯数」

※2：総務省「国勢調査」。平成27年については「国勢調査」により子育て支援課が算定

※3：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成27年）」

対応の方向

子どもを持つことの希望や望む数の子どもを授かる希望が叶い、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 妊娠・出産を支援する体制の充実

妊婦等の不安感、負担感の軽減や、不妊治療に関する情報提供、不妊治療に取り組む夫婦の治療に対する支援など、妊娠・出産の支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットの作成・配布等 ○妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーの開催
不妊治療に対する支援の充実と受診しやすい環境づくり	子ども家庭課 村山総合支庁 子ども家庭支援課	○不妊治療に関する正しい知識の普及啓発、不妊専門相談センターの設置、特定不妊治療助成に関する周知広報 ○助産師（不妊症認定看護師）による不妊治療等に関する情報の提供
不妊治療に取り組む夫婦への経済的負担の軽減や支援策の実施	子ども家庭課	○医療保険が適用されない配偶者間の特定不妊治療に要する経費の支援等 ○特定不妊治療により、子を授かった夫婦があと1人子どもを望んだ際の特定不妊治療に要する経費の支援等
不妊治療の実施	県立病院課	○県立中央病院、新庄病院、河北病院で不妊に悩む方を対象とした外来診療及び不妊治療の実施
不育症の相談支援	子ども家庭課	○不妊専門相談センターにおける不育症に関する相談支援

◆事業展開② 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに専門的医療を適切に提供することにより、安心して出産できるよう、総合的な周産期医療提供体制の機能強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
周産期医療提供体制の機能強化	地域医療対策課 県立病院課	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイリスク分娩の処置に関する研修等による関係医療従事者の資質向上 ○周産期医療関係機関の連携体制の強化 ○総合・地域周産期母子医療センター※^{1・2}の運営に対する支援 ○中央病院における総合周産期母子医療センターの運営
NICU長期入院児の退院後の在宅医療支援	地域医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○外出時の一時預かりなどの保護者ニーズに応じた一時受入れ施設に対する支援

※ 総合周産期母子医療センター…母体胎児集中治療管理室（MFICU）、新生児集中治療管理室（NICU）を備え、24時間体制でリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行う。

※ 地域周産期母子医療センター：産科及び小児科を備え、24時間体制でNICUを含む新生児医療に対応するとともに、産科の周産期に係る比較的高度な医療を行う。

対応の方向

子どもや子育てに関する相談窓口の連携強化により子育ての不安や悩みに対応する体制の充実、情報発信の強化を図り、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を推進します。

◆事業展開① 子どもや子育てに関する情報提供の推進

妊娠・出産、子育ての不安感・負担感を軽減するため、各種媒体を活用した情報提供と、相談窓口における情報発信の強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠・出産・子育てに関する各種媒体を活用したきめ細かな情報提供の強化	子育て支援課 子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）やSNS、県広報誌、フリーペーパー等を活用した積極的な情報発信 ○地域みんなで子育て応援団による地域に密着した子育て支援情報の発信

◆事業展開② 子育て等に関する相談機能の充実

安心して妊娠・出産、子育てができるように正しい知識の普及啓発と、相談支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の整備	子ども家庭課	○市町村における妊娠から出産、子育て期にわたり支援を行う「子育て世代包括支援センター」の運営への支援 ○「子育て世代包括支援センター」に配置する母子保健コーディネーター及び子育て支援員の養成 ○市町村が実施する産後ケア事業の推進 ○妊産婦メンタルサポート事業の実施

妊娠期から子どもの成長段階に応じた相談支援体制の充実	子ども家庭課 インバウンド・国際 交流推進課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○妊娠から出産、子育てまでの様々な相談に対する専門機関・関係機関との連携による支援 ○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施 ○外国人総合相談ワンストップセンターにおける外国語相談窓口の設置 ○女性の心身の健康や子どもの発育・発達、子育てについての相談体制の整備
子育てに不安感や孤立感を抱える親への支援	子育て支援課	○子育て支援センター等における育児相談や指導、子育て情報の提供等の育児支援 ○多胎家庭に対する孤立予防、育児負担軽減のための支援の検討
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進	子育て支援課	○子育て支援センター等における親子の交流や、世代を超えた様々な人たちとの交流による育児支援
不妊に関する正しい理解の促進と相談体制の整備	子ども家庭課	○不妊治療に関する正しい知識の普及啓発、不妊専門相談センターの設置、不妊治療費助成に関する周知広報【再掲3-(1)-①】
不育症の相談支援 【再掲 3-(1)-①】	子ども家庭課	○不妊専門相談センターにおける不育症に関する相談支援
小児救急電話相談等の実施	地域医療対策課	○保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の実施 ○ガイドブック等を活用した小児救急医療に関する知識の普及啓発

◆事業展開③ 小児医療等の充実

次代を担う命を守り育て、子育ての安心感を確保するため、小児医療等の医療従事者の確保、医療体制の充実強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
小児救急医療を含めた総合的な小児医療体制の充実強化	地域医療対策課	○休日夜間の受入れなど、小児救急医療体制の強化に向けた支援の充実
医療従事者の確保	地域医療対策課	○小児科医・産婦人科医の確保・定着に向けた修学資金の貸与

<p>小児救急電話相談等の実施 【再掲 3-(2)-②】</p>	<p>地域医療対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の実施 ○ガイドブック等を活用した小児救急医療に関する知識の普及啓発
<p>新生児聴覚検査の推進</p>	<p>子ども家庭課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○検査実施機関の検査状況調査の実施 ○市町村が実施する、新生児聴覚検査公費助成の推進 ○検査の普及啓発の促進

対応の方向

子育ての負担感が母親に偏ることがないように、男性の育児・家事への参画を促進し、子育ての孤立感・負担感の軽減を図ります。

◆事業展開① 男性の育児・家事参画の気運の醸成

男性も女性も子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わる気運の醸成を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
男性の育児・家事参画に向けた意識啓発	子育て支援課 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○夫婦で共に働き、一緒に子育ても仕事も楽しむことができる情報の発信 ○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者や男性の意識改革による育児・家事へ参画しやすい職場環境づくりの推進 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信

◆事業展開② 男性の育児休業取得の促進と働き方の見直し

企業における男性の育児休業取得を促進するとともに、県自ら率先して男性の育児休業取得促進に取り組み、県内市町村や企業等へ普及拡大を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
企業における男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者や男性の意識改革による育児・家事へ参画しやすい職場環境づくりの推進
県庁における先導的な取組みの推進	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ○知事を本部長とする「ワーク・ライフ・バランス推進本部」における時間外勤務縮減の徹底や年次有給休暇・育児関連休暇等の取得促進、研修等の取組みの実施

対応の方向

子どもを3人以上持ちたいと希望しながら、第3子以降を持たない理由は経済的負担が大きいため、多子世帯への経済的支援の充実等により希望を実現するための環境づくりを推進します。

◆事業展開① 経済的負担の軽減

多子世帯に係る保育に係る経費や放課後児童クラブの利用料、妊娠・出産、子どもの医療費などに対する助成の実施により、多子世帯の経済的負担感の軽減を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
保育料に対する支援の実施	子育て支援課	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の、2人目以降の利用料の軽減支援
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助	子育て支援課	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
子育て支援医療の実施	子ども家庭課	○子どもの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援

◆事業展開② 住環境の整備

多子世帯における良好な居住環境の整備、住宅支援など子育てにやさしい環境づくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
子育て世帯等の多様なニーズに合わせた居住環境づくりの推進	建築住宅課	○住宅リフォーム工事に対する補助の優遇 【再掲1-(5)-①】 ○多子世帯等が県営住宅へ入居する際の入居条件等の優遇
子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進	建築住宅課	○子育て世帯（多子世帯、ひとり親家庭を含む）などの入居を拒まない「セーフティネット住宅」の供給促進

対応の方向

子育てにおける負担感の要因である医療費や教育費等について支援を行うことにより、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。

◆事業展開① 保育・医療に係る経費の支援

妊娠・出産、子どもの医療費などに対する助成制度の充実を図るとともに、保育に係る経費に対する支援など、子育てに係る経済的負担感の軽減を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
幼児教育・保育の無償化の実施	子育て支援課	○子ども・子育て支援法に基づく無償化に伴い、市町村が支弁する施設等利用費の負担 ○施設等利用給付の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携
保育料に対する支援の実施 【再掲 3-(4)-①】	子育て支援課	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の、2人目以降の利用料の軽減支援
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助【再掲 3-(4)-①】	子育て支援課	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
子育て支援医療の実施 【再掲 3-(4)-①】	子ども家庭課	○子どもの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援
ひとり親家庭等医療の実施	子ども家庭課	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援
不妊治療に取り組む夫婦への経済的負担の軽減や支援策の実施【再掲 3-(1)-①】	子ども家庭課	○医療保険が適用されない配偶者間の特定不妊治療に要する経費の支援等 ○特定不妊治療により、子を授かった夫婦があと1人子どもを望んだ際の特定不妊治療に要する経費の支援等

◆事業展開② 子育て家庭への手当の支給による支援等

児童手当の支給や、生活や子どもの就学に必要な資金等の貸付等により、子育て家庭の生活の安定を図るとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
児童手当の支給	子ども家庭課	○中学校卒業までの児童を養育している者に対する手当の支給
児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給	子ども家庭課	○ひとり親家庭の親及び20歳未満の中度・重度障がい児を養育している者に対する手当の支給
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭課	○母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する必要な資金の貸付

◆事業展開③ 就学に係る経費の支援

経済的な理由により修学が困難な生徒等に対する就学資金の貸付等による支援を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
高等学校等の授業料の減免や奨学金等による修学支援の展開	学事文書課 教育庁総務課 高校教育課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○私立高校生の授業料の負担軽減のための、就学支援金への上乗せ助成の実施 ○経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための貸付
母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲 3-(5)-②】	子ども家庭課	○母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する必要な資金の貸付

基本の柱 4 困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために

現状と課題

子どもの貧困問題が大きな社会問題となっており、本県の子どもの貧困率は、16.0%と子どもの6人に1人が貧困の状態にあると考えられます※¹。

また、特に貧困に陥りやすいと言われているひとり親家庭は、年間就労収入が200万円未満の割合が、母子家庭55.2%、父子家庭29.3%と依然として厳しい状況にあります※²。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、ひとり親に対する生活支援、経済的支援、自立支援の推進が必要となります。

また、保護や支援を要する子ども・若者に対しては、切れ目のない総合的な支援による養育環境の整備や、地域全体で子ども・若者を守り育てる体制づくり、自立や社会参加に向けた支援の充実が必要です。

※1：山形県「子どもの生活実態調査（平成30年）」

※2：山形県「ひとり親家庭実態調査（令和元年）」

対応の方向

次代を担う子どもたちの将来がその生まれ育った環境により左右されることがないように、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける環境づくりを推進します。

◆事業展開① 子どもの貧困対策の推進

子どもの教育環境の整備や、親への子育て・生活の支援、就労の支援等を講じることにより、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう取組みを展開します。

事業構成	担当課	施策の概要
子どもの貧困対策の推進	子ども家庭課	○「山形県子どもの貧困対策推進計画」に基づく関連施策の着実な推進
子どもの居場所づくりの推進	子ども家庭課	○子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着の推進
高等学校等の授業料の減免や奨学金などによる修学支援の展開【再掲 3-(5)-③】	学事文書課 教育庁総務課 高校教育課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○私立高校生の授業料の負担軽減のための就学支援金への上乗せ助成の実施
生活困窮者の自立支援	地域福祉推進課	○子どもに対する学習支援をはじめ、生活困窮世帯に対する総合的な支援の強化

対応の方向

ひとり親家庭の誰もが、自立し安心して子育てができるよう、きめ細かな支援を展開します。

◆事業展開① 生活支援・経済的支援の推進

ひとり親家庭の親が安心して子育てできるよう、市町村と連携した生活支援や、資金の貸付、手当の支給等の経済的支援を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
ひとり親家庭に対する生活・自立支援の展開	子ども家庭課	○ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣や、市町村が行う学習支援への支援、資金の貸付や児童扶養手当の支給等の経済的支援
ひとり親家庭等医療制度の充実【再掲3-(5)-①】	子ども家庭課	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援

◆事業展開② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を促進するため、生活支援や就業支援等を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
ひとり親家庭応援センターによる総合的な相談支援	子ども家庭課	○ひとり親家庭からの様々な相談にワンストップで対応する総合相談支援
ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援	子ども家庭課	○ひとり親家庭就業・自立支援センターでの就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ひとり親家庭への資格取得支援【再掲1-(2)-②】	子ども家庭課	○就職に有利な資格取得に向け養成機関で修業する場合の、入学から就職までの施策をパッケージ化した切れ目のない支援の実施

対応の方向

児童虐待を未然に防止する対策を推進するとともに、市町村や関係団体との連携により、地域全体で子どもを守る支援体制づくりを推進します。
また、支援を要する子どもが安心して生活できる環境づくりを行います。

◆事業展開① 児童虐待の予防、早期発見、早期対応の推進

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
虐待防止に関する啓発の強化	子ども家庭課	○関係機関と連携した児童虐待防止キャンペーンの実施等による普及啓発の強化
虐待の早期発見・早期対応に向けた市町村や関係団体等との連携強化	子ども家庭課	○各市町村の子ども家庭総合支援拠点設置の促進及び要保護児童対策地域協議会の運営に係る支援、市町村担当職員や主任児童委員等を対象とする研修会の開催 ○要保護児童対策地域協議会における、市町村、児童相談所、学校、警察等関係機関による支援を要する子どもの情報共有等連携強化
DV防止に向けた若年層への意識啓発の強化	若者活躍・男女共同参画課	○高校生や学生を対象としたデートDV防止に係る出前講座の実施
虐待やDVに関する切れ目のない総合的な相談支援体制の充実	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○要保護児童対策地域協議会における情報共有等、虐待対応機関とDV対応機関の連携強化による総合的な相談支援の実施 ○女性相談センター、各地域のDV相談支援センターによるDV相談への対応 ○DV被害者支援に係る関係機関のネットワークによる地域ごとの体制の強化

◆事業展開② 社会的養護体制の充実

児童の健全な発達と自立に向けた支援のための保護と、児童が安心して生活できる環境と処遇の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
被虐待児童の安全確保のための迅速な対応と保護機能の充実	子ども家庭課	○児童福祉司等専門職員の計画的な増員による児童相談所の緊急対応機能の強化 ○関係機関との連携による立ち入り調査や臨検・捜索、一時保護等、児童の安全確保に向けた迅速な対応
保護児童の家庭復帰・自立やDV被害者の自立に向けた支援の充実	子ども家庭課	○児童相談所や女性相談センターにおけるカウンセリング機能の強化 ○児童養護施設等入所児童等への資金貸付による大学等進学支援や普通自動車免許取得費助成による就業支援等の実施
子どもの貧困対策の推進【再掲 4-(1)-①】	子ども家庭課	○「山形県子どもの貧困対策推進計画」に基づく関連施策の着実な推進
家庭養育優先原則の推進	子ども家庭課	○「山形県社会的養育推進計画」（令和2年3月策定）に基づく、里親等委託の推進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の促進

◆事業展開③ 児童相談所の機能強化及び市町村の連携体制の強化

児童相談所の専門的機能を強化するとともに、市町村職員等の資質向上と市町村が行う相談・支援との連携強化のための取組みの充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
行政や支援団体等の職員の虐待対応に関する資質向上に向けた取組みの充実	子ども家庭課	○児童虐待の防止、早期発見・早期対応、適切な保護指導、自立支援のための関係機関と連携した研修会の実施 ○児童相談所職員を市町村に派遣し、専門性の強化、資質の向上に向けた支援

◆事業展開④ 不登校対策の充実

教育相談体制、学習支援体制の整備・強化を図り、不登校に悩む児童生徒に対し適切な対応を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
スクールカウンセラー等の配置など不登校・別室登校生徒への支援の充実	義務教育課 高校教育課	○教育相談体制や学習支援体制の整備・強化 ○スクールカウンセラー等の配置による不登校等の困難を抱える児童生徒への適切な支援

◆事業展開⑤ 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、それぞれの学びの場における支援体制の構築を進め、一人ひとりの実態や特性、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実	特別支援教育課 子育て支援課 健康福祉企画課	○「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用と引継ぎ ○保健や福祉、医療機関、外部有識者、特別支援学校の巡回相談等と連携した対応の推進
小・中学校、高等学校における児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応える支援の充実	義務教育課 特別支援教育課 高校教育課	○各学校における特別支援教育コーディネーターを中核とした取組みの推進 ○通級による指導の充実 ○特別支援学級における少人数学級編制による支援の充実
特別支援学校の教育環境の充実	特別支援教育課	○「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づいた取組みの推進

◆事業展開⑥ 障がいのある児童への支援

障がいのある子もいない子も安心して生活し、活躍できる環境づくりのため、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、障がいの早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
発達障がい児への早期からの支援体制の整備	障がい福祉課 各総合支庁 子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師や保育士等を対象とした研修会等の開催による、早期発見・早期支援に向けた支援体制の構築 ○ブロック別の支援推進会議の開催による課題共有や連携ネットワークの形成 ○発達障がい児等の支援者である保育士等に対する、具体的な対応方法等についての継続的な助言による知識の習得や技術の向上 ○関係機関とのネットワーク強化による発達障がい児等の早期療育支援体制の整備
発達障がいに関する理解促進や正しい知識の普及啓発の充実	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい者支援センターによる県民や支援者、企業等を対象とした研修会等の実施
障がい児保育に対する支援の充実	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館、へき地保育所及び届出保育施設等における障がい児の受入に対する経費の助成
医療的ケア児への支援の充実	障がい福祉課 村山総合支庁 保健企画課 最上・置賜・庄内 総合支庁 子ども家庭支援課 特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・保健・福祉等の関係機関の連携による横断的支援の充実強化 ○ブロック別の「医療的ケア児支援連絡会」による医療的ケア児の現状と地域課題の把握、関係機関の連携による総合的な支援体制の構築 ○保護者同士のつどいの場の提供 ○特別支援学校における、適切な看護師の配置

対応の方向

児童養護施設等を退所した子どもたちの家庭復帰支援や自立に向けた支援体制の充実を図ります。

◆事業展開① 自立支援体制の充実

児童養護施設等の退所後を見据え、家庭復帰支援や社会的自立に向けたきめ細かな支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
保護児童の家庭復帰・自立やDV被害者の自立に向けた支援の充実【再掲 4-(3)-②】	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所や女性相談センターにおけるカウンセリング機能の強化 ○児童養護施設等入所児童等への資金貸付による大学等進学支援や普通自動車免許取得費助成による就業支援等の実施

対応の方向

ニートやひきこもり等の若者に対する職業的、社会的自立に向けた支援の充実を推進するため、きめ細かな支援体制の整備を推進します。

◆事業展開① 社会生活に困難を有する若者に対する相談支援体制の充実

困難を有する若者とその家族が希望を持って生活できるよう、社会参加に向けたきめ細かな支援体制の充実を図る。

事業構成	担当課	施策の概要
ニートやひきこもりなど困難を有する若者や家族に対する職業的・社会的自立に向けた相談支援体制の充実【再掲 1-②-③】	障がい福祉課 地域福祉推進課 村山総合支庁 保健企画課 最上・置賜・庄内総合支庁 地域保健福祉課 若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり相談支援窓口における相談支援及び関係機関との連携やコーディネート機能の強化 ○市町村や自立相談支援機関、保健所における相談支援や訪問支援の実施、ひきこもり支援に携わる人材の養成 ○社会参加に困難を有する若者や家族の相談支援拠点の設置・運営 ○地域若者サポートステーションにおける、ニート等の若者の職業的自立を支援するための、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施 ○ひきこもり当事者に対する支援方法の理解と家族の心の安定化に向けた、精神科医師等によるひきこもり相談等の実施

現状と課題

本県の共働き率は71.2%で全国1位^{※1}、女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合は53.0%で全国2位^{※2}と、本県では、正規職員として働く女性が多く、その中でも育児をしている女性の有業率は79.0%で全国4位^{※3}と子育てをしながら働く女性が全国に比べて多い現状にあります。

育児休業取得率は、女性が96.5%と全国平均を上回っている一方で、男性は5.0%と全国平均を下回っています^{※4}。

共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育需要は増大し、多様化しており、それに対応した保育サービス等の充実を図ることが必要です。また、女性も男性も子育てしながら無理なく働くことができる職場環境を実現するためには、長時間労働の是正など働き方の見直しとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスに向けた実効性のある取組みを促進し、それを実践する企業が社会から評価される環境づくりが必要です。

行政、地域、企業、NPOなど、社会を構成する多様な主体、祖父母世代など様々な世代の人が、それぞれの立場ではもちろん、互いに連携・協働することにより、社会全体で子育て応援の気運を盛り上げ、子育て家庭が安心して生活、子育てを楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

※1：総務省「平成27年国勢調査」

※2・3：総務省「平成29年就業構造基本調査」

※4：厚生労働省「雇用均等基本調査」、県雇用対策課「山形県労働条件等実態調査」

対応の方向

就業形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を図るため、家庭環境や子どもの年齢などにより多様化する保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。

◆事業展開① 保育サービスの充実

誰もが安心して子育てしながら働き続けることができるよう、保育所等の整備や保育士確保の取組みにより、保育サービスの量の確保と質の向上を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
市町村の計画的な保育所整備等に対する支援の充実	子育て支援課	○市町村と連携した、保育ニーズに対応するための保育所整備及び運営経費の支援
待機児童ゼロに向けた市町村と連携した取組みの強化	子育て支援課	○市町村と連携した待機児童対策の展開
保育士の確保と保育の質の向上に向けた支援	子育て支援課	○保育士サポートプログラム推進会議による保育士確保のための施策の検討・推進 ○保育士養成校の修学資金の貸付 ○保育所が若年（39歳以下）保育士の正規雇用を増やす場合の奨励金の交付 ○潜在保育士の掘り起こしと再就職支援 ○離職防止のための専門家による経営改善への支援 ○キャリアアップ研修の受講による技能、経験に応じた人件費加算の実施 ○保育士の事務負担軽減のためのICTの導入促進
地域型保育事業等の実施拡大	子育て支援課	○低年齢児を受け入れる小規模保育や企業の従業員の子どもを預かる事業所内保育事業に対する運営費の支援、事業開始にあたっての改修費用の支援
研修の充実による幼稚園教諭・保育士の資質向上に向けた取組みの強化	子育て支援課	○公開保育等の実施や、県内外の専門家をスーパーバイザーとした保育計画等の個別指導の実施
児童の安全確保の取組みの強化	子育て支援課	○非常災害時等における計画策定と避難訓練等備えの徹底 ○感染症予防対策の徹底

◆事業展開② 多様な保育ニーズに応える環境整備

様々な保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターや一時預かり、病気の際の預かりなど多様なサービスの充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
多様な保育サービスの充実	子育て支援課	○病児・病後児保育、一時預かり、家庭的保育、ファミリー・サポート・センターなどの多様な保育サービス事業の実施に対する運営経費の支援、事業開始にあたっての改修費用の支援
放課後児童クラブの整備・運営への支援	子育て支援課 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○放課後児童クラブのニーズに応じた整備と運営への支援 ○市町村の実情に応じた放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携した取組みに対する支援
多様な保育サービスの提供を行う保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事する人材の確保のための、子育て支援員養成研修等の実施
地域の実情に応じた子育てしやすい環境の整備	子育て支援課	○地域の保育ニーズに応じた子育て環境の整備に取り組む市町村への支援

対応の方向

子育てしながら働きやすい環境づくりのため、企業経営者の意識改革と多様な働き方に取り組む職場づくりの普及啓発など企業等におけるワークライフバランスの取組みを推進します。

◆事業展開① 事業主等に対する仕事と家庭の両立支援の意識の醸成

ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介等により、周知啓発活動を推進し、企業経営者の意識改革を進めます。

事業構成	担当課	施策の概要
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる周知啓発の強化	若者活躍・男女共同 参画課 雇用対策課	○ホームページやSNS、メルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の積極的な広報
一般事業主行動計画策定の促進	若者活躍・男女共同 参画課	○アドバイザー（社会保険労務士）派遣による、次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
企業における男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくり【再掲 3-(3)-②】	若者活躍・男女共同 参画課	○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者や男性の意識改革による育児・家事へ参画しやすい職場環境づくりの推進 ○専門家のアドバイザーとしての派遣による、中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組みの支援

◆事業展開② 働き方の見直しの推進

子育て・介護と仕事を両立し、男性の育児・家事参画を促進するため、長時間労働の解消や多様な働き方に取り組む職場づくりの普及啓発を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
男性の育児・家事参画に向けた意識啓発【再掲 3-(3)-①】	子育て支援課 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○夫婦で共に働き、子育ても仕事も楽しむことができる情報の発信 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信 ○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者や男性の意識改革による育児・家事へ参画しやすい職場環境づくりの推進
生活スタイルに合わせた多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革推進アドバイザー（社会保険労務士）による多様な働き方の紹介、導入にあたっての助言

◆事業展開③ 企業による仕事と子育てや介護の両立支援の積極的な取組みの促進

仕事と子育てや介護の両立支援を実践する企業を認定し優遇策を講じるなど、積極的な取組みの普及を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
労働関係法制度の普及啓発	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の人事労務担当者等を対象とした「山形県労働学院」の開催による労働関係法制度の普及啓発 ○ホームページ「Web労働やまがた」による労働関係法制度の周知啓発
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる周知啓発の強化【再掲 5-(2)-①】	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやSNS、メルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の積極的な広報
従業員のワーク・ライフ・バランスの推進	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○一般事業主行動計画の策定企業の従業員に対する、県民のワーク・ライフ・バランスの実践を応援するパスポートの交付

◆事業展開④ 先導的な取組みの県全体への普及

男性の育児休業取得などの取組みのリード役となるため、県自ら率先して取り組み、県内市町村や企業等へ普及拡大します。

事業構成	担当課	施策の概要
県庁における先導的な取組みの推進【再掲 3-(3)-②】	人事課	○知事を本部長とする「ワーク・ライフ・バランス推進本部」における時間外勤務縮減の徹底や年次有給休暇・育児関連休暇等の取得促進、研修等の取組みの実施

対応の方向

男女共同参画社会を実現するため、女性の能力が十分に活かされる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 女性も活躍できる環境の整備

女性人材の育成支援や出産・育児などで離職した女性の再就職支援、多様で柔軟な働き方を実現する職場づくりなど、子育て中の女性も活躍できる環境づくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
企業における女性人材育成の促進	若者活躍・男女共同参画課	○企業経営者等への女性活躍推進に向けた意識啓発や、女性人材のロールモデルの紹介、働く女性の交流会等の開催
出産・育児などで離職した女性の再就職支援の充実	若者活躍・男女共同参画課	○マザーズジョブサポート山形・庄内におけるハローワークと連携した相談事業及び出張セミナー・相談の実施
女性の育休からの職場復帰支援	若者活躍・男女共同参画課	○マザーズジョブサポート山形・庄内における育休からの職場復帰・キャリアデザインセミナーの実施
労働関係法制度の普及啓発【再掲 5-(2)-③】	雇用対策課	○企業の人事労務担当者等を対象とした「山形県労働学院」による労働関係法制度の普及啓発 ○ホームページ「Web労働やまがた」による労働関係法制度の周知啓発
地域における男女共同参画の基盤づくりの強化	若者活躍・男女共同参画課	○地域における男女共同参画推進の拠点施設である県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成や団体活動支援事業の実施 ○男女共同参画推進員制度による地域における男女共同参画の普及啓発の強化
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進【再掲 1-(4)-①】	若者活躍・男女共同参画課	○小さい頃から「男女が互いに尊重し合い、共に支え合う」という教育の推進 ○男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む者の知事表彰による県民意識の醸成
地域における女性活躍のための支援	最上総合支庁 子ども家庭支援課 置賜総合支庁 子ども家庭支援課	○女性が、活動に役立つ知識や技術を身につけ、交流を行う機会の提供 ○女性活躍のためのワークライフバランスの先進的な取組みのセミナーや情報交換会の開催

女性の職業生活における活躍に向けた取組みの推進	若者活躍・男女共同参画課	○産学官が連携した「やまがた女性活躍応援連絡協議会」による、働く女性の活躍の推進に有用な方策の協議及び情報共有
企業における女性活躍の促進と女性も活躍できる職場づくり	若者活躍・男女共同参画課	○企業における女性活躍の必要性について理解や意識改革、取組みを促す「ウーマノミクスで経済活性化塾」の開催

◆事業展開② 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性の活躍を一層促進するため、審議会等への女性委員の積極的登用による政策・方針決定過程への参画促進を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
県審議会等への女性の参画推進	若者活躍・男女共同参画課	○部局ごとの年次計画に基づく県審議会等における女性の積極的な登用の推進

対応の方向

地域の人々との連携による地域資源を活用した交流活動や、家族による支え合い、シニア層の子育てへの参画促進など、地域の多様な主体の力により子育て支援の充実を図るとともに、県民総ぐるみで子育てを応援する取組みを展開します。

◆事業展開① 社会全体で子どもを育てる気運の醸成

子どもの成長や子育てを社会全体で支援する気運を醸成するため、県民総ぐるみで子育てを支援する取組みを推進するとともに、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや学校と地域の人々・団体などの連携による子育て支援活動を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
「山形みんな子育て応援団」活動の推進	子育て支援課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○子育て応援イベント等における子育て支援活動の周知等、県民総ぐるみでの子育て応援の推進 ○管内市町村、NPO団体との協働により地域全体で子育てを応援する気運の醸成
シニア層（高齢者）が子育て支援の担い手として活躍する仕組みづくり	子育て支援課 雇用対策課	○元気でやる気のあるシニア層（高齢者）が子育て支援の担い手（ボランティア）として活躍する仕組みづくり ○シルバー人材センターを活用した乳幼児の世話、保育施設等への送迎、就学児童に対する学習・生活指導等
保護が必要な子どもの社会的養護における家庭的な養育環境づくりの推進	子ども家庭課	○里親等委託の推進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の促進による、家庭的な雰囲気の中で安心して生活できる環境の整備
社会全体で子どもをいじめから守る県民運動の推進	若者活躍・男女共同参画課 高校教育課 義務教育課	○「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」の展開 ○いじめ防止対策の推進に向けた条例及び基本方針に基づいた、学校におけるいじめ・不登校防止の取組の推進 ○児童生徒による活動の積極的な情報発信

◆事業展開② 子どもや子育て家庭に対する応援活動の推進

地域資源を活用した自然体験、交流活動など自然豊かな山形の風土を生かした子どもの成長の機会を提供します。

事業構成	担当課	施策の概要
地域や企業の参画によるパパ・ママ応援の環境づくりの推進	子育て支援課	○やまがた子育て応援パスポートによる企業の子育て応援活動の推進
地域資源を活用した体験・交流促進など山形らしさを活かした子育て活動の推進	子育て支援課 県民文化スポーツ課	○市町村がNPO等と連携して実施する世代間交流推進事業への支援 ○文化団体等との連携による、子どもから大人まで、広く文化芸術活動に触れる機会の提供

◆事業展開③ 多様な主体との連携による子育て支援体制の強化

NPOやボランティア、子育て支援団体の活動が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、市町村等と連携を促進し、社会全体に子育て支援の輪を広げたいきめ細かな支援活動を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
NPOやボランティア団体などの取組みへの支援【再掲1-(1)-②】	県民文化スポーツ課	○やまがた社会貢献基金の活用による子育て支援を行うNPOなどの取組みに対する助成
県民による社会貢献活動の促進【再掲1-(1)-②】	県民文化スポーツ課	○ボランティア団体・NPOによる情報発信機能の充実により若者をはじめとする幅広い世代による社会貢献活動を促進
NPOやボランティアなどの子育て支援活動の促進	子育て支援課	○市町村がNPO等と連携して実施する子育て支援事業への支援
地域の子育て支援体制の充実に向けた市町村、関係団体NPOなどの連携促進	地域福祉推進課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○民生委員・児童委員に対する効果的かつ円滑な活動に資するための活動費や指導訓練に係る費用の負担 ○管内市町、NPO団体との協働により地域全体で子育てを応援する機運の醸成【再掲5-(4)-①】

対応の方向

子どもが基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身に着ける家庭の教育力の向上を推進するとともに、学校や地域と連携した自然や文化を活かした体験活動、子ども同士や世代間の交流による子どもの健全育成を推進します。

◆事業展開① 家庭や地域の教育力の向上

学校と家庭・地域が連携して地域の子どもたちを育むよう、社会全体で学校や地域での教育活動を総合的に支援する仕組みを構築し、その普及や取組みを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
家庭教育に関する学習機会の充実及び情報提供	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○子どもの発達に応じた保護者等への学習機会の提供・充実 ○生活習慣に関する保護者用学習資料の活用及びホームページやSNS等を活用した情報提供
青少年健全育成運動など非行防止に対する関係機関との連携強化や環境浄化活動の推進	若者活躍・男女共同参画課 県警少年課	○子どもを地域で見守り、育てていくことを目的とした「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の展開 ○継続補導、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進
学校・家庭・地域との連携・協働の推進	教育庁総務課 義務教育課 高校教育課 生涯学習振興室	○「やまがた教育の日」の周知・普及等の社会全体で教育活動を支援する取組みの推進 ○学校運営協議会制度の導入の促進 ○地域学校協働活動の推進

◆事業展開② 幼児教育の推進

人間としての基礎を培う重要な時期である幼児期に、自主性と他を思いやる心、人とかかわる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現力など、人間力の基礎を育む教育を充実するための取組みを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
幼稚園・認定こども園における教育の支援	子育て支援課	○幼稚園・認定こども園の運営支援 ○園務改善のためのICTの導入支援
幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進	義務教育課	○子どもの育ちを共有する幼保小連携促進
就学前施設における教員等の確保と質の向上に向けた支援の充実	子育て支援課 義務教育課	○認定こども園を含めた幼稚園の教職員の資質向上を図るための研修事業に要する費用の助成 ○幼稚園教員・保育士等の教育力向上
幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進	工業戦略技術振興課	○公民館、PTAなどによる親子の体験型科学教室の開催に対するサイエンスインストラクターの派遣及び「青少年のための科学の祭典 in 山形」の開催
幼児共育の推進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進

◆事業展開③ 地域における多様な体験・交流活動の促進

地域の自然・文化に触れる体験や地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした活動を促進することにより、郷土に誇りと愛着を持ち、地域で活躍する人、地域とつながる人を育成します。

事業構成	担当課	施策の概要
地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会の充実	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 義務教育課 高校教育課 県民文化スポーツ課	○学校における地域課題解決等の探究的な学びを実現する取組みの推進【再掲1-(1)-①】 ○地域と連携したキャリア教育の推進【再掲1-(1)-①】 ○文化芸術団体が子ども向けに実施する伝統芸能や文化芸術などの体験事業や発表機会の創出への支援

地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能等を子どもたちに伝承する取組みの推進【再掲 1-(1)-①】	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みを通じた、伝承活動の実施 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した体験活動の実施
青少年による地域貢献活動の促進【再掲 1-(1)-②】	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○研修・交流機会の提供によるボランティアリーダーの育成と児童生徒のボランティア活動体験機会の拡充 ○地域で活躍する青年等と中高生等による地域活動の企画・運営を通じた中核的人材の育成
体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通じた環境教育の推進【再掲 1-(1)-①】	環境企画課 循環型社会推進課 みどり自然課 義務教育課 高校教育課 文化財・生涯学習課	○飛鳥を舞台とした環境教育や森林環境学習の実施等による体験型環境学習の推進 ○山形県環境教育指針及び地域・学校の実態に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進
幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進【再掲 5-(5)-②】	工業戦略技術振興課	○公民館、PTAなどによる親子の体験型科学教室の開催に対するサイエンスインストラクターの派遣及び「青少年のための科学の祭典 in 山形」の開催
放課後子ども教室の運営に対する支援	子育て支援課 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○放課後児童クラブとの連携による市町村の実情に応じた放課後子ども教室の支援 ○コーディネーター及び放課後児童支援員等を対象とした研修会の開催
食育を実践する気運の醸成	6次産業推進課	○農業協同組合、市町村関係者や専門的なノウハウを持つ民間企業等との連携強化による食育県民運動の展開
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進【再掲 1-(1)-①】	6次産業推進課 スポーツ保健課	○学校給食における県産農林水産物の利用拡大等を実施する市町村に対する支援 ○地場農産物を活用した学校給食による地域の食文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成
少年少女発明クラブの活動を支援	工業戦略技術振興課	○山形県発明協会と連携した空白地域への発明クラブ創設支援や既存の発明クラブへの活動支援
読書活動の推進	文化財・生涯学習課 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 義務教育課 高校教育課	○県立図書館、市町村立図書館等の地域の図書館、学校図書館の一層の利活用による読書活動の推進

対応の方向

安全で快適な子育て環境づくりのため、親子の遊び場の整備や通学路における安全・安心な歩行空間の整備を促進するとともに、インターネットトラブルを含む犯罪被害や自然災害から身を守るための安全学習・安全指導を推進します。

◆事業展開① 子育てにやさしいまちづくり

安全安心なゆとりある環境を整備し、子育て中の親子が安心して外出できるように、バリアフリー化の促進や、通学路の歩道整備、地域住民で子どもの安全を見守る体制の充実、良好な住環境の整備など、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
安全で安心なまちづくりの推進	消費生活・地域安全課	○「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」に基づく各種施策の総合的な推進
交通安全県民運動の推進	消費生活・地域安全課	○関係機関・団体と連携した交通安全県民運動の推進 ○交通安全に関する各種広報啓発活動の実施
子どもと一緒に安心して外出できる環境づくり	子育て支援課 地域福祉推進課	○やまがた子育て応援パスポートによる社会全体で子育てを応援する環境づくりの推進 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信 ○妊産婦を対象とした身体障がい者等用駐車施設利用証の交付
通学路や未就学児が集団移動する経路における総合的な安全対策の推進	子育て支援課 障がい福祉課 道路整備課 スポーツ保健課 県警交通規制課	○学校関係者・警察・道路管理者の連携による通学路等の合同点検及び安全対策の実施 ○把握した要対策箇所における道路環境の整備 ○未就学児の園外活動等の安全確保のためのキッズゾーンの設定
通学路における安全な歩行空間の整備推進	道路整備課	○子どもたちが安心して通学できる歩行空間の整備

見守り隊等の子どもの安全・安心確保に向けた地域住民の積極的なボランティア活動の促進	若者活躍・男女共同参画課 スポーツ保健課 県警生活安全企画課 県警少年課	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを地域で見守り、育てていくことを目的とした「大人が変われば子どもも変わる県民運動」の展開【再掲5-(5)-①】 ○学校安全ボランティア養成講習会の開催による子どもを地域で見守る体制の強化 ○「こども110番連絡所」設置の見直しと連絡所掲示板の刷新 ○青色回転灯装備車の更なる登録拡大と当該車両を有効活用した自主防犯活動の拡大 ○学校と連携したいじめ事案を含む非行等を繰り返す児童生徒の立ち直り支援活動及び登下校の犯罪被害から児童を守る活動の推進
地域ぐるみの学校安全体制整備及び県と市町村の連携による学校安全体制の整備推進	スポーツ保健課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校安全指導員の配置及び市町村教育委員会学校安全担当者との連絡協議会の開催による学校安全体制の整備
安全・安心な遊び場の適正な管理	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○遊具の定期点検等の適正な実施、老朽化した公園施設の修繕・更新による、安全・安心な遊び場の提供
遊び場情報の発信	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信
子育て世帯等の多様なニーズに合わせた居住環境づくりの推進【再掲 3-(4)-②】	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の新築等に対する支援（利子補給） ○住宅のリフォームに対する支援（補助） ○多子世帯等が県営住宅へ入居する際の入居条件等の優遇
三世代同居等を支える住宅支援	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の新築等に対する支援（利子補給） ○住宅のリフォームに対する支援（補助）
子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進【再掲 3-(4)-②】	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯（ひとり親家庭を含む。）、新婚世帯、移住者などの入居を拒まない「セーフティネット住宅」の供給促進

◆事業展開② 安全教育の推進

子どもの交通事故やインターネットトラブルを含む犯罪被害、自然災害から身を守るための子どもの危険予測、回避能力を高める安全学習、安全指導を推進するとともに、子ども自身の意識を高める教育などを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
交通安全教育・活動の推進	消費生活・地域安全課 スポーツ保健課 県警交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童・生徒に対する交通安全教室の開催などによる交通安全教育の強化 ○家庭におけるしつけとしての交通安全教育を推進するため、交通安全母の会との連携強化 ○山形県高等学校交通安全教育指導者研修会の開催及び高等学校による自転車安全教室モデル事業の実施 ○高等学校生徒指導連絡協議会との連携による取組み（高校生マナーアップ運動の実施） ○県警本部との連携による取組み（高校生に対する自転車マナーアップ指導） ○「交通安全県民運動」との連携による取組み ○登下校時の交通事故防止や自転車乗車時のルール・マナー教育の推進 ○チャイルドシート及び後部座席ベルトを含めた全席シートベルト着用率向上のための広報啓発活動要請等の取組み
ライフステージに合わせた消費者教育の推進及び地域や家庭での取組み支援	消費生活・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活出前講座の実施 ○広報媒体を活用した消費生活に関する情報の提供
災害・感染症等危機対応能力の育成	防災危機管理課 健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	<ul style="list-style-type: none"> ○防災出前教室等による防災教育の推進 ○感染症の予防と発生時の対応に関する啓発の推進
危険予測・危険回避能力の育成と自他の命を尊重する安全教育の推進	スポーツ保健課 県警生活安全企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校安全強化旬間」の実施 ○「子どものいのちを守る」学校安全指導者研修会の実施 ○実践的な防犯講話や訓練指導による子どもや教職員の有事対応能力向上 ○県警メール配信システム「やまがた110ネットワーク」による危機回避能力（ディフェンス力）向上に資するタイムリーかつ有益な情報発信

<p>若年層に対する性や喫煙・危険ドラッグ等に対する正しい理解の促進</p>	<p>若者活躍・男女共同参画課 健康づくり推進課 健康福祉企画課 薬務・感染症対策室 スポーツ保健課 県警少年課</p>	<p>【喫煙】 ○関係機関と連携した未成年者喫煙防止キャンペーンの実施 ○幼稚園、保育所、乳幼児健診等での保護者に対する喫煙及び受動喫煙に関する啓発の推進 ○高校、大学等への出前講座の実施など、若年者に対する喫煙に関する知識の普及啓発の推進</p> <p>【危険ドラッグ】 ○若者への啓発資材の配布など、薬物乱用防止啓発の推進 ○非行防止教室及び薬物乱用防止教室等による児童・生徒に対する違法薬物等に対する正しい理解の促進</p> <p>【健康】 ○学校・家庭・地域の連携による学校教育活動全体を通じた健康教育の充実</p>
<p>インターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進</p>	<p>若者活躍・男女共同参画課 義務教育課 高校教育課 県警少年課</p>	<p>○山形県青少年健全育成条例の周知・啓発 ○関係業界団体を交えた「青少年のための環境づくり懇談会」等の開催 ○大人のためのインターネット研修会の実施 ○学校における生徒指導の推進 ○生徒、教職員、保護者を対象としたインターネットの適切・安全・安心な利用についての研修会等の実施 ○非行防止教室の実施や少年警察ボランティア等と協働した各種活動によるSNS起因の犯罪被害防止</p>

Ⅶ

成果指標と数値目標

1 成果指標

計画の成果を検証する指標について、以下のとおり設定します。なお、検証にあたっては、①子育て支援、②遊び場、③コミュニティ、④教育、⑤治安、安心・安全、⑥自然環境等の6項目により、総合的に検証します。

成果指標	現況値	目指す方向
子育て環境満足度	—*	上昇

※令和2年度以降に調査予定

2 数値目標

計画に掲げる個々の施策を検証する数値目標について、以下のとおり設定します。

指標等	現状	数値目標	到達年度
基本の柱1 若者がやまがた暮らしをするために			
(1) 若者の地域への愛着や誇りの涵養			
地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小6：61.1% (R1) 中3：48.7% (R1)	小6：70% 中3：55%	R6
高校生のうち、ボランティア活動に参加した生徒の割合	82.7% (H30)	100%	R6
(2) 県内企業を知る機会の拡大と県内就職の促進			
県内新規高卒者の県内就職割合	77.9% (H30)	82%	R6
県内大学・短期大学等卒業者の県内就職割合	36.1% (H30)	40%	R6
新規就農者数	348人 (R1)	370人	R6
(3) 若い世代の雇用の安定・所得の向上			
正社員割合の全国順位	2位 (H29)	1位	R6
(4) 若者が活躍できる魅力的な地域づくり			
若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合	100% (H30)	100%	R6
若者サポーター登録者数	10人 (R1)	40人	R6
(5) 若い世代の移住・定住の促進			
移住交流ポータルサイト「すまいる山形暮らし情報館」トップページのアクセス件数	91,456件 (H30)	122,000件	R6
15～24歳の社会増減数（県外からの転入者数－県外への転出者数）	△3,313人 (R1)	△1,350人	R6
県内で展開される移住・定住を目的とした短期滞在プログラム数	427プログラム (H30)	607プログラム	R6
県の移住相談窓口を通じた県外からの移住者数	62人 (H30)	200人	R6
基本の柱2 これから出会い、家族になるために			
(1) ライフデザイン形成支援			
セミナー受講がライフデザインを考えるきっかけとなった受講生の割合	97% (H30)	100%	R6
(2) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援			
婚姻率（20歳～44歳）	15.13 (H30)	上昇	R6
「やまがた出会いサポートセンター」登録会員数（累計）	2,826人 (H30)	5,700人	R6
「やまがた出会いサポートセンター」及び「やまがた縁結びたい」における成婚組数	97組 (H30)	100組	R6

指 標 等	現 状	数 値 目 標	到 達 年 度
基本の柱3 安心して子どもを産み育てるために			
(1) 妊娠・出産の希望実現			
合計特殊出生率	1.48 (H30)	1.70	R6
第1子の合計特殊出生率	0.66 (H29)	0.71以上	R6
不妊専門相談センターの利用者数(延べ数)	59人 (H30)	70人	R6
(2) 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援			
産後ケア事業・育児相談を実施する市町村数	11市町村 (H30)	35市町村	R6
15歳未満人口10万人あたりの小児科医	111.0人 (H30)	全国平均以上 ※H30: 112.4人	R6
(3) 男性の育児・家事への参画促進			
男性の育児休業取得率	5.0% (H30)	13%	R6
基本の柱4 困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために			
(1) 貧困の世代間連鎖の防止			
子ども食堂など子どもの居場所実施箇所数	39箇所 (R1)	60箇所	R6
生活困窮者自立支援・任意事業(就労準備・子ども学習・家計改善)実施地域	県(町村部)+9市 (R1)	県(町村部)+13市	R6
(2) ひとり親家庭への支援			
ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	51人 (H30)	280人	R6
(3) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備			
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	3市町 (R1)	35市町村	R4
里親等委託率	20% (H30)	30.2%	R6
地域小規模児童養護施設(グループホーム)の設置箇所数	1箇所 (R1)	6箇所	R6
児童養護施設の小規模グループケアの実施定員数	51人 (R1)	54人	R6
基本の柱5 社会全体で子育てを支え、子育ても仕事も楽しむために			
(1) 家庭と仕事の両立支援の充実			
保育所入所待機児童数	45人 (R1)	0人	R6
病児病後児保育実施箇所数	69箇所 (R1)	74箇所	R6
放課後児童クラブの実施箇所数	380箇所 (R1)	425箇所	R6
(2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化			
一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法)の策定企業数	171社 (R1)	1,030社	R6
男性の育児休業取得率【再掲】	5.0% (H30)	13%	R6
社会保険労務士等の専門人材等の派遣企業数(累計)	550社 (R1)	1,550社	R6
年次有給休暇取得日数	9.3日 (H30)	9.3日	R6
(3) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援			
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	1,011人 (H30)	2,600人	R6
企業における女性の管理職登用割合	14.6% (H30)	21%	R6
県審議会等委員に占める女性の割合	51.7% (H30)	50%程度を維持	R6
(4) 地域で支える子育て支援の充実			
やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数(累計)	4,653店舗 (H30)	5,253店舗	R6
(5) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開			
保護者向け子育て講座・研修会等の実施回数	96回 (H30)	150回	R6
「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	305団体 (R1)	310団体	R6
(6) 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり			
通学路安全点検による要対策箇所の対策完了率(H30.4月時点で県道路管理者対策分における要対策の106箇所)	20% (H30)	80%	R6

Ⅷ

保育サービス等の提供

～子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」～

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、幼稚園や保育所等の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施し、今後必要とされる教育や保育の量の見込みを算出し、これに対応するため、令和2年度から5年間の間に実施する教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を定めています。

県は、保育等の現状、各市町村の計画を踏まえ、県全体の教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を以下のとおりとします。

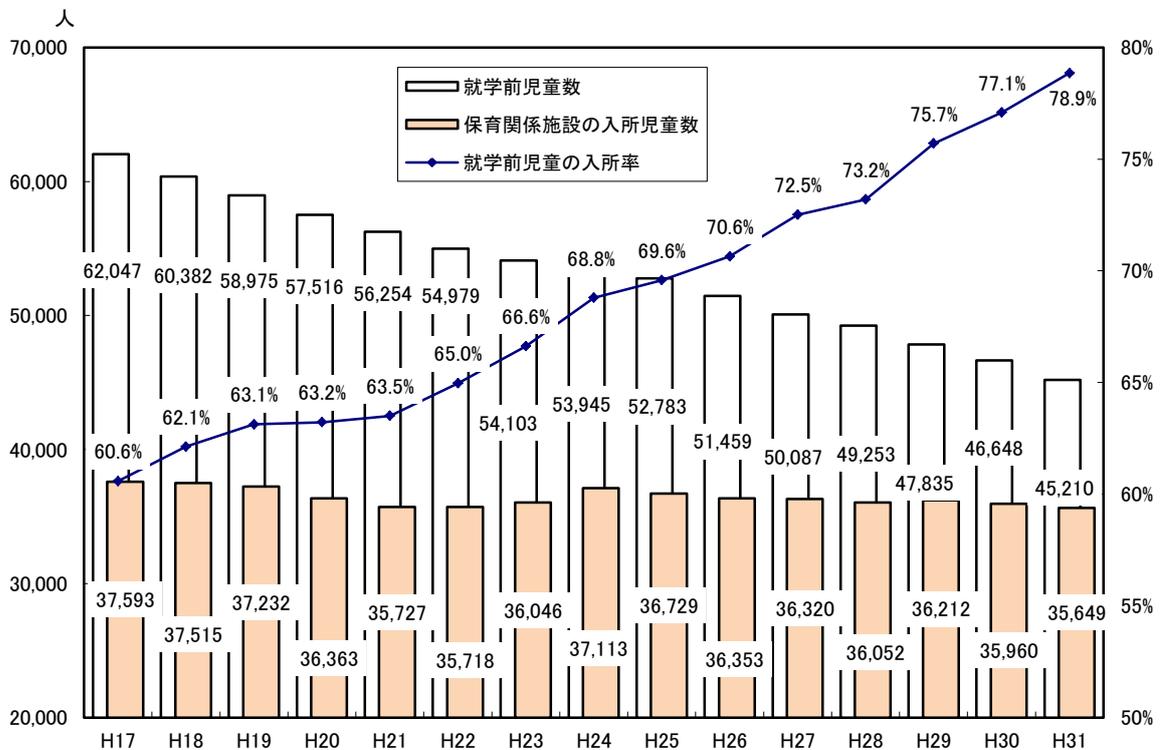
【関連：基本の柱3、5】

1 就学前児童の保育等の状況

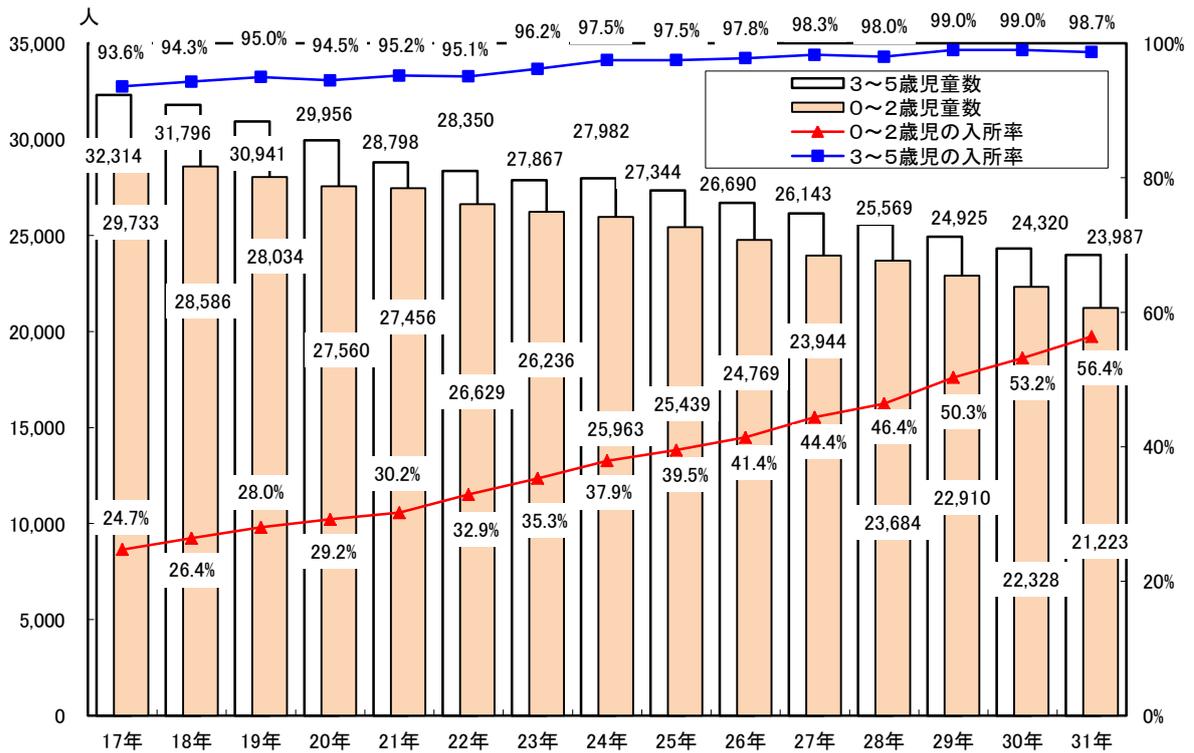
就学前児童数が減少し続けている中、就学前児童が保育所や幼稚園などの保育関係施設を利用する割合は、年々増加しており、平成31年度では78.9%となっています。

就学前児童数がこの10年間で約2割減少している一方で、就学前児童の保育関係施設入所率は増加しています。

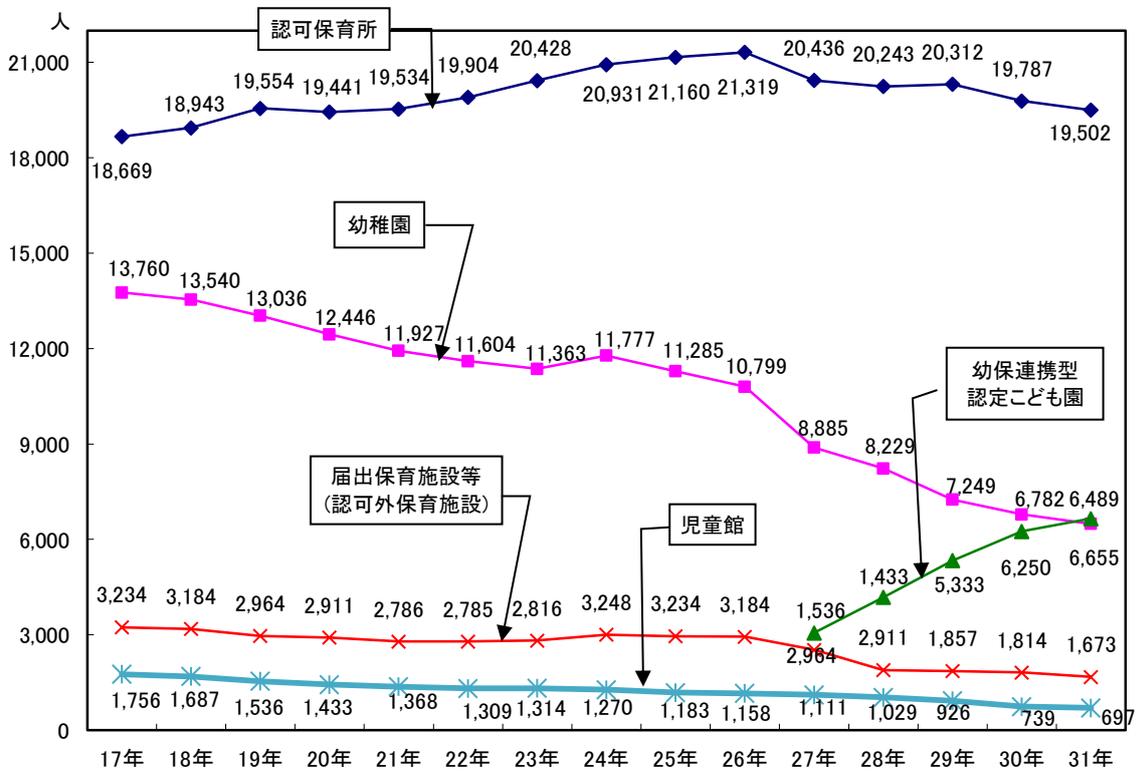
○就学前児童の保育関係施設入所状況



○保育関係施設の年齢別入所率の推移



○保育関係施設利用児童数の推移



※平成27年度から、保育所型認定こども園は保育所に含む。

資料：県子育て支援課調べ

(注) 就学前児童数、保育所入所児童数、地域型保育事業利用児童数児童館入所児童数は各年4月1日現在の数値
届出保育施設等入所児童数、幼稚園入園児童数、幼保連携型認定こども園利用児童数については、各年5月1日現在の数値。

2 区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるに当たり、その単位となる区域を定めることとなっています。

県は、県内の市町村間の広域利用の状況や、定められた区域が幼稚園や保育所等の教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、この区域を県全域で1区域と設定します。

3 保育サービス等の提供に係る取組方針

県は、保育サービス等の提供に当たり、本プランが目指す社会の実現に向けて、基本的視点にある「地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援」、「山形らしさを活かした社会全体による支え合いの推進」を柱とし、需要に応じた保育サービス等の質の向上や量の確保を図るとともに、次の項目を重点的に取組みます。

また、児童数の減少を考慮した、保育サービスの提供体制のあり方について検討を行います。

- ◆ 妊娠から出産、子育てまでの継続的な相談・支援体制の充実
- ◆ 市町村が実施する幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に対する支援
- ◆ 待機児童「ゼロ」に向けた市町村に対する支援と連携の強化
- ◆ 保育従事者の確保と質の向上に向けた支援の充実
- ◆ 放課後児童クラブや病児・病後児保育等多様な保育サービスの整備と運営支援

4 教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）等について、下表のとおり計画します。

県は、この計画に基づいて、市町村からの意見をお聞きして、教育・保育施設の認可・認定を判断します。

また、市町村間の情報共有や広域的な調整について、必要があれば、市町村計画の策定状況を踏まえ調整を行います。

○教育・保育の量の見込みと確保の内容等

(人)

		令和2年度			令和3年度		
		3-5歳 (1号認定)	3~5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)	3-5歳 (1号認定)	3-5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)		4,101	17,532	13,326	3,955	17,175	13,100
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	6,844	16,790	11,902	6,710	16,901	12,018
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園(※1)	1,457	1,041	37	1,365	1,028	37
	企業主導型保育事業		75	257		76	266
	届出保育施設等 (※2)		376	413		308	371
	特定地域型 保育事業所			838			883
②-①		4,200	750	121	4,120	1,138	475

		令和4年度			令和5年度		
		3-5歳 (1号認定)	3~5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)	3-5歳 (1号認定)	3-5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)		3,778	16,474	12,944	3,656	16,075	12,800
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	6,659	16,807	12,063	6,647	16,738	12,047
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	1,363	1,021	37	1,364	1,012	37
	企業主導型保育事業		77	266		78	266
	届出保育施設等		276	334		276	334
	特定地域型 保育事業所			959			997
②-①		4,244	1,707	715	4,355	2,029	881

		令和6年度		
		3-5歳 (1号認定)	3~5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)		3,534	15,658	12,640
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	6,647	16,651	12,050
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	1,362	1,008	37
	企業主導型保育事業		78	266
	届出保育施設等		276	333
	特定地域型 保育事業所			1,035
②-①		4,475	2,355	1,081

※1 特定教育・保育施設以外の幼稚園・・・「一時預かり事業」を行う幼稚園、「幼稚園接続型保育」を行う幼稚園を含む。

※2 届出保育施設等・・・市町村又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

○参考：平成31年4月1日実績

		平成31年度		
		3-5歳 (1号認定)	3~5歳 (2号認定)	0-2歳 (3号認定)
量の見込み(計画値)		8,249	15,148	12,261
量の見込みに対する実績値 (H31年4月1日利用者数)		6,605	15,404	10,818
確保の内容 (計画値)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	6,458	16,107	11,534
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	4,491	193	2
	届出保育施設等		696	357
	特定地域型 保育事業所			711
	計	10,949	16,996	12,604
確保の内容に対する実績値 (H31年4月1日現在の利用定員数)		11,354	16,797	12,485

※ 計画値・・・第1期計画における計画値

5 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、就労の有無や家庭の状況に関わらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消することを目的としています。

市町村は、教育・保育の提供体制の確保と同様に事業ごとに需要量を適切に見込み、その需用に応えられるよう、計画的に提供体制を整備することとなります。

県は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業が地域の実情に応じて円滑に運営できるよう、必要な支援を行うこととします。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」は、以下の13事業について法で定められており、市町村は地域の実情を踏まえ、事業の全部もしくは、一部を実施します。

(1) 利用者支援事業

現在、県内26市町37か所で実施しています。

子ども・子育て支援新制度の目的である「教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進」を進めるためにも重要な事業であるため、県内すべての市町村における積極的な実施を推進します。

	(箇所)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	40	40	40	40	40
② 確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

○参考：平成30年度実績（箇所）

量の見込み（計画値）	確保の内容（計画値）	箇所数（実績値）
40	40	37

(2) 地域子育て支援拠点事業

現在、県内34市町村101箇所で実施しております。今後も円滑な実施を推進します。

	(①人回、②：箇所)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	590,549	584,646	660,797	654,575	646,753
② 確保の内容	101	103	103	103	103

○参考：平成30年度実績（箇所）

量の見込み（計画値）	確保の内容（計画値）	施設数（実績値）
627,152人	104箇所	101箇所

(3) 妊婦健康診査

現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	71,805	70,560	69,117	67,798	66,360

○参考：平成30年度実績

量の見込み (計画値)	確保の内容 (計画値)	妊娠届出件数
82,880 人回	-	6,549 件 (※)

※妊娠届出をした妊婦に14回分の妊婦健康診査券を配布

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,715	5,596	5,493	5,374	5,273

○参考：平成30年度実績 (人)

量の見込み (計画値)	確保の内容 (計画値)	実績値
7,022 人	-	5,523 人

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

現在、県内すべての市町村が需要に応じて実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,295	2,303	2,304	2,307	2,299

(6) 子育て短期支援事業

〔 短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業) 〕

現在、県内9市町が実施 (施設と契約) しています。

市町村が需要に応じて対応ができるよう、実施を推進します。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	387	385	382	380	378
② 確保の内容	1,126	1,125	1,122	1,120	1,118
②-①	739	740	740	740	740

○参考：平成30年度実績 (人日)

量の見込み (計画値)	確保の内容 (計画値)	利用者数 (実績値)
508	1,130	311

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

現在、県内24市町23箇所（共同実施あり）で実施しています。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象事業となっており、今後も地域に偏らず需要が見込まれる事業です。

単独市町村での実施のみでなく、広域的な対応も視野に一層の整備を図ります。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	7,358	7,241	7,151	7,023	6,903
② 確保の内容	7,463	7,380	7,317	7,226	7,148
②-①	105	139	166	203	245

○参考：平成30年度実績（人日）

量の見込み（計画値）	確保の内容（計画値）	利用者数（実績値）
14,769	14,861	10,748

(8) 一時預かり事業

現在、県内29市町242箇所で開催しています。地域子ども・子育て支援事業では、幼稚園で行っている在園児対象の預かり保育も含めて、一時預かり事業として実施します。幼児教育・保育の無償化の対象事業となっており、今後の需要も見込まれます。

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とするものの預かり保育の利用希望に対応できるようにします。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	401,415	391,472	378,478	372,065	363,699
② 確保の内容	405,424	395,789	383,913	377,695	370,783
②-①	4,009	4,317	5,435	5,630	6,684

(9) 延長保育事業

現在、県内すべての市町村が206施設で開催しています。今後も多様な働き方に対応できるよう必要な支援を行います。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	197,802	195,755	192,257	190,292	188,648
② 確保の内容	200,134	197,586	194,806	192,240	191,038
②-①	2,332	1,831	2,549	1,948	2,390

(10) 病児保育事業

現在、県内18市町62箇所で開催しており、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合に一時的に預かります。

実施されている地域に偏りがあり、お住まいの近くでの事業実施などの要望も多いので、単独市町村での実施のみでなく広域的な対応も視野に整備を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象事業になっています。

(人日)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	20,631	20,033	19,461	19,094	18,652
② 確保の内容	22,330	22,291	24,527	24,466	24,827
②-①	1,699	2,258	5,066	5,372	6,175

○参考 平成30年度実績 (人日)

量の見込み (計画値)	確保の内容 (計画値)	利用者数 (実績値)
17,241	18,562	12,689

(11) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

現在、県内34市町村318箇所で開催しており、他の1町が放課後子ども教室で対応しています。利用児童数は年々増加しており、今後需要の増加が見込まれています。

引き続き、必要な整備を行うとともに、指導員に対する研修や処遇改善を図ります。

(人)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	15,933	16,213	16,539	16,638	16,687
② 確保の内容	15,876	16,622	16,860	16,981	17,042
②-①	-57	409	321	343	355

○参考：平成30年度実績 (人)

量の見込み (計画値)	確保の内容 (計画値)	利用者数 (実績値)
13,932	14,640	14,500

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (保護者の負担軽減)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や副食費等を助成する事業です。

幼児教育・保育の無償化後は、新制度に移行していない幼稚園の副食費が新たに助成対象となっています。

市町村が本事業に取り組む場合に、県として必要な支援を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業であり、市町村が本事業に取り組む場合に、県として必要な支援を行います。

6 人材の確保と質の向上について

質の高い教育・保育を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの保育に従事する者の確保及び質の向上が必要です。

県は、必要な人材の確保を図るとともに、働きやすい環境の整備や処遇の改善、職員の経験年数に応じた研修を実施し、教育・保育の質の向上を図っていきます。

○特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育士等 (※)	6,230	6,264	6,277	6,274	6,260

(※) 保育士等：特定教育・保育及び特定地域型保育施設に従事する保育士・幼稚園教諭・保育教諭

(※) 見込み数は、内閣府が示す算定方法により令和2年度から令和6年度までの市町村子ども・子育て支援事業計画における利用定員から算出

7 認定こども園への移行について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担います。

県では、幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備などについて必要な支援を行い、認定こども園への移行を希望する施設に対しては、認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行います。

○認定こども園の設置計画及び設置時期 (施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置計画数 (県全体)	87	93	96	96	96

参 考 资 料

山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第19条）

附則

「子ども」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の子どもが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができることは、県民の願いである。

しかしながら、家族形態が多様化している中で、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。

今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う子どもたちを安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。

幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれるなど、子育てにとって恵まれた環境がある。

これらの子育てに適した環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に連携し、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、総ぐるみで支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。

そのためには、県民一人一人ができることから、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切にして助け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい風土となって親から子へと受け継がれていく。これにより、自然と人間との調和を図りながら、多彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、子どもを生み、育てる者の負担の軽減その他の県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者の取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、計画を策定するに当たっては、子育てするなら山形県推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(連携体制)

第9条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(社会的気運の醸成)

第12条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもを生子、育てる者の負担軽減)

第13条 県は、子どもを生子、育てる者の負担を軽減するため、子どもを生子、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(子ども及び子どもを生子、育てる者の健康増進)

第14条 県は、県民が安心して子どもを生子、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他の子ども及び子どもを生子、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の支援)

第15条 県は、子どもを生子、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもを生子、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安心して生活を送ることができる環境の整備)

第16条 県は、子ども及び子どもを生子、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他の子ども及び子どもを生子、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

(若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備)

第17条 県は、子どもを生子、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を発揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民運動)

第18条 県は、子育て支援・少子化対策が、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第19条 県民の間に広く子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県民が家族のきずなを大切にするため、家庭の日を設ける。

2 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。

3 県は、市町村その他子育ての支援に関する取組を行う者と連携し、家庭の日の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月9日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第4号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、法及び認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、子育て支援・少子化対策（山形県子育て基本条例第2条に規定する子育て支援・少子化対策をいう。）に関する施策に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（山形県子育て基本条例の一部改正）

2 山形県子育て基本条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者」を「子育てするなら山形県推進協議会」に改める。

附 則（平成26年10月10日条例第87号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会委員名簿

【任期：平成30年1月1日～令和元年12月31日】

秋葉 典子	山形市立宮浦小学校 校長
石川 雄一	山形県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長
井上 恭子	公募委員
井上 達也	山形県青少年育成県民会議 常任理事
大風 亨	株式会社大風印刷 代表取締役社長
岡崎 恵子	山形県保育協議会 副会長
岡村 美由紀	山形県学童保育連絡協議会 事務局次長
小川 修平	日本労働組合総連合会山形県連合会 副事務局長
片桐 晃子	NPO法人にこっと 理事長
川又 英子	山形県ひとり親家庭応援センター相談員
國方 敬司	山形大学 名誉教授
児玉 昭平	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定子ども園協会 会長
高橋 未樹	南陽市保育園保護者会連絡協議会 委員
高見 佳澄	山形県PTA連合会 母親委員長
土田 正剛	東根市長
槌谷 由美子	保健医療大学看護学科 講師
土谷 理恵子	公募委員
永盛 善博	東北文教大学 准教授
原田 俊二	山形県町村会（川西町長）
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
松本 邦彦	山形大学人文社会科学部 教授
三浦 明弓	庄内恋愛教習所 所長

（計22名）

※五十音順、敬称略

【任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日】

秋葉 典子	山形市立宮浦小学校 校長
石川 雄一	山形県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長
井上 達也	山形県青少年育成県民会議 常任理事
岡崎 恵子	山形県保育協議会 副会長
岡村 美由紀	山形県学童保育連絡協議会 事務局次長
片桐 晃子	NPO法人にこっと 理事長
川又 英子	山形県ひとり親家庭応援センター相談員
國方 敬司	山形大学 名誉教授
児玉 昭平	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定子ども園協会 会長
齋藤 洋次	日本労働組合総連合会山形県連合会 副会長
佐藤 航	公募委員
高橋 未樹	南陽市保育園保護者会連絡協議会 委員
高見 佳澄	山形県PTA連合会 母親委員長
滝口 陽子	公募委員
土田 正剛	東根市長
槌谷 由美子	保健医療大学看護学科 講師
中村 妙子	株式会社萬屋薬局 代表取締役
永盛 善博	東北文教大学 准教授
原田 俊二	山形県町村会（川西町長）
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
松本 邦彦	山形大学人文社会科学部 教授
三浦 明弓	庄内恋愛教習所 所長

（計22名）

※五十音順、敬称略

「子育てするなら山形県」推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに育成しようとする家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するため、「子育てするなら山形県」推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次代を担う子どもの育成支援の総合的な指針及び行動計画の策定並びに推進に関すること。
- (2) 次代を担う子どもの育成支援の企画調整及び実施に関すること。
- (3) その他次代を担う子どもの育成支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には知事、副本部長には副知事を充てる。
- 3 本部長は、会務を総括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、議長を務める。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を本部会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 推進本部のもとに次代を担う子どもの育成支援のための個別の計画を推進するプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの運営等については、別に定める。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に別表第2に掲げる職にある者をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て推進部次長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は議長を務める。
- 4 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(検討部会)

第7条 次代を担う子どもの育成支援の推進事案を検討するため、幹事会のもとに検討部会を置く。

- 2 検討部会の運営等については、別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、子育て推進部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 本部構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部長	企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 総務部長 企画振興部長 防災くらし安心部長 環境エネルギー部長 子育て推進部長 健康福祉部長 医療統括監 商工労働部長 観光文化スポーツ部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 村山総合支庁長 最上総合支庁長 置賜総合支庁長 庄内総合支庁長

別表第2（第6条関係） 幹事会構成員（22課）

幹事長	子育て推進部	子育て推進部次長
幹事	総務部	人事課長
	企画振興部	企画調整課長
	防災くらし安心部	防災危機管理課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	子育て推進部	子育て支援課長 子ども家庭課長 若者活躍・男女共同参画課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長
	商工労働部	産業政策課長
	観光文化スポーツ部	観光立県推進課長
	農林水産部	農政企画課長
	県土整備部	管理課長
	会計局	会計課長
	企業局	総務企画課長
	病院事業局	県立病院課長
	教育庁	総務課長
警察本部	生活安全企画課長 交通企画課長	
総合支庁	村山総合支庁子ども家庭支援課長 最上総合支庁子ども家庭支援課長 置賜総合支庁子ども家庭支援課長 庄内総合支庁子ども家庭支援課長	

だいじょうぶ みんながあなたの サポーター



子育てするなら山形県